

大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法
第8条第5項に規定する調査開始の件（令和
2年6月財務省告示第156号）で告示した
調査に関する調査結果報告書

目次

1 総論	- 1 -
1－1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1－1－1 品名	- 1 -
1－1－2 銘柄及び型式	- 1 -
1－1－3 特徴	- 1 -
1－2 調査対象貨物の供給者及び供給国	- 1 -
1－3 調査対象貨物に対する意見の表明に係る検討	- 1 -
1－4 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1－4－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1－4－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1－5 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1－5－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1－5－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1－6 調査開始の経緯	- 2 -
1－6－1 課税申請	- 2 -
1－6－2 調査開始の決定	- 3 -
1－7 調査開始後の経緯	- 5 -
1－7－1 質問状等の送付及び回答の状況	- 5 -
1－7－1－1 供給者への質問状等の送付等	- 6 -
1－7－1－2 輸入者への質問状等の送付等	- 8 -
1－7－1－3 本邦生産者への質問状等の送付等	- 9 -
1－7－1－4 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 10 -
1－7－2 質問状回答書の不備または指摘事項等に対する確認	- 12 -
1－7－3 追加質問状の送付等	- 15 -
1－7－3－1 追加質問状の送付及び回答	- 15 -
1－7－4 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 16 -
1－7－4－1 証拠の提出及び証言	- 16 -
1－7－4－2 対質の申出	- 17 -
1－7－4－3 意見の表明	- 17 -
1－7－4－3－1 調査対象貨物に対する意見の表明に係る検討	- 17 -
1－7－4－3－1－1 特定の製品に係る除外要請	- 17 -

1 - 7 - 4 - 3 - 1 - 2 調査取りやめ	- 21 -
1 - 7 - 4 - 3 - 1 - 3 その他	- 21 -
1 - 7 - 4 - 4 情報の提供	- 21 -
1 - 7 - 5 現地調査	- 21 -
1 - 7 - 5 - 1 供給者に対する現地調査の実施	- 21 -
1 - 7 - 5 - 2 本邦生産者に対する現地調査の実施	- 22 -
1 - 7 - 5 - 3 供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続	- 23 -
1 - 8 秘密の情報	- 23 -
1 - 9 証拠等の閲覧	- 24 -
1 - 10 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 24 -
1 - 11 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 25 -
2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 26 -
2 - 1 総論	- 26 -
2 - 1 - 1 調査対象貨物	- 26 -
2 - 1 - 2 調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 26 -
2 - 1 - 3 不当廉売差額の基本的考え方	- 26 -
2 - 1 - 4 正常価格の算出の基本的考え方	- 27 -
2 - 1 - 5 輸出価格の算出の基本的考え方	- 28 -
2 - 1 - 6 端数処理の基本的考え方	- 28 -
2 - 2 供給者	- 28 -
2 - 2 - 1 UNID	- 30 -
2 - 2 - 1 - 1 正常価格	- 30 -
2 - 2 - 1 - 2 正常価格算出における品種区分	- 30 -
2 - 2 - 2 正常価格に対する意見の表明に係る検討	- 32 -
2 - 2 - 2 - 1 本邦向け輸出価格	- 34 -
2 - 2 - 2 - 2 通貨の換算	- 34 -
2 - 2 - 2 - 3 不当廉売差額率（UNID）	- 34 -
2 - 2 - 3 他の供給者	- 35 -
2 - 2 - 4 不当廉売差額率	- 35 -
2 - 3 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 35 -
3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 36 -
3 - 1 同種の貨物の検討	- 36 -
3 - 1 - 1 物理的及び化学的特性	- 36 -
3 - 1 - 2 製造工程	- 36 -
3 - 1 - 3 流通経路	- 37 -

3-1-4 價格の決定方法.....	- 38 -
3-1-5 用途.....	- 38 -
3-1-6 代替性	- 38 -
3-1-7 貿易統計上の分類	- 39 -
3-1-8 同種の貨物の検討についての結論	- 39 -
3-2 本邦の産業.....	- 40 -
3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響.....	- 41 -
3-3-1 当該輸入貨物の輸入量	- 41 -
3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 -	43 -
3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討	- 46 -
3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 46 -
3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	- 47 -
3-4-1 生産高（生産量）	- 47 -
3-4-2 生産能力・操業度（稼働率）	- 48 -
3-4-3 在庫.....	- 49 -
3-4-4 販売及び市場占拠率.....	- 50 -
3-4-5 利潤.....	- 51 -
3-4-6 投資及び投資収益	- 52 -
3-4-7 資金流出入（キャッシュフロー）	- 53 -
3-4-8 資本調達能力.....	- 53 -
3-4-9 雇用	- 53 -
3-4-10 賃金	- 54 -
3-4-11 生産性.....	- 54 -
3-4-12 成長	- 55 -
3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因	- 55 -
3-4-14 不当廉売価格差の大きさ	- 57 -
3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討 -	57 -
3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 ...	- 59 -
3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論	- 60 -
4 因果関係	- 61 -
4-1 当該輸入貨物の輸入による影響.....	- 61 -
4-2 当該輸入貨物以外による影響	- 61 -

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格	- 61 -
4-2-1-1 第三国からの輸入量	- 61 -
4-2-1-2 第三国からの輸入価格	- 63 -
4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討	- 64 -
4-2-1-4 第三国からの輸入の量及び価格についての結論	- 65 -
4-2-2 需要又は消費態様の変化	- 65 -
4-2-2-1 需要の変化	- 65 -
4-2-2-2 消費態様の変化	- 67 -
4-2-2-3 需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討	- 68 -
4-2-2-4 需要又は消費態様の変化についての結論	- 68 -
4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争	- 68 -
4-2-4 技術の進歩	- 69 -
4-2-5 本邦の産業の輸出実績	- 69 -
4-2-6 本邦の産業の生産性	- 69 -
4-2-7 その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討	- 69 -
4-2-7-1 供給安定性に関する意見等の検討	- 70 -
4-2-7-2 その他の意見等の検討	- 70 -
4-3 因果関係に関する結論	- 72 -
5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解	- 73 -
5-1 調査の経緯に関する事項	- 73 -
5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示	- 73 -
5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等	- 74 -
5-1-3 秘密の情報	- 74 -
5-1-4 証拠等の閲覧	- 74 -
5-1-5 暫定措置	- 74 -
5-2 「1 総論」に係る反論等の検討	- 75 -
5-2-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討	- 75 -
5-2-1-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等	- 75 -
5-2-1-2 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等に対する再反論等	- 75 -
5-2-1-3 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討	- 76 -
5-3 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 77 -
5-3-1 「正常価格等」に係る反論等の検討	- 78 -
5-3-1-1 「正常価格等」に係る反論等	- 78 -
5-3-1-2 「正常価格等」に係る反論等に対する再反論等	- 82 -
5-3-1-3 「正常価格等」に係る反論等の検討	- 84 -

5－4 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 90 -
5－4－1 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討	- 91 -
5－4－1－1 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等	- 91 -
5－4－1－2 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る再反論等	- 92 -
5－4－1－3 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討	- 92 -
5－5 「4 因果関係」に係る反論等の検討	- 93 -
5－5－1 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等の検討	- 93 -
5－5－1－1 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等	- 93 -
5－5－1－2 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等の検討	- 94 -
5－5－2 「その他の意見等」に係る反論等の検討	- 94 -
5－5－2－1 「その他の意見等」に係る反論等	- 94 -
5－5－2－2 「その他の意見等」に係る反論等に対する再反論等	- 95 -
5－5－2－3 「その他の意見等」に係る反論等の検討	- 95 -
5－6 仮の決定を支持する意見	- 96 -
5－7 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論	- 96 -
6 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解	- 97 -
6－1 調査の経緯に関する事項	- 97 -
6－1－1 重要事実の開示	- 97 -
6－1－2 重要事実に対する利害関係者からの意見	- 97 -
6－1－3 秘密の情報	- 98 -
6－1－4 証拠等の閲覧	- 98 -
6－2 「1 総論」に係る反論等の検討	- 98 -
6－2－1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討	- 98 -
6－2－1－1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論	- 98 -
6－2－1－2 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論に対する再反論	- 99 -
6－2－1－3 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討	- 100 -
6－3 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 101 -
6－3－1 「正常価格等」に係る反論等の検討	- 101 -
6－3－1－1 「正常価格等」に係る反論	- 101 -
6－3－1－2 「正常価格等」に係る反論に対する再反論	- 104 -
6－3－1－3 「正常価格等」に係る反論等に係る検討	- 106 -

6-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討	- 114 -
6-4-1 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論等の検討	- 114 -
6-4-1-1 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論	- 114 -
6-4-1-2 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る再反論	- 115 -
6-4-1-3 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論等の検討	- 115 -
6-5 重要事実を支持する意見	- 117 -
6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論	- 117 -
7 結論	- 117 -
(別添) 主要証拠等目録	- 118 -

注：【】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1-1-1 品名

(1) 炭酸カリウム（炭酸二カリウム）

なお、化学式は K_2CO_3 であり、中性炭酸カリウム¹とも呼ばれる。英語名称は Dipotassium Carbonate。

1-1-2 銘柄及び型式

(2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2836.40 号に分類される。

1-1-3 特徴

(3) 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される。

1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国

(4) 大韓民国（以下「韓国」という。）の生産者及び輸出者。

1-3 調査対象貨物に対する意見の表明²に係る検討

(5) 下記「1-7-4-3 意見の表明」参照。

1-4 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-4-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(6) 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで。

¹ $KHCO_3$ （炭酸水素カリウム（重炭酸カリウムとも呼ばれる））も炭酸カリウムと呼ばれ得るが、調査対象貨物には該当しない。

² 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 12 条の 2 第 1 項

1－4－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(7) 平成 29 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで。

1－5 調査の対象とした事項の概要

1－5－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、
(ア) 調査対象貨物と同種の貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）
(イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
(ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（不当廉売差額）
(エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう³。

1－5－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(9) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
(ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
(イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
(ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
(エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－6 調査開始の経緯

1－6－1 課税申請

³ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。） 2.6

(10) 令和 2 年 4 月 30 日、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「大韓民国産の炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、カリ電解工業会から提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
カリ電解工業会	東京都中央区新川 1 丁目 4 番 1 号

(11) 申請者は、下記「**3-2 本邦の産業**」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している本邦生産者二社が加盟する業界団体であり、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月における当該貨物の本邦における総生産高に占める当該二社の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）⁴を満たしていた。

なお、調査当局は、令和 2 年 6 月 22 日、韓国政府に対し、かかる申請があり受領した旨を通知⁵した。

1-6-2 調査開始の決定

(12) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高 50% を超えていたこと⁶から、調査を開始する必要があると認められたので、令和 2 年 6 月 29 日、申請書に基づく調査の開始を決定⁷し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査⁸に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知⁹（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示¹⁰した（令和 2 年 6 月 29 日付け財務省告示第 156 号）（以下「調査開始告示」という。）。

(13) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定によ

⁴ 政令第 5 条第 1 項第 1 号

⁵ 協定 5.5

⁶ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号

⁷ 法第 8 条第 5 項

⁸ 調査開始告示では「本調査」と表記される一方、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」では「本調査」と「本件調査」が併記されているところ、用語の使用に係る混乱を避けるため、これ以降「本調査」に統一して記載する。但し、ホームページ等において「本件調査」と記載されているものはそのまま「本件調査」と記載する等、出典の記載を使用した。

⁹ 政令第 8 条第 1 項

¹⁰ 政令第 8 条第 1 項

る情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和 2 年 9 月 29 日

(イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課するとの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないとの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(ウ) 対質の申出についての期限 令和 2 年 10 月 29 日

(エ) 意見の表明についての期限 令和 2 年 10 月 29 日

(オ) 情報の提供についての期限 令和 2 年 10 月 29 日

(14) また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（一）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

(15) 令和 2 年 6 月 29 日、韓国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹¹（申請書（開示版）の写しを添付¹²）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和 2 年 9 月 8 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹³した。

なお、本調査の開始決定に際し、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、令和 2 年 6 月 25 日に財務大臣から経済産業大臣に対して、及び同月 26 日に経済産業大臣から財務大臣に対して、それぞれその旨を通知¹⁴した。

¹¹ 協定 12.1

¹² 協定 6.1.3

¹³ 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6.(3)

¹⁴ 政令第 18 条

1-7 調査開始後の経緯

1-7-1 質問状等の送付及び回答の状況

(16) 令和2年6月29日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省¹⁵及び経済産業省¹⁶のホームページに掲載し公表し、財務省ホームページにおいては、調査開始告示の日から7日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から14日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出して欲しい旨を明示し、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣から質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先に連絡するよう求めた。さらに、質問状等に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(17) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、大韓民国駐日本国大使館¹⁷に対し、当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(19)(ア)の1者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨依頼した。

¹⁵ https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm

¹⁶ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/tansankari/index.html
(以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省及び経済産業省のホームページアドレスは同様。)

¹⁷ 上記調査開始時において「大韓民国駐日本国大使館」と記載していたが、その後、より適切な表記である「駐日本国大韓民国大使館」に記載を修正。

(18) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「**表2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況**」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-7-1-2 輸入者への質問状等の送付等」、「1-7-1-3 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-7-1-4 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受理した。

表2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付等の対象	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
		A 件	B 件	B/A %	C 件	C/B %	D 件	D/A %	
供給者		1	1	100	1	1	100	100	100
輸入者		3	3	100	3		100	3	100
本邦生産者		2	2	100	2		100	2	100
産業上の使用者		20	15	75	13		86.7	9	45

(注1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下2桁目の数字を四捨五入している。

1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等

(19) 令和2年6月29日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の生産者及び輸出者1者¹⁸に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付¹⁹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決

¹⁸ 申請書別紙7

¹⁹ 政令第10条第2項

定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(ア) 令和2年6月29日に供給者質問状等を送付した供給者
UNID Company Ltd.²⁰ (以下「UNID²¹」という。)

(20) 確認票に関して、「**表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、上記(19)(ア)の供給者1者から、令和2年7月13日の確認票回答の提出期限後に、確認票回答の提出があり、調査対象期間中に調査対象貨物の生産又は本邦への輸出実績がある旨の回答があった。

(21) 供給者質問状の調査項目B以降の回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和2年7月29日までに、供給者1者から、調査項目BからEについて提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(22) 供給者質問状に関して、「**表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、供給者1者から、供給者質問状回答書の提出期限である令和2年8月5日までに、調査項目Aに係る回答書の提出があった。

また、上記(21)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目BからEについて、延長後の提出期限である令和2年8月19日までに、供給者1者から回答書の提出があった。

(23) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおりであった。

表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目A)	質問状回答延長要望 (調査項目B~G)	質問状回答日 (調査項目B~G)
UNID	6/29	7/14 (期限外)	生産 有 輸出 有 協力する	8/5	7/29 ²²	8/19 ²³

²⁰ 申請書において、当該供給者の名称が「UNID Company Ltd.」とされていたものの、調査開始後、当該供給者から提出された確認票及び質問状等の各種書面に記載された名称がいずれも「UNID Co.,Ltd」であったことから、以降当該供給者の正式名称を「UNID Co.,Ltd」として取り扱った。

²¹ 以降、特段断りがない限り「供給者」は「UNID」を指す。

²² 調査項目BからEの延長希望

²³ 調査項目BからEの提出

1-7-1-2 輸入者への質問状等の送付等

(24) 令和 2 年 6 月 29 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 3 者^{24,25}に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付²⁶するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(25) 伊藤忠商事について、調査対象貨物の輸入に関する業務は、調査対象期間中に伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社（以下「伊藤忠ケミカルフロンティア」という。）に全て移管していることが調査開始後判明したため、質問状等の回答については、伊藤忠ケミカルフロンティアから提出されることとなった。

(26) 確認票に関して、「表 4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 2 年 7 月 13 日までに、輸入者 3 者²⁷から確認票の提出があり、調査対象期間中に調査対象貨物の本邦への輸入実績がある旨の回答があった。

(27) 輸入者質問状の調査項目 B 以降の回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和 2 年 7 月 29 日までに、輸入者 2 者²⁸から、調査項目 B から E について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(28) 輸入者質問状に関して、「表 4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、輸入者質問状回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 5 日までに、輸入者 2 者²⁹から、調査項目 A の提出があり、輸入者 1 者³⁰から、調査項目 A から E の提出があった。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から E について、延長後の提出期限である令和 2 年 8 月 19 日までに、輸入者 2 者から回答書の提出があった。

²⁴ 申請書（8-1.）

²⁵ 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）、日星産業株式会社（以下「日星産業」という。）、株式会社マル一（以下「マル一」という。）

²⁶ 政令第 10 条第 2 項

²⁷ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マル一

²⁸ 伊藤忠ケミカルフロンティア、マル一

²⁹ 伊藤忠ケミカルフロンティア、マル一

³⁰ 日星産業

- (29) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、
「表4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表4 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目A)	質問状回答延長要望(調査項目B~E)	質問状回答日(調査項目B~E)
・伊藤忠ケミカルフロンティア	6/29	7/10	輸入 有 協力する	8/5	7/22	8/19
・日星産業	6/29	7/13	輸入 有 協力する	8/4	—	8/4
・マル一	6/29	7/10	輸入 有 協力する	8/5	7/27	8/19

1－7－1－3 本邦生産者への質問状等の送付等

- (30) 令和2年6月29日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た2者^{31,32}に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付³³するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (31) 確認票に関して、「表5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、本邦生産者2者³⁴から、確認票回答の提出期限である令和2年7月13日までに、確認票の提出があり、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力する旨の回答があった。

- (32) 本邦生産者質問状の調査項目BからGまでに係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和2年7月29日までに、本邦生産者1者³⁵から提出期限の延長の申

³¹ 申請書(8-2.)

³² AGC株式会社(以下「AGC」という。)、日本曹達株式会社(以下「日本曹達」という。)

³³ 政令第10条第2項

³⁴ AGC、日本曹達

³⁵ AGC

出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (33) 本邦生産者質問状に関して、「表 5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」とおり、本邦生産者質問状回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 5 日までに、本邦生産者 1 者³⁶から調査項目 A から G までに係る回答書の提出があり、回答書の提出期限の延長を申し出た本邦生産者 1 者から調査項目 A に係る回答書の提出があった。
- (34) 回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 2 年 8 月 19 日までに、本邦生産者 1 者から調査項目 B から G までに係る回答書の提出があった。
- (35) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」とおりであった。

表 5 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B～G)	質問状回答日 (調査項目 B～G)
・AGC	6/29	7/13	生産 有 協力する	8/4	7/29	8/17
・日本曹達	6/29	7/10	生産 有 協力する	8/4	—	8/4

1－7－1－4 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (36) 令和 2 年 6 月 29 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 20 者³⁷に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者質問状」という。)を送付³⁸するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。
- (37) 確認票に関して、「表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」とおり、確認票回答の提出期限である令和 2 年 7 月 13 日までに、上記(36)の産業上の使用者 20 者のう

³⁶ 日本曹達

³⁷ 申請書 (8-3.)

³⁸ 政令第 13 条第 2 項

ち 9 者³⁹から、また、当該提出期限後に、他の産業上の使用者 6 者⁴⁰から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 15 者のうち 13 者⁴¹から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び 12 者⁴²から本調査へ協力する旨の回答があつた。

(38) 産業上の使用者質問状に関して、「**表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、産業上の使用者質問状回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 5 日までに、本調査に協力を表明した産業上の使用者 12 者のうち 8 者⁴³から回答書の提出があつた。また、当該提出期限後に他の 1 者⁴⁴から回答書の提出があつた。

(39) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおりであった。

表 6 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日
・【産業上の使用者 A 社】	6/29	7/7	購入 有 協力する	7/22
・【産業上の使用者 B 社】	6/29	7/9	購入 有 協力しない	回答無し
・【産業上の使用者 C 社】	6/29	7/10	購入 有 協力する	8/5
・【産業上の使用者 D 社】	6/29	7/10	購入 有 協力しない	回答無し
・【産業上の使用者 E 社】	6/29	7/13	購入 有 協力する	8/5

³⁹ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 B 社】、【産業上の使用者 C 社】、【産業上の使用者 D 社】、【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】

⁴⁰ 【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 K 社】、【産業上の使用者 L 社】、【産業上の使用者 M 社】、【産業上の使用者 N 社】、【産業上の使用者 O 社】

⁴¹ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 B 社】、【産業上の使用者 C 社】、【産業上の使用者 D 社】、【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 L 社】、【産業上の使用者 N 社】、【産業上の使用者 O 社】

⁴² 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 C 社】、【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 K 社】、【産業上の使用者 L 社】、【産業上の使用者 N 社】、【産業上の使用者 O 社】

⁴³ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 C 社】、【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 N 社】

⁴⁴ 【産業上の使用者 J 社】

・【産業上の使用者 F 社】	6/29	7/13	購入 有 協力する	7/31
・【産業上の使用者 G 社】	6/29	7/13	購入 有 協力する	8/5
・【産業上の使用者 H 社】	6/29	7/13	購入 有 協力する	8/5
・【産業上の使用者 I 社】	6/29	7/13	購入 有 協力する	8/4
・【産業上の使用者 J 社】	6/29	7/15 (期限外)	購入 有 協力する	8/24 (期限外)
・【産業上の使用者 K 社】	6/29	7/15 (期限外)	購入 無 協力する	回答無し
・【産業上の使用者 L 社】	6/29	7/15 (期限外)	購入 有 協力する	回答無し
・【産業上の使用者 M 社】	6/29	7/17 (期限外)	購入 無 協力しない	回答無し
・【産業上の使用者 N 社】	6/29	7/21 (期限外)	購入 有 協力する	8/4
・【産業上の使用者 O 社】	6/29	8/6 (期限外)	購入 有 協力する	回答無し
・【産業上の使用者 P 社】	6/29	回答無し	—	回答無し
・【産業上の使用者 Q 社】	6/29	回答無し	—	回答無し
・【産業上の使用者 R 社】	6/29	回答無し	—	回答無し
・【産業上の使用者 S 社】	6/29	回答無し	—	回答無し
・【産業上の使用者 T 社】	6/29	回答無し	—	回答無し

1－7－2 質問状回答書の不備または指摘事項等に対する確認

(40) 供給者質問状、輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があつたこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書(以下「不備改め版回答書」という。)を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知(以下「不備指摘」という。)した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと

になる旨を明示した。

(ア) 供給者 1 者に対して、令和 2 年 8 月 24 日に 1 回目の、令和 2 年 9 月 4 日に 2 回目の不備指摘をした。

(イ) 輸入者 1 者⁴⁵に対して、令和 2 年 8 月 24 日に 1 回目の、令和 2 年 9 月 4 日に 2 回目の、令和 2 年 9 月 23 日に 3 回目の、令和 2 年 10 月 5 日に 4 回目の不備指摘をした。輸入者 1 者⁴⁶に対して、令和 2 年 8 月 24 日に不備指摘をした。輸入者 1 者⁴⁷に対して、令和 2 年 9 月 4 日に不備指摘をした。

(ウ) 本邦生産者 1 者⁴⁸に対して、令和 2 年 8 月 24 日に 1 回目の、令和 2 年 10 月 1 日に 2 回目の不備指摘をした。本邦生産者 1 者⁴⁹に対して、令和 2 年 9 月 4 日に 1 回目の、令和 2 年 10 月 1 日に 2 回目の不備指摘をした。

(エ) 産業上の使用者 4 者⁵⁰に対して、令和 2 年 8 月 24 日に不備指摘をした。産業上の使用者 1 者⁵¹に対し、令和 2 年 9 月 4 日に不備指摘をした。

(41) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(ア) 供給者 1 者に対して令和 2 年 8 月 24 日に行った 1 回目の不備指摘については、回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 31 日までに、提出期限の延長申請があり、調査の迅速な進行に支障のない範囲で一部提出期限の延長を認め、当初回答期限である令和 2 年 8 月 31 日までに一部の不備改め版回答書の提出があり、延長後の回答期限である令和 2 年 9 月 4 日までに延長を認めた不備改め版回答書の提出があった。

また、令和 2 年 9 月 4 日に行った 2 回目の不備指摘についても、回答書の提出期限である令和 2 年 9 月 18 日までに、提出期限の延長申請があったものの、十分な提出期限を設けていること及び調査当局の迅速な調査進行という観点から、期限内に回答することを求めたところ、令和 2 年 9 月 18 日までに不備改め版回答書の提出があった。

(イ) 輸入者 1 者⁵²に対して令和 2 年 8 月 24 日に行った 1 回目の不備指摘、令和 2 年 9 月 4 日に行った 2 回目の不備指摘、令和 2 年 9 月 23 日に行った 3 回目の不備指摘及び令和 2

⁴⁵ マル一

⁴⁶ 日星産業

⁴⁷ 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁴⁸ 日本曹達

⁴⁹ AGC

⁵⁰ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】

⁵¹ 【産業上の使用者 I 社】

⁵² マル一

年 10 月 5 日に行った 4 回目の不備指摘については、それぞれの回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 31 日、令和 2 年 9 月 18 日、令和 2 年 9 月 30 日及び令和 2 年 10 月 12 日までに不備改め版回答書の提出があった。

また、輸入者 1 者⁵³に対して令和 2 年 8 月 24 日に行った不備指摘については、回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 31 日までに不備改め版回答書の提出があった。

さらに、輸入者 1 者⁵⁴に対して令和 2 年 9 月 4 日に行った不備指摘については、回答書の提出期限である令和 2 年 9 月 18 日までに不備改め版回答書の提出がなかったが、当該提出期限後に提出があった。

(ウ) 本邦生産者 1 者⁵⁵に対して令和 2 年 8 月 24 日に行った 1 回目の不備指摘及び令和 2 年 10 月 1 日に行った 2 回目の不備指摘については、回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 31 日及び令和 2 年 10 月 8 日までに不備改め版回答書の提出があった。

また、本邦生産者 1 者⁵⁶に対して令和 2 年 9 月 4 日に行った 1 回目の不備指摘及び令和 2 年 10 月 1 日に行った 2 回目の不備指摘については、回答書の提出期限である令和 2 年 9 月 18 日及び令和 2 年 10 月 8 日までに不備改め版回答書の提出があった。

(エ) 産業上の使用者 4 者⁵⁷に対して令和 2 年 8 月 24 日に行った不備指摘については、回答書の提出期限である令和 2 年 8 月 31 日までに産業上の使用者 2 者⁵⁸から不備改め版回答書の提出があった。

なお、令和 2 年 8 月 24 日に不備指摘を行った産業上の使用者 4 者のうち 2 者⁵⁹については、不備改め版回答書の提出はなかった。

また、産業上の使用者 1 者⁶⁰に対して令和 2 年 9 月 4 日に行った不備指摘については、回答書提出期限である令和 2 年 9 月 18 日までに不備改め版回答書の提出があった。

(42) 供給者質問状、輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答の不備指摘に対する確認状況については、「**表 7 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況**」のとおりであった。

また、期限を超過して提出された不備改め版回答書(添付資料を含む。)の回答については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠又は情報の提供としてこれを受理した。

⁵³ 日星産業

⁵⁴ 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁵⁵ 日本曹達

⁵⁶ AGC

⁵⁷ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】

⁵⁸ 【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 H 社】

⁵⁹ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 G 社】

⁶⁰ 【産業上の使用者 I 社】

表 7 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

送付先	不備指摘 送付日	不備改め版回答書（添付資料を含む。） 提出日
<供給者>		
・ UNID	8/24（1回目） 9/4（2回目）	8/31・9/4（1回目・9/4は延長後期限） 9/18（2回目）
<輸入者>		
・ マル一	8/24（1回目） 9/4（2回目） 9/23（3回目） 10/5（4回目）	8/27（1回目） 9/18（2回目） 9/30（3回目） 10/12（4回目）
・ 日星産業	8/24	8/28
・ 伊藤忠ケミカルフロンティア	9/4	9/29（期限外）
<本邦生産者>		
・ 日本曹達	8/24（1回目） 10/1（2回目）	8/31（1回目） 10/8（2回目）
・ AGC	9/4（1回目） 10/1（2回目）	9/15（1回目） 10/7（2回目）
<産業上の使用者>		
・ 【産業上の使用者 A 社】	8/24	回答無し
・ 【産業上の使用者 F 社】	8/24	8/28
・ 【産業上の使用者 G 社】	8/24	回答無し
・ 【産業上の使用者 H 社】	8/24	8/28
・ 【産業上の使用者 I 社】	9/4	9/16

1-7-3 追加質問状の送付等

1-7-3-1 追加質問状の送付及び回答

(43) 令和2年6月29日に発出した質問状の追加質問として、令和2年10月12日、供給者1者、輸入者3者⁶¹及び本邦生産者2者⁶²に対して追加質問状を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出が無い場合、日本国政府は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイ

⁶¹ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マル一

⁶² AGC、日本曹達

ドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(44) これに対して、供給者 1 者、輸入者 3 者⁶³及び本邦生産者 2 者⁶⁴から、追加質問状回答書提出期限である令和 2 年 10 月 26 日までに、追加質問状回答書の提出があった。

(45) 追加質問状の送付状況及び追加質問状の回答状況については、「**表 8 追加質問状の送付及び回答状況**」のとおりであった。

表 8 追加質問状の送付及び回答状況

送付先	追加質問状 送付日	追加質問状 回答日
<供給者>		
・ UNID	10/12	10/26
<輸入者>		
・ 伊藤忠ケミカルフロンティア	10/12	10/26
・ 日星産業	10/12	10/26
・ マル一	10/12	10/26
<本邦生産者>		
・ AGC	10/12	10/20
・ 日本曹達	10/12	10/26

1-7-4 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-7-4-1 証拠の提出及び証言⁶⁵

(46) 証拠の提出に関して、その期限である令和 2 年 9 月 29 日までに供給者 1 者から「**表 9 証拠の提出**」のとおり証拠の提出があった（上記「**1-7-1 質問状等の送付及び回答の状況**」等に記載のとおり、期限を超過して提出された質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。）。

表 9 証拠の提出

提出者	提出日
UNID	令和 2 年 9 月 29 日

⁶³ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マル一

⁶⁴ AGC、日本曹達

⁶⁵ 政令第 10 条第 1 項

(47) 証言の申出に関して、その期限である令和 2 年 9 月 29 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1-7-4-2 対質の申出⁶⁶

(48) 対質の申出に関して、その期限である令和 2 年 10 月 29 日までに、供給者 1 者から申出があった⁶⁷。これを受けて、調査当局は対質の相手方に対して通知を行い、対質の申出に同意するか否かの確認を行ったところ、対質の相手方の同意が得られず、調査当局は供給者に対して対質の相手方から不同意の回答があった旨の通知を行い、対質は実現しなかった⁶⁸。

1-7-4-3 意見の表明

(49) 意見の表明に関して、その期限である令和 2 年 10 月 29 日までに、供給者 1 者、輸入者 1 者⁶⁹、本邦生産者 2 者⁷⁰及び申請者から「表 10 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表 10 意見の表明

提出者	提出日
<供給者>	
・ UNID	令和 2 年 8 月 7 日 令和 2 年 10 月 29 日
<輸入者>	
・ 伊藤忠ケミカルフロンティア	令和 2 年 10 月 29 日
<本邦生産者>	
・ AGC	令和 2 年 10 月 29 日
・ 日本曹達	令和 2 年 10 月 29 日
<申請者>	
・ カリ電解工業会	令和 2 年 10 月 29 日

1-7-4-3-1 調査対象貨物に対する意見の表明に係る検討

1-7-4-3-1-1 特定の製品に係る除外要請

(50) 上記「1-7-4-3 意見の表明」にも記載のとおり、令和 2 年 8 月 7 日付で、UNID

⁶⁶ 政令第 12 条第 1 項

⁶⁷ 対質の申出（UNID、令和 2 年 10 月 29 日）

⁶⁸ 対質の申出について（調査当局、令和 2 年 11 月 5 日）、対質の申出に対する回答（カリ電解工業会、令和 2 年 11 月 12 日）、対質の申出について（調査当局、令和 2 年 11 月 13 日）

⁶⁹ 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁷⁰ AGC、日本曹達

から、次のとおり、調査対象貨物の内、特定の製品（Super Fine Powder）の除外を要請する旨の意見の表明があった。

- (ア) Super Fine Powder は製造上の特徴として、UNID が製造する固形の炭酸カリウムである一般の Granule（粒状）または Powder（粉）製品と異なり、粒度の大きさの差、粒度分布の差、製造工程の差等が存在し、これらの製造のため、設備において air nozzle の運転個数や圧力を調整するノウハウの開発に加え、特別な生産が必要である。
- (イ) Super Fine Powder は【UNID 社特定のプロセスと取引の詳細】である。そのため、【UNID 社特定のプロセスと取引の詳細】している。
- (ウ) Super Fine Powder は、調査対象期間において日本への輸出実績がないものの、その特性に拠って顧客との協業、または、共同研究を通じて最適な製品開発及び調整を経て日本国内の特定の顧客へ販売可能となる。
- (エ) Super Fine Powder は上記(ア)、(イ)及び(ウ)に関連し、UNID が製造する固形の炭酸カリウムである一般の Granule（粒状）または Powder（粉）製品と価格において大きな差が生じており、高値である。
- (オ) したがって、調査対象貨物の内、Super Fine Powder を除外すべきである。

(51) これに対して、令和 2 年 10 月 29 日付で本邦生産者 2 者⁷¹から、次のとおり、Super Fine Powder を調査対象貨物から除外する旨の要請は失当であるため、UNID の要請について却下を求める旨の意見の表明があった。

- (ア) 上記(50)(ア)の意見に対し、UNID からの意見の表明において、Super Fine Powder は、一般の Granule（粒状）または Powder（粉）製品とは異なり、該当の製品は粒度の大きさの差、粒度分布の差、製造工程の差等が存在する旨の記載があることから、粒度の大きさ等が異なるものの Granule（粒状）または Powder（粉）製品と同種の製品であることが推察される。
- なお、UNID のウェブサイト⁷²の製品紹介記載のうち製品仕様において、Super Fine Powder の記載がないものの、炭酸カリウムの固形品として Granule（粒状）または Fine Powder（粉）の製品に係る記載を確認できた⁷³。
- そのため、Super Fine Powder が炭酸カリウムだとすれば、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2836.40 号に分類されると推察される。

⁷¹ AGC、日本曹達

⁷² http://www.unid.co.kr/eng/product/chemi_kco.asp#

⁷³ 令和 3 年 1 月以降、UNID のウェブサイトはメンテナンス中の模様

(イ) また、上記(50)(ア)の意見に対し、Super Fine Powder は、一般の Granule (粒状) または Powder (粉) 製品との差が単に粉碎工程を追加したものであり、特別な生産とは言えない。

本邦生産者 2 者⁷⁴は炭酸カリウム製品の供給に際し、【製品の特性に関する記載】の炭酸カリウム製品を製造している。

(ウ) 上記(50)(イ)及び(ウ)の意見に対し、炭酸カリウムの固形品は通常、供給先の需要に応じて様々な粒度、粒度分布に加工したうえで提供するところ、その製造過程に粉碎工程が追加され、粒度及び粒度分布が変わったからといって製品の用途、化学的・物理的特徴、流通経路、製造工程、使用者等に何らの本質的差異を生じさせないため、Super Fine Powder は、一般の Granule (粒状) または Powder (粉) 製品と本質的に異なる。

(エ) また、上記(50)(イ)及び(ウ)の意見に対し、本邦生産者 2 者⁷⁵は【製品の特性に関する記載】。

(オ) 上記(50)(エ)の意見に対し、Super Fine Powder は、一般の Granule (粒状) または Powder (粉) 製品に追加された粉碎工程により粒度の大きさの差、粒度分布の差、製造工程の差等が生じ、これにより、製造コストが上昇し、販売価格も上昇した結果、高値に至っているに過ぎない。

本邦生産者 2 者⁷⁶は【製品の特性に関する記載】としている。

(カ) したがって、調査対象貨物の内、Super Fine Powder を除外すべきでない。

(52) これら意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) Super Fine Powder は、UNID の回答⁷⁷によると【生産上の秘密情報】の炭酸カリウムであり、その品名及び特徴等が上記「1-1-1 品名」及び上記「1-1-3 特徴」と一致する。上記(50)(イ)においても、Super Fine Powder は、【UNID 社特定のプロセスと取引の詳細】であるとされており、化学式が K_2CO_3 の炭酸カリウムであるため、上記「1-1-1 品名」と一致する。

また、Super Fine Powder が炭酸カリウムであることから、上記「1-1-2 銘柄及び型式」と一致する。

これらのことから、Super Fine Powder は UNID が製造する固形の炭酸カリウムである一般の Granule (粒状) 及び Fine Powder (粉) と同種の製品であり、調査対象貨物に

⁷⁴ AGC、日本曹達

⁷⁵ AGC、日本曹達

⁷⁶ AGC、日本曹達

⁷⁷ 供給者第1回目不備改め版回答書 (UNID) (添付資料 A-5-3) (令和2年9月4日提出)

該当する。

(イ) Super Fine Powder は製造上の特徴として、一般的 Granule (粒状) または Powder (粉) 製品と粒度の大きさ、粒度分布、製造工程等の差が存在する。しかし、これらの差は単に粉碎工程を追加したことにより生じたものであり、これらの差が Super Fine Powder に限ったことではなく、他の炭酸カリウム製品にも存在している。

当該事実は、現地調査においても、UNID から Granule (粒状) 製品と Powder (粉) 製品の差異は、粉碎する際に使用する装置（以下【粉碎装置の名称】という。）の使用の有無により、また、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品の差異は【粉碎装置の名称】の種類による⁷⁸との回答を得ており、まさに粉碎工程の追加により、粒度の大きさ、粒度分布、製造工程等の差が生じ、これらの差は Super Fine Powder に限ったことではなく、他の炭酸カリウム製品にも存在している事実が確認できた。

これらのことから、Super Fine Powder の製造上の特徴は、Super Fine Powder を調査対象貨物から除外すべき理由とはなり得ない。

(ウ) Super Fine Powder は特定の顧客の要望に応じるために UNID による相当な研究を経て、最適な調整の上に顧客へ販売されているとの主張に関しては、証拠による裏付けがない主張である。

さらに、同主張における Super Fine Powder が特定の顧客の要望に応じた製品であることに関しては、通常の炭酸カリウム製品でもその取引において、顧客の要望に応じて粉碎工程を追加し、粒度及び粒度分布等を調整の上顧客へ販売⁷⁹されている事実が確認できた。

これらのことから、Super Fine Powder の取引形態は、Super Fine Powder を調査対象貨物から除外すべき理由とはなり得ない。

(エ) Super Fine Powder は一般的な Granule (粒状) または Powder (粉) 製品に比べて高値である。しかし、それは高値であったとしても、炭酸カリウム製品が特定の顧客の要望に応じた調整等を経て販売されることに起因しており、むしろ高値になることが自然といえる。

これらのことから、Super Fine Powder の高値は、Super Fine Powder を調査対象貨物から除外すべき理由とはなり得ない。

(オ) 以上により、調査当局は、調査対象貨物の内、Super Fine Powder を除外すべきでないと判断した。

⁷⁸ 供給者現地調査結果報告書 A)(8) [調査内容]

⁷⁹ 本邦生産者追加質問状回答書（添付資料 H-1）

(53) 次に、上記「**1－7－4－3 意見の表明**」にも記載のとおり、令和2年10月29日付けで、輸入者1者⁸⁰から、調査対象貨物の範囲に本邦生産者が製造していない高純度高品位の炭酸カリウムを含むべきではない旨の意見の表明があったが、調査当局はこの主張を裏付ける証拠がこれまでに提出されておらず、当該意見を失当と判断した。

1－7－4－3－1－2 調査取りやめ

(54) 令和2年10月29日付けで、輸入者1者⁸¹から、同輸入者の販売先の利益に悪影響を与える、また、同輸入者により輸入された炭酸カリウムの利用者の競争力を損なうほか、消費者の利益を害する等公共の利益に反するため、本件調査を速やかに終了すべき旨の意見の表明があったが、上記(12)のとおり、調査当局は、調査の開始にあたり、関係法令に基づき調査の開始を正当とするための十分な証拠があることを確認しているため、調査を取りやめるべきである場合⁸²には該当しないと判断した。

1－7－4－3－1－3 その他

(55) 令和2年10月29日付けで、輸入者1者⁸³及び本邦生産者2者⁸⁴から意見の表明として提出された書面の中に、これまで調査当局に提出されていなかった証拠が含まれており、既に証拠の提出期限を超過していたことから、当該証拠については受理せず、令和2年11月9日に返送した。

1－7－4－4 情報の提供⁸⁵

(56) 情報の提供に関して、その期限である令和2年10月29日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

1－7－5 現地調査

1－7－5－1 供給者に対する現地調査の実施

(57) 供給者1者に対して、「**表 11-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況**」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を令和2年12月14日から同月15

⁸⁰ 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁸¹ 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁸² 協定5.8及びガイドライン6.(7)四

⁸³ 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁸⁴ AGC、日本曹達

⁸⁵ 政令第13条第1項

日（同月 16 日は予備日）として提示した「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査（以下「現地調査」という。）の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認⁸⁶を行った。

(58) これに対して、供給者 1 者から、調査当局が提示した日程とは異なる、令和 2 年 12 月 15 日及び同月 16 日（同月 17 日は予備日）で現地調査を受入れたい旨の要望があったところ、調査当局は同要望に同意し、供給者 1 者から同現地調査受入れの同意を得た。

(59) 供給者 1 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から在大韓民国日本国大使館を通じて韓国政府に対して、供給者 1 者に対する現地調査への異議の有無について確認⁸⁷を依頼した。

(60) これに対して、在大韓民国日本国大使館から外務省を通じて、供給者 1 者に対する現地調査について、韓国政府の異議が無い旨の回答を得た。

(61) 現地調査の受入れに同意した供給者 1 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査（以下「現地調査」という。）の実施について」を送付⁸⁸し、「表 11-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した⁸⁹。

表 11-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
UNID	令和 2 年 11 月 5 日	令和 2 年 11 月 11 日	令和 2 年 11 月 20 日	令和 2 年 12 月 15 日、同月 16 日、同月 17 日

1-7-5-2 本邦生産者に対する現地調査の実施

(62) 本邦生産者 1 者⁹⁰に対して、「表 11-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を令和 2 年 12 月 21 日から同月 22 日（同月 23 日は予備日）として提示した「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査（以下「現地調査」という。）の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

⁸⁶ 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)-①

⁸⁷ 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)-①

⁸⁸ ガイドライン 9.(1)-②

⁸⁹ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。

⁹⁰ AGC

- (63) これに対して、本邦生産者 1 者から、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。
- (64) 現地調査の受入れに同意した本邦生産者 1 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査（以下「現地調査」という。）の実施について」を送付⁹¹し、「**表 11-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況**」のとおり現地調査を実施した。

表 11-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等 確認通知日	現地調査受入可否等 回答日	現地調査項目等の 通知日	実施日
AGC	令和 2 年 11 月 13 日	令和 2 年 11 月 17 日	令和 2 年 12 月 7 日	令和 2 年 12 月 21 日、 同月 22 日

1－7－5－3 供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続

- (65) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 1 者及び本邦生産者 1 者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。
- (66) 上記(65)の現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正等の確認に対して、現地調査対象者である本邦生産者 1 者から、現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。
- 調査当局が現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容のうち適切なものについてはこれを認め、現地調査結果報告書を修正した。

1－8 秘密の情報

- (67) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領⁹²した。
- この際、他の利害関係者の閲覧に供するため、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

⁹¹ ガイドライン 9.(1)①及び 9.(3)

⁹² 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

1-9 証拠等の閲覧

- (68) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面(ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。)について、利害関係者に対し閲覧に供した⁹³。

1-10 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (69) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたところ、申請者から令和2年9月18日に、以下のとおり意見が提出された。

(ア) 供給者1者から提出された不備改め版回答書に対して、印刷不鮮明により判読できない状態である旨の意見が提出された。

(イ) 輸入者1者⁹⁴から提出された質問状回答書に対して、秘密情報の範囲及び要約に係る意見が提出された。

- (70) 上記(69)の意見を踏まえ、調査当局は以下のとおり対応した。

(ア) 供給者1者から提出された不備改め版回答書について、回答書自体は問題なかったが、閲覧に際し、申請者からの意見のとおり印刷不鮮明であった箇所が認められたため、不鮮明とならない形で再度印刷し、再度閲覧に供した。

(イ) 輸入者1者⁹⁵から提出された質問状回答書に対して、令和2年9月23日に、期限を付して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知し、開示版要約を修正した回答書(以下「開示版修正回答書」という。)を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

- (71) 上記(70)(イ)に対して、輸入者1者⁹⁶から提出期限である令和2年9月30日までに開示版修正回答書が提出され、これを閲覧に供した。

- (72) 不備改め版回答書、質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び開示版修正回答書の提出状況については、「**表 12 供給者不備改め版回答書、輸入者質問状回**

⁹³ 政令第11条

⁹⁴ マル一

⁹⁵ マル一

⁹⁶ マル一

答書への開示範囲指摘の通知及び開示版修正回答書の提出状況」のとおりであった。

表 12 供給者不備改め版回答書、輸入者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び開示版修正回答書の提出状況

供給者、輸入者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書の提出日
<供給者>		
・ UNID	指摘せず、調査当局にて対応	—
<輸入者>		
・ マル一	令和 2 年 9 月 23 日	令和 2 年 9 月 30 日

1-1-1 知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用

(73) 調査当局が知り得た供給者 1 者、輸入者 3 者及び本邦生産者 2 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項⁹⁷並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、調査開始告示において、利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載した。財務省ホームページにおいては、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに上記質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出して欲しい旨を求め、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣から質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先まで連絡するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

⁹⁷ 政令第 10 条第 4 項は、質問状回答書に対する令和 2 年 8 月 24 日の不備指摘から追加

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

(74) 調査対象貨物は、韓国で生産され本邦に輸出された炭酸カリウムであり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴」に記載のとおりである。

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(75) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである炭酸カリウム、又はそのような炭酸カリウムがない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する炭酸カリウムとした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

(76) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする⁹⁸こととした。

(77) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する⁹⁹こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹⁰⁰、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁰¹こととした。

(78) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁰²こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較の

⁹⁸ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.

⁹⁹ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁰⁰ 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

¹⁰¹ 協定 9.2

¹⁰² 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

ための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

- (79) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁰³こととした。
- (80) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である¹⁰⁴とした。

2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方

- (81) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁰⁵とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁰⁶には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹⁰⁷、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹⁰⁸とする¹⁰⁹こととした。
- (82) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位

103 協定 2.4.1

104 協定 5.8

105 政令第 2 条第 1 項第 1 号

106 政令第 2 条第 2 項

107 政令第 2 条第 1 項第 2 号

108 政令第 2 条第 1 項第 3 号

109 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合)で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹¹⁰こととした。

2-1-5 輸出価格の算出の基本的考え方

- (83) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹¹¹こととした。
- (84) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹¹²こととした。

2-1-6 端数処理の基本的考え方

- (85) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-2 供給者

- (86) 上記「1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、供給者1者に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。
- 供給者1者から確認票について、令和2年7月13日の提出期限後に回答の提出があり、調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績又は輸出の実績がある旨、並びに本調査へ協力する旨の回答があった。
- (87) 調査当局は、確認票及び質問状の送付と同時に、大韓民国駐日本国大使館に対し、調査対象貨物の輸出者として調査当局が知り得た1者以外の者で、調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続きについての案内等を追送する用意があるので、そのような生産者又は輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、

¹¹⁰ 協定2.2.1

¹¹¹ 協定2.1及び法第8条第1項

¹¹² 協定2.3、協定2.4、法第8条第36項、政令第3条及びガイドライン7.(3)

供給者 1 者に対し、上記「1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 3 者に対し、上記「1-7-1-2 輸入者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、さらに、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 20 者に対し、上記「1-7-1-4 産業上の使用者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の産業上の使用者に対する確認票において、それぞれ海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「お願い紙」の I. 注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(88) その他、調査当局は、調査当局が知り得た供給者 1 者以外の者が、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」、「確認票（利害関係者等共通）」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができるよう財務省及び経済産業省のホームページに質問状等を掲載した。

また、財務省ホームページにおいて、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出して欲しい旨を明示し、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣から質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先まで連絡するよう求めた。

この際、「お願い紙」の I. 注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、「お願い紙」の I. 注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、上記(86)で回答のあった供給者 1 者以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

2-2-1 UNID

2-2-1-1 正常価格

(89) UNID の回答¹¹³によると、調査対象期間中に同社は、状態（液体又は固体）・濃度・用途・形状・製造工程で区別される【数値】種類の炭酸カリウムを韓国国内で製造及び販売していた。

(90) 調査対象期間中に行われた【数値】件¹¹⁴の国内販売取引について、関連企業取引が【数値】取引、非関連企業取引が【数値】取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】が【数値】取引、【受渡し条件】¹¹⁵が【数値】取引、【受渡し条件】が【数値】取引であった。

また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【受渡し条件】による国内販売取引の場合は【項目名】を控除した。なお、【項目名】については、値上げ分の【営業秘密に該当する説明】として減算されているものは加算、値下げ分の【営業秘密に該当する説明】として加算されているものは控除¹¹⁶した。

【受渡し条件】による国内販売取引の場合は、販売先が負担している【項目名】を、また、【受渡し条件】による国内販売取引の場合は【項目名】を控除した。

(91) 上記(90)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、状態（液体又は固体）・濃度・用途・形状・製造工程の組み分けを行い、【数値】種類¹¹⁷の炭酸カリウムの品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した¹¹⁸。

2-2-1-2 正常価格算出における品種区分

(92) 調査当局は、以下のとおり、炭酸カリウムの固体における区分について検討した。

(ア) 炭酸カリウムの固体における区分において、UNID の回答¹¹⁹によると UNID が生産する炭酸カリウムは【営業上の秘密】が粉、【営業上の秘密】が微粉、【営業上の秘密】がその他に区分されている。

¹¹³ 供給者当初質問状回答書（UNID）（質問項目 C-2-6-1、C-2-6-2、C-2-6-3、C-2-6-4、C-2-6-5）、供給者第1回目不備改め版回答書（UNID）（SectionA Additional item 6-21）（令和2年9月4日提出）

¹¹⁴ 供給者当初質問状回答書（UNID）（様式C）

¹¹⁵ UNID が【受渡し条件】として回答してきているもののうち、【項目名】を追加で控除しているものを「【受渡し条件】」として区分した。

¹¹⁶ 供給者当初質問状回答書（UNID）（様式C）、供給者第2回目不備改め版回答書（UNID）（SectionB-E Additional）（令和2年9月18日提出）

¹¹⁷ 供給者第1回目不備改め版回答書（UNID）（SectionA Additional item 6-21）（令和2年9月4日提出）

¹¹⁸ 不当廉売差額率の算定について

¹¹⁹ 供給者第1回目不備改め版回答書10.（令和2年9月4日提出）及び供給者現地調査提出資料回答4.（令和3年1月8日提出）

しかし、現地調査において、調査当局は UNID の主張する Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品との差異がその生産に使用した【粉碎装置の名称】の違いによるものであることを確認しており¹²⁰、その差異だけをもって Super Fine Powder を微粉から切り分けて別の品種として扱うのは適当でない。

UNID は、粉碎品 (Powder (粉) 製品、Super Fine Powder 製品) について、顧客の要望に応じて粒子サイズ、粒度分布等の異なる炭酸カリウムを生産しているところ、その要望する粒度に応じる手段として、【営業上の秘密】を選択していた。それぞれの【粉碎装置の名称】においても、顧客の要請に応じて炭酸カリウムの粒度分布や粒子の細かさを調整することができ、同じ【粉碎装置の名称】を使用したからといって必ずしも同じ炭酸カリウムの粒度分布や粒子の細かさ等になるとは限らないことが認められた¹²¹。

これらのことから、【粉碎装置の名称】の違いだけをもって、つまり、【営業上の秘密】のいずれを使用した製品であるかだけをもって、Super Fine Powder を他の微粉から切り分けて別の品種として扱う根拠とはならない。

(イ) また、現地調査において、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品との製造原価 (梱包費を除く) に差がない¹²²理由を質問したところ、「Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品は Powder (粉) 工程でどんな【営業上の秘密】するかによって区分され、工程原価計算の場合、濃度で集計されるため、別途生産方式上の区分は難しいことをご了承ください。このように製造工程上、物理的な差は存在しているが、内部の管理目的で区分の実益がないため、別途区分けして管理はしておりません。」という回答であった¹²³ことから、UNID は、その管理上、【営業上の秘密】による製造原価差を意識していないことが認められた。

さらに、調査当局は Powder (粉) 製品及び Super Fine Powder 製品の各製造工程におけるそれぞれの【粉碎装置の名称】の使用金額となる減価償却費が製造原価に与える影響を検証することとした。

上記の検証のため、調査当局は Powder (粉) 製品及び Super Fine Powder 製品を作るために使用するそれぞれの【粉碎装置の名称】に係る減価償却費をそれぞれの生産数量で除して比較したところ、それぞれ製造原価の【数値】%に満たない影響であり、【粉碎装置の名称】の差異による製造原価への影響は無いに等しい水準である事実を確認した¹²⁴。

これらのことから、Super Fine Powder 製品に係る製造原価は Powder (粉) 製品との差異を示すものとはいえない。

(ウ) また、現地調査における UNID からの説明によると、「【営業上の秘密】」と述べられて

120 供給者現地調査結果報告書 A)(8) [調査内容]

121 供給者現地調査提出資料回答 4. (令和 3 年 1 月 8 日提出)、供給者現地調査結果報告書 A)(4) [調査内容]

122 供給者当初質問状回答書 (UNID) (様式 B)

123 供給者現地調査結果報告書 C)(3) [調査内容]

124 【粉碎装置の名称】の差異による製造原価への影響 (様式 E-2-4-5-1 及び様式 E (45. C-4_CV_修正本) より調査当局が計算)

いる。【営業上の秘密】には UNID の Super Fine Powder 製品である【営業上の秘密】を出荷しているところから、Powder (粉) 製品である【営業上の秘密】と Super Fine Powder 製品である【営業上の秘密】は同等品であることが確認された。

(エ) さらに、意見の表明において、「特定の顧客の要請事項に合わせるため、Super Fine Powder は他の製品と比べて形成された販売価格に大きい差がでている」と述べられているところ、現地調査において UNID から「【営業上の秘密】の韓国国内の販売価格が、【営業上の秘密】より高値で取引されている理由は、少量販売のスポット取引のためである。」という説明を受け、その内容を検証した。

UNID は、Powder (粉) 製品【営業上の秘密】の販売先である【販売先名】と頻繁に取引をしていることから、この取引についてスポット取引とは言い難く、また、同社に対し、Super Fine Powder 製品【営業上の秘密】が Powder (粉) 製品【営業上の秘密】よりもやや少ない量の取引にもかかわらず、Super Fine Powder 製品【営業上の秘密】と Powder (粉) 製品【営業上の秘密】をほぼ同じ価格で取引していた。

これらのことから、Super Fine Powder 製品に係る価格は、Powder (粉) 製品との差異を示すものと言えない。

(オ) 以上により、調査当局は、炭酸カリウムの固体における区分において、Super Fine Powder をその他ではなく、UNID が生産する Powder (粉) 製品と同様に、微粉に区分すべきと判断し、上記(90)の正常価格の算定に当たっては、微粉として算出を行った。

2-2-2 正常価格に対する意見の表明に係る検討

(93) 上記「1-7-4-3 意見の表明」に記載のとおり、令和2年10月29日付で、UNID から、次のとおり、上記「2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方」及び上記「2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方」等における正常価格について、国内販売価格ではなく、第三国向け輸出価格のうち、上位5か国の輸出価格の適用を求める旨の意見の表明があった。

(ア) UNID が韓国国内における炭酸カリウムの唯一の製造業者として相当な競争力を背景に、韓国国内市场において通常と異なる販売価格の形成があり、営業利益率も【数値】と本邦生産者と比較しても高い水準となっている。その場合、正常価格の算定に慎重な判断を必要とする、市場が特殊な状況に該当する。

(イ) また、米国の法令(19.CFR Section 351.102 (35) Ordinary course of trade)が上記(ア)における UNID の通常と異なる販売価格の形成や【数値】の営業利益率をもって市場が特殊な状況であることを明示している。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のとおり、市場が特殊な状況であるため、協定 2.2 に基づき、不当廉

売差額は国内販売価格の代わりに第三国向け輸出価格を用い、本邦向け輸出価格との比較により決定されるべきである。

なお、第三国向け輸出価格を適用する際、第三国向け輸出価格のうち、上位 5 か国の第三国向け輸出価格とすべきである。

(94) 上記(93)の意見に対し、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(93)(ア)に関して、営業利益率は各産業構造や企業努力等によって異なる相対的なものであり、調査対象国の国内市場における営業利益率が本邦生産者の利益率よりも高いからといって、直ちに市場が特殊な状況であることに結びつくものではない。また、かかる営業利益率が市場が特殊な状況によるものであることを裏付ける証拠は提出されていない。

(イ) さらに、上記(93)(ア)に関して、UNID の回答¹²⁵によると、UNID が国内向け同種の貨物の販売契約について、顧客と【営業秘密に該当する項目】、その後、販売を行っており、また、本邦生産者の回答¹²⁶によると、本邦生産者が同様に本邦産同種の貨物の販売契約について取引先との販売条件について個別の交渉を経て販売を行っており、両市場における販売形態及び価格の決定方法等は共通していたことから、UNID の韓国国内における価格交渉及び販売形態が本邦生産者のそれらと同様に行われており通常のものと認められる。

(ウ) 次に、上記(93)(イ)に関して、UNID は単に米国の法令(19.CFR Section 351.102 (35) Ordinary course of trade)を引用し、市場が特殊な状況であると主張しているようであるが、上記(93)(ア)と同法令の関係性に関する証拠は何ら提出されておらず、市場が特殊な状況であることを証明していない。さらに、調査当局が不当廉売差額の決定において必ずしも米国の法令や判例等と整合的である必要はなく、UNID が市場が特殊であるとの裏付けとして言及した米国の法令は、証拠たり得ない。

(エ) なお、上記(93)(ウ)に関して、UNID は第三国向け輸出価格の適用において、上位 5 か国の第三国向け輸出価格を適用すべきと主張したものの、上位 5 か国の輸出価格を使用する根拠を何ら示していない。

(オ) よって、協定 2.2 が規定する適正な比較ができない場合にも該当しない。

(95) 以上により、調査当局は、UNID による意見の表明が失当であると判断した。

(96) したがって、調査当局は協定 2.1 及び協定 2.2 に基づき、UNID の国内販売価格を使用す

¹²⁵ 供給者当初質問状回答書（UNID）（質問項目 C-1-3）

¹²⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（日本曹達）（質問項目 C-3）

ることとし、上記「**2-2-1-1 正常価格**」で述べたとおり、上記(90)の価格を使用することとした。

2-2-2-1 本邦向け輸出価格

(97) UNID の回答¹²⁷によると、調査対象期間中に同社は、状態（液体又は固体）・濃度・用途・形状・製造工程で区別される【数値】種類の炭酸カリウムを本邦に対し輸出していた。

(98) 調査対象期間中に行われた【数値】件¹²⁸の本邦向け輸出取引について、契約条件は【取引条件】であった。

公正な価格比較を行うため、同社の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。なお、【項目名】はそれぞれ加算した。

(99) 上記(98)で輸出価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、上記(97)の組み分けのとおり【数値】種類の炭酸カリウムの品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

2-2-2-2 通貨の換算

(100) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

2-2-2-3 不当廉売差額率 (UNID)

(101) 不当廉売差額は、上記「**2-2-1-1 正常価格**」において算出した正常価格と上記「**2-2-2-1 本邦向け輸出価格**」において算出した輸出価格との差額として、上記(91)及び(99)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 13 不当廉売差額率 (UNID)」のとおり 33.29%となり、僅少ではなかった。

表 13 不当廉売差額率 (UNID)

	不当廉売差額率(%)
UNID	33.29

¹²⁷ 供給者当初質問状回答書 (UNID) (様式 A-1-7)

¹²⁸ 供給者当初質問状回答書 (UNID) (様式 B)

2-2-3 その他の供給者

- (102) UNID 以外の供給者については、上記(87)及び(88)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供する他の供給者はいなかった。
- (103) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づき¹²⁹ 不当廉売差額率を算出することとし、特定されていない他の供給者が供給する炭酸カリウムについては、UNID の不当廉売差額率に基づきこれと同率を適用した。

2-2-4 不当廉売差額率

- (104) 上記(101)、(102)及び(103)で述べたとおり、供給者の不当廉売差額率は、「表 14 不当廉売差額率」のとおりとなった。

表 14 不当廉売差額率

	不当廉売差額率(%)
UNID	33.29
他の供給者	33.29

2-3 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

- (105) 以上のとおり、韓国を原産国とする不当廉売された炭酸カリウムの本邦への輸入の事実が認められた。

¹²⁹ 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(106) 調査対象貨物について、上記「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

(107) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダンピング¹³⁰輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の產品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダンピング輸入が同種の產品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う¹³¹こととされている。

そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定2.6で規定する同種の產品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

3-1-1 物理的及び化学的特性

(108) 当該輸入貨物である炭酸カリウムは、物理的特性として白色の粉末品・顆粒又は水に溶解した無色の液体品として販売されており¹³²、化学式は K_2CO_3 である¹³³。一方、本邦において生産された炭酸カリウム（以下「本邦産同種の貨物」という。）も、物理的特性として白色の粉末品・顆粒又は水に溶解した無色の液体品として販売されており¹³⁴、化学式は K_2CO_3 である¹³⁵ことを確認した。

(109) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

3-1-2 製造工程

(110) 炭酸カリウムの一般的な製造方法は、塩化カリウム水溶液を電気分解して製造した水酸化

¹³⁰ 協定2.1

¹³¹ 協定3.1

¹³² 申請書(2-3)、輸入者当初質問状回答書（様式A-5-1）（添付資料A-5-1-③④、A-5-2）

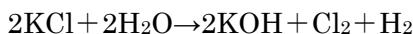
¹³³ 申請書(2-3)、輸入者当初質問状回答書（添付資料A-5-1-③④、A-5-2）

¹³⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（様式A-6-2）（添付資料A-6-3-①、A-6-3-②）

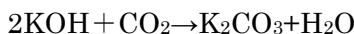
¹³⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料A-6-3-②）

カリウム水溶液に炭酸ガス（二酸化炭素）を反応させて生産する方法である¹³⁶。

① 塩化カリウム（KCl）を水（H₂O）に溶解し、高圧の電流を流して、電気分解する。その結果、水酸化カリウム（水溶液）（KOH）と塩素（ガス）（Cl₂）と水素（ガス）（H₂）が一定の比率で発生する。基本的な反応式は以下のとおりである。



② 続いて、水酸化カリウム水溶液（KOH）に、炭酸ガス（CO₂）を反応させて炭酸カリウムを製造する。基本的な反応式は以下のとおりである。



水酸化カリウム水溶液に炭酸ガスを反応させて炭酸カリウムを製造する方法は主に、直接法、炭酸水素カリウム・か焼法、液体炭酸カリウム法の3つに分けられる。製造方法により最終製品として固体、液体の差はあるものの、固形品と液体品は、水分の含有率が異なることにより形状が異なるにすぎず、主成分が炭酸カリウムであり物質特性に違いはない。

(111) なお、炭酸カリウムの一部の固形品においては、顧客の需要に対応して粉碎工程を加えた粉碎品を販売している¹³⁷。しかしながら、粉碎工程の有無を除いては、製品の用途、化学的特性、流通経路、使用者等に本質的な差異はないことを確認した¹³⁸。

(112) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記(110)及び(111)に述べた方法で生産されており¹³⁹、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3-1-3 流通経路

(113) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、当該輸入貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から本邦における産業上の使用者に直接販売されている場合や、他の本邦の商社を経由して販売されている場合が確認できた¹⁴⁰。本邦産同種の貨物については、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されている場合もあるが、大部分

¹³⁶ 申請書(4-1.)及び本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-7）

¹³⁷ 本邦生産者追加質問状回答書（添付資料 H-1）及び意見の表明（UNID、令和2年8月7日）

¹³⁸ 本邦生産者追加質問状回答書（添付資料 H-1）、意見の表明（AGC、令和2年10月29日及び日本曹達、令和2年10月29日）及び本邦生産者現地調査結果報告書

¹³⁹ 供給者当初質問状回答書（様式 A-5-2 及び添付資料 E-1-1-1）及び本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-7）

¹⁴⁰ 輸入者当初質問状回答書（調査項目 D-1-6）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3）

は本邦の生産者から本邦の商社を介して産業上の使用者に販売されていることを確認した¹⁴¹。

(114) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

3-1-4 価格の決定方法

(115) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、大部が取引先との個別の交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても、同様に、大部が取引先との個別の交渉によって行われていることを確認¹⁴²した。

(116) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

3-1-5 用途

(117) 当該輸入貨物は、無機化学薬品として広範な用途に使われており、主に液晶パネルをはじめとするガラス類の製造原料、中華麺に添加するかんすいの原料、自動車のブレーキパッド用摩擦材の原料、洗浄剤の原料、カリ塩類の原料、医農薬の中間体原料等として用いられていた。一方、本邦産同種の貨物についても、無機化学薬品として広範な用途に使われており、主に液晶パネルをはじめとするガラス類の製造原料、中華麺に添加するかんすいの原料、自動車のブレーキパッド用摩擦材の原料、洗浄剤の原料、カリ塩類の原料、医農薬の中間体原料等として用いられていた¹⁴³。

(118) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

3-1-6 代替性

(119) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 15 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、質問状への回答内容が確認できる 13 者¹⁴⁴のうち「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の約 6 割を占める中、「代替不可能」を選択した回答者はいなかった。

¹⁴¹ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-10）、本邦産同種の貨物については、約 9 割（固形販売量ベース）が商社経由で販売されている。

¹⁴² 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 C-1）、回答のあった産業上の使用者 8 者中 6 者が個別交渉を行っている旨回答。

¹⁴³ 申請書（2-3.(2)）、本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-6-3-①）、産業上の使用者質問状回答書（様式 B-3）、産業上の使用者質問状不備改め版回答書（様式 B-3）、輸入者当初質問状回答書（添付資料 A-5-1③、④）

¹⁴⁴ AGC、日本曹達、伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マリー、その他産業上の使用者 8 者

また、「わからない」を選択した 5 者のうち 3 者¹⁴⁵は、調査対象期間中、本邦産同種の貨物のみしか扱っておらず、同じく「わからない」を選択した 5 者のうち 1 者¹⁴⁶は令和元年において、本邦産同種の貨物のみしか扱っていない¹⁴⁷ことから、これら回答は、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物を比較した上の回答ではないと考えられる。

表 15 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

代替可能性の状況	
代替可能性あり	38%
一定の条件を満たせば代替可能	24%
代替不可能	0%
わからない	38%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-5-1）、輸入者当初質問状回答書及び輸入者当初質問状不備改め版回答書（様式 E-5-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 D-5-1）

(120) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

3-1-7 貿易統計上の分類

(121) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2836.40 号に分類される炭酸カリウム¹⁴⁸であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号に分類されることを確認した¹⁴⁹。

3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

(122) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。

したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の产品であることを確認した。

¹⁴⁵ 【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 N 社】

¹⁴⁶ 【産業上の使用者 F 社】

¹⁴⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1）

¹⁴⁸ 調査開始告示

¹⁴⁹ 申請書 2-2.のとおり、上記品目番号には炭酸カリウムのほかに炭酸水素カリウム（KHCO₃）が含まれるが、本邦への炭酸水素カリウムの輸入はないと考えられることから、上記品目番号における輸入を炭酸カリウムの輸入とした。

3－2 本邦の産業

- (123) 利害関係者から提出された書面等¹⁵⁰から、本邦において炭酸カリウムを生産しているのは、AGC 及び日本曹達の 2 者であることを確認した。
- (124) AGC 及び日本曹達の 2 者は、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係¹⁵¹を確認したところ、特段の関係がなかった¹⁵²。また、政令第 4 条第 2 項により、本件課税申請の日の 6 月前の日以後に輸入した生産者は本邦の生産者に含まないこととされているが、同課税申請の日の 6 月前の日以降から当該申請の日の前日まで（令和元年 10 月 30 日から令和 2 年 4 月 29 日まで）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、当該 2 者には輸入の事実はなかった¹⁵³。このため、当該 2 者は本邦の生産者に該当すると判断した¹⁵⁴。
- (125) 以上のとおり、本邦の産業は、AGC 及び日本曹達の 2 者とした¹⁵⁵。また、「表 16 本邦の産業の状況（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）」¹⁵⁶のとおり、当該 2 者の令和元年における生産量は【数値】MT であり、当該 2 者が本邦で生産する炭酸カリウムが、本邦における炭酸カリウムの総生産高に占める割合は 100% であった。

表 16 本邦の産業の状況（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高 (MT)	占拠率 (%)			
AGC	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
日本曹達	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
合計	【数値】	100%			

(出所) 本邦生産者確認票 (IV.VIII.3. 及び X.3.)、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

150 申請書（4-2. 及び別紙 11）及び本邦生産者確認票

151 政令第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号

152 本邦生産者確認票（V.1. 及び VIII.4.）

153 本邦生産者確認票（VIII.3.）

154 政令第 4 条第 2 項

155 協定 4.1、政令第 4 条第 1 項及びガイドライン 4.(1)

156 報告書本文の数値は小数点第 2 位まで含めて計算。以下同様。

3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(126) 当該輸入貨物について、財務省貿易統計¹⁵⁷上は固形品の実数量と液体品の実数量の合計値となっているところ、供給者質問状回答書¹⁵⁸から令和元年における固形品及び液体品の割合を算出し、平成29年及び平成30年も同割合の輸入があったと推定して固形換算を行った。第三国（地域含む、以下同じ）からの輸入については、「4-2-1-1 第三国からの輸入量」で述べるとおり全てが固形品であると判断し「表17 当該輸入貨物の輸入量」のとおり分析を行った。当該輸入貨物の輸入は、平成30年に前年の4,898固形MTから減少し4,481固形MTとなったが、令和元年に5,272固形MT（対前年比17.7%増加）と大幅に増加し、調査対象期間全体でも7.6%増加した。また、総輸入量に占める当該輸入貨物の割合は調査対象期間全体で見ると78.4%から80.6%に2.2ポイント増加した。

表17 当該輸入貨物の輸入量

		平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の輸入量	輸入量（固形MT）	4,898	4,481	5,272
	対総輸入量	78.4%	76.7%	80.6%
第三国の輸入量	輸入量（固形MT）	1,349	1,363	1,272
	対総輸入量	21.6%	23.3%	19.4%
総輸入量（固形MT）		6,247	5,844	6,544

(出所) 財務省貿易統計、供給者当初質問状回答書（様式B-1-2）

(注1) 第三国の数字は、米国、中国、台湾、ドイツ等、調査対象国以外の国・地域の合計値である。

(注2) 上記(126)のとおり固形換算を行っているため、財務省貿易統計の数値とは異なる。

一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、「表18 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成30年は平成29年比2ポイント増加、令和元年は平成29年比14ポイント減少となり、「表19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、需要量が平成30年から令和元年にかけて11ポイント減少している中で、調査対象期間全体としては需要量の減少率を上回って減少した。

¹⁵⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

¹⁵⁸ 供給者当初質問状回答書（様式B-1-2）

表 18 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT)	【100】	【102】	【86】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指数である。

(127) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、当該輸入貨物の市場占拠率は平成 30 年に対前年比 9 ポイント減少したものの、令和元年は対前年比 29 ポイント増加し、調査対象期間を通じて 20 ポイント増加した。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は平成 30 年に 2 ポイント増加した後、令和元年には対前年比 7 ポイント減少し、調査対象期間を通じ 5 ポイント減少した。

表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の市場占拠率	【100】	【91】	【120】
本邦産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【102】	【95】
第三国産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【101】	【106】
需要量（固形MT）	【100】	【100】	【89】

(出所) 財務省貿易統計及び本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注 1) 需要量（固形 MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+自家消費量（固形 MT）+総輸入量（固形 MT）

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（固形 MT）/需要量（固形 MT）×100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+自家消費量（固形 MT））/需要量（固形 MT）×100

(注 4) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指数である。

3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(128) 本邦における当該輸入貨物の販売価格¹⁵⁹と、本邦産同種の貨物の販売価格¹⁶⁰について、年別加重平均価格を比較した。

「表 20 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し¹⁶¹）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を常に、大幅に下回っていた。本邦の産業は、下記「3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因」で分析するとおり製造原価が上昇する中、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、また、安価ゆえに当該輸入貨物に販売を奪われたため、販売先を維持又は確保するための対応を余儀なくされた¹⁶²。その結果、原材料価格の高騰による製造原価の上昇を販売価格に十分に転嫁できなかつた¹⁶³。

「表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」及び「表 20 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格が上昇し、本邦産同種の貨物の販売価格が下落した平成 30 年には本邦産同種の貨物の市場占拠率が上昇しており、当該輸入貨物の販売価格が下落し、本邦産同種の貨物の販売価格が上昇した令和元年には本邦産同種の貨物の市場占拠率が低下していることに鑑み、炭酸カリウムは価格に影響を受ける市場であることが認められた。これは、顧客が購入を決める際に価格を最も重視するという質問状回答からも裏付けられている¹⁶⁴。

当該輸入貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）が認められた。下記「3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因」のとおり、当該輸入貨物の影響により、平成 29 年から令和元年にかけて製造原価が上昇したにもかかわらず、販売価格の上昇が妨げられていたことが確認された（本邦産同種の貨物の販売価格は、平成 30 年は対前年比 2 ポイント下落、令和元年は対前年比 5 ポイント上昇、調査対象期間を通じ 3 ポイントのみ上昇）。

159 非関連企業間取引のみを対象。

160 非関連企業間取引のみを対象。

161 「庭先渡し」とは、購入者の指定場所までの運賃等を販売者が負担する場合をいう。

162 申請書（別紙 10-1 から別紙 10-3 まで）及び本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び添付資料 F-1-3）

163 申請書（別紙 10-1 から別紙 10-3 まで及び別紙 20-1 から別紙 20-3 まで）、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び調査項目 G-2-6-2）

164 産業上の使用者質問状回答書（様式 D-6-1）

表 20 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物（円／固形kg）	【100】	【102】	【99】
本邦産同種の貨物（円／固形kg）	【100】	【98】	【103】
価格比	【65-80】	【70-85】	【65-80】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 45（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書及び輸入者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）

(注 1) 価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物（円／kg）×100

(注 2) 販売価格（円／固形 kg）は、固形換算数量を基に算出している。

(注 3) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

(129) また、液体品と固体品は価格が大きく異なることから、液体品と固体品に分けて分析を行った。液体品については、「表 21 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体品、庭先渡し）」のとおり、当該輸入貨物が常に本邦産同種の貨物の価格を下回っていた。また、本邦産同種の貨物の価格は調査対象期間を通じほぼ横ばいであった一方、当該輸入貨物の価格は緩やかであるものの「表 20 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）」の固体品と液体品をあわせた総平均価格と同様の推移を示しており、調査対象期間を通じた製造原価の上昇が販売価格に反映されていないことが認められた。

固体品については、「表 22 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（固体品、庭先渡し）」のとおり、当該輸入貨物の価格は、常に本邦産同種の貨物の価格を下回っていた。また、当該輸入貨物の価格は、平成 30 年に対前年比 5 ポイント上昇し、調査対象期間を通じて 4 ポイント上昇した。本邦産同種の貨物の価格は、平成 30 年に対前年比 1 ポイント下落したものの、令和元年に對前年比 6 ポイント上昇、調査対象期間を通じて 5 ポイント上昇した。このように、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物のいずれにおいても「表 20 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）」の総平均価格と同様に推移しており調査対象期間を通じた製造原価の上昇が販売価格に反映されていないことが認められた。

表 21 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体品、庭先渡し）

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物（円／固形kg）	【100】	【109】	【100】
本邦産同種の貨物（円／固形kg）	【100】	【101】	【101】
価格比	【75-90】	【80-95】	【75-90】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 45（様式 C-1 関係））、輸入者質問状回答書及び輸入者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）

(注 1) 価格比（%）＝当該輸入貨物（円／固形 kg）／本邦産同種の貨物（円／固形 kg）×100

(注 2) 販売価格（円／固形 kg）は、固形換算数量を基に算出している。

(注 3) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

表 22 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（固形品、庭先渡し）

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物（円／固形kg）	【100】	【105】	【104】
本邦産同種の貨物（円／固形kg）	【100】	【99】	【105】
価格比	【70-85】	【70-85】	【70-85】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 45（様式 C-1 関係））、輸入者質問状回答書及び輸入者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）

(注 1) 価格比（%）＝当該輸入貨物（円／固形 kg）／本邦産同種の貨物（円／固形 kg）×100

(注 2) 販売価格（円／固形 kg）は、固形換算数量を基に算出している。

(注 3) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(130) 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響について、供給者である UNID から次の内容の意見の表明があった¹⁶⁵。

申請書において、本邦生産者は炭酸カリウムの主要原材料である塩化カリウムの価格上昇により製造原価が上昇したところ、調査対象貨物は常に同種の貨物より安価であったことから、コストの上昇分を十分に販売価格に転嫁することができなかつたと述べる。

しかしながら、申請者が提出した申請書添付の別紙 20-3 をみると、塩化カリウム費が 2019 年は 2018 年に比べて下落しているにもかかわらず、同種の貨物生産量 1kgあたりの塩化カリウム費は 2018 年に比べて 2019 年は上昇していることからすると、塩化カリウムの調達以外の費用が日本国内生産者には発生していたことがうかがえる。

すなわち、日本国内販売価格の値上げが受容されないのは、調査対象企業である韓国生産者の販売価格によるものではない。

(131) 上記(130)の意見について調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(130)の意見で参照されている申請書の別紙 20-3 は、原材料である塩化カリウムの年間合計費用を表すものであり、年間生産量の増減に応じて当該費用も増減するものである。現に、下記「表 23 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、本邦産同種の貨物の生産量は平成 29 年から平成 30 年にかけて増加、その後令和元年には減少に転じており、別紙 20-3 の塩化カリウム費用の増減と同様の推移を示している。平成 30 年から令和元年にかけては、生産量の減少率が塩化カリウム費の減少率を上回ったことにより本邦産同種の貨物の生産量 1kgあたりの塩化カリウム費が上昇したにすぎない。

(イ) 生産量 1kgあたりの製造原価は下記「表 34 本邦の産業の 1kg当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおり増加し続けており、そのような中、国内販売価格はほぼ横ばいで推移しており、本邦の産業が製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかつたことが確認された。

(132) 以上の理由から、上記(130)の UNID による意見は失当である。

3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(133) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると需要量が減少する中

¹⁶⁵ 意見の表明 (UNID、令和 2 年 10 月 29 日)

で増加した。一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると需要量の減少率を上回って減少した。

また、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に大幅に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

上記「3-1 同種の貨物の検討」で検討したとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは高い代替性があり、また、本邦産同種の貨物及び当該対象貨物の数量及び価格動向から炭酸カリウムは価格に影響を受ける市場であると認められた。さらに、取引先からは安価な当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、当該輸入貨物に販売を奪われている。

これらの事実から、当該輸入貨物の影響により、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の販売量は減少し、製造原価が上昇したにもかかわらず、販売価格の上昇が妨げられていたことが認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(134) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に關係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価^{166,167}した。

3-4-1 生産高（生産量）

(135) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 23 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成30年は対前年比で8ポイント増加したが、令和元年は対前年比21ポイント減少し、調査対象期間中13ポイント減少した。国内販売量、自家消費量及び輸出量がいずれも調査対象期間中に減少しているが、調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は1.9～3.4%¹⁶⁸程度、輸出量の割合は1.5～1.7%と小さいことから、生産量の当該減少は「表18 本邦産同種の貨物の販売量の変化」において示した本邦産同種の貨物の販売量の減少に対応したものと認められた。

¹⁶⁶ 協定 3.4

¹⁶⁷ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

¹⁶⁸ 本邦生産者質問状回答（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

表 23 本邦の産業の生産量の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
生産量（固形MT）	【100】	【108】	【87】
期首在庫量（固形MT）	【100】	【85】	【105】
国内販売量（固形MT）	【100】	【102】	【86】
自家消費量（固形MT）	【100】	【105】	【50】
輸出量（固形MT）	【100】	【111】	【81】
期末在庫量（固形MT）	【100】	【124】	【130】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【 】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-2 生産能力・操業度（稼働率）

(136) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、「**表 24 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおり、平成 30 年に対前年比 3 ポイント上昇、令和元年は対前年比 12 ポイント下落し、調査対象期間中、稼働率は【数値】%未満で推移した。これは上記「**3-4-1 生産高（生産量）**」で述べた生産量と概ね同様の推移を示している。特に、令和元年には、【減少の要因】により生産稼働日数が減少し、生産能力が下落した¹⁶⁹。しかし、生産量の削減率が生産能力の下落率を上回ったため、稼働率は悪化した。

¹⁶⁹ 本邦生産者現地調査提出資料（通番 44）

表 24 本邦の産業の稼働率の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
生産量（固形MT）	【100】	【108】	【87】
生産能力（固形MT）	【100】	【105】	【96】
稼働率	【100】	【103】	【91】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）

(注 1) 稼働率(%) = 生産量(固形MT) / 生産能力(固形MT/年) × 100

(注 2) 各欄の【】は、平成29年の数値を100とする指数である。

3-4-3 在庫

(137) 本邦の産業の期末在庫について、「表 25 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、在庫量は平成30年に対前年比で24ポイント増加、令和元年に対前年比6ポイント増加、調査対象期間中30ポイント増加し、調査対象期間を通じて増加した。

このような中、在庫率も調査対象期間において上昇を続けたが、上記「3-4-1 生産高（生産量）」に示した生産量の推移の影響により、生産量がやや増加した平成30年においては在庫率が対前年比15ポイント上昇、生産量が減少した令和元年においては対前年比31ポイント上昇、調査対象期間中においては49ポイントの上昇となった。

平成30年に在庫量が増加したのは、【増加の要因】、これに備えて在庫を増加させていたことが一因であった。令和元年に在庫量が増加したのは、当該輸入貨物の影響を受けて販売量が想定を下回ったため生産量の調整が間に合わなかったこと、また、【増加の要因】となっていたことによる¹⁷⁰。

¹⁷⁰ 本邦生産者現地調査提出資料（通番33から38、44）

表 25 本邦の産業の在庫の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
在庫量（固形MT）	【100】	【124】	【130】
在庫率	【100】	【115】	【149】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注 1) 在庫率(%)=本邦生産者の期末在庫量（固形 MT）／本邦産同種の貨物の生産量（固形 MT）×100

(注 2) 各欄の【】は平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-4 販売及び市場占拠率

(138) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、「**表 26 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移**」のとおり、平成 30 年に対前年比 2 ポイント増加した後、令和元年に対前年比 16 ポイント減少、調査対象期間中 14 ポイント減少した。この販売量の減少は、上記「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、下記「**3-4-1-3 国内価格に影響を及ぼす要因**」で分析するところ製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを行った結果、もたらされたものである¹⁷¹。

なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて減少したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、1.9～3.4%¹⁷²程度と小さく、国内販売量と自家消費量の合計に顕著な影響を与えるものではなかった。

(139) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「**3-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」及び「**表 26 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移**」のとおり、当該輸入貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、令和元年には対前年比 7 ポイント、調査対象期間中 5 ポイント減少した。

¹⁷¹ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 F-2-3）

¹⁷² 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

表 26 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
国内販売量（固形MT）	【100】	【102】	【86】
自家消費量（固形MT）	【100】	【105】	【50】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【102】	【95】

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））
- (注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（固形 MT））／需要量（固形 MT）×100
- (注 2) 需要量（固形 MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（固形 MT）+総輸入量（固形 MT）
- (注 3) 各欄の【 】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-5 利潤

(140) 本邦の産業の売上高は、「表 27 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 30 年に対前年比 1 ポイント増加、令和元年に対前年比 13 ポイント減少し、調査対象期間中 12 ポイント減少した。これは、上記「3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」及び「3-4-4 販売及び市場占拠率」に述べたとおり、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要求され、それに応じた¹⁷³ことから、販売価格は上記(128)において分析したとおりに推移した一方、国内販売量が令和元年に大幅に減少したことによるものである。

売上総利益は、平成 30 年に対前年比 17 ポイント減少、令和元年に対前年比 31 ポイント減少、調査対象期間中に 48 ポイント減少した。上記(128)において分析したとおり本邦生産者が製造原価の上昇を販売価格に反映させることができなかつことにより、売上総利益及び売上高総利益率は売上高の減少率を大幅に上回って減少した。

営業利益及び売上高営業利益率についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、営業利益は平成 30 年に対前年比 73 ポイント減少、令和元年は対前年比 94 ポイント減少、調査対象期間中に 167 ポイント減少し、赤字に転落した。これにより、売上高営業利益率も同様に低下し、令和元年には平成 29 年と比較して 176 ポイント減少した。

¹⁷³ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2）

表 27 本邦の産業の利潤の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
売上高（百万円）	【100】	【101】	【88】
売上総利益（百万円）	【100】	【83】	【52】
営業利益（百万円）	【100】	【27】	【-67】
売上高総利益率	【100】	【82】	【59】
売上高営業利益率	【100】	【27】	【-76】

(出所) 本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 27（様式 G-2-2 関係））

(注 1) 売上高総利益率（%）＝売上総利益（百万円）／売上高（百万円）×100

(注 2) 売上高営業利益率（%）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）×100

(注 3) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-6 投資及び投資収益

(141) 本邦の産業の投資は、「表 28 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 30 年に對前年比 33 ポイント増加した後、令和元年は對前年比 76 ポイント減少し、調査対象期間中 43 ポイント減少した。これは、平成 30 年に【要因】製造設備の取得を行ったことから設備投資額が増加したが、その他の設備投資は既存設備の更新等であり、それらは生産を維持して事業を継続するために最低限必要な投資に限られていたことによるものである¹⁷⁴。

表 28 本邦の産業の設備投資額の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
設備投資額（百万円）	【100】	【133】	【58】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-4）

(注) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

(142) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 29 本邦の産業の設備投資収益率の推移」のとおりとなった。上記「3-4-5 利潤」で述べたとおり、営業利益が大幅に減少したために、投資収益率は帳簿価額及び取得原価のいずれも調査対象期間を通じて大幅に悪化した。

¹⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4）、本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-4）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 9 及び 28）

表 29 本邦の産業の設備投資収益率の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
設備投資収益率			
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【19】	【-50】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【23】	【-56】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2 及び様式 G-4）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 27（様式 G-2-2 関係））

(注) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-7 資金流出入（キャッシュフロー）

(143) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業キャッシュフロー）は、「**表 30 本邦の産業のキャッシュフローの推移**」のとおり、平成 30 年に対前年比 90 ポイント減少、令和元年に対前年比 27 ポイント減少、調査対象期間中に 117 ポイント減少となり、調査対象期間を通じて大幅に減少した。

このように、キャッシュフローが調査対象期間全体を通じて大幅に減少したのは、上記「**3-4-5 利潤**」で述べたとおり、営業利益が悪化したことが主な要因であった¹⁷⁵。

表 30 本邦の産業のキャッシュフローの推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
営業活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【10】	【-17】

(出所) 本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-3-2）

(注) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-8 資本調達能力

(144) 本邦の産業に関する資本調達能力については、上記「**3-4-6 投資及び投資収益**」で述べたとおり、設備投資額は生産を維持し事業を継続するための必要最小限に限られていた一方、いずれの本邦の生産者も他の事業も営んでおり、本邦の同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資本調達能力への顕著な影響は認められなかった¹⁷⁶。

3-4-9 雇用

(145) 本邦の産業の平均雇用人数は、「**表 31 本邦の産業の平均雇用人数の推移**」のとおり、平

¹⁷⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-3-4）

¹⁷⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-3-4）

成 30 年に対前年比 13 ポイント増加、令和元年に対前年比 12 ポイント減少、調査対象期間中に 1 ポイントの増加となり、調査対象期間全体としては大きな変動はなかった。平成 30 年に雇用人数が増加したのは、【増加の要因】したことによる¹⁷⁷。炭酸カリウムの生産設備を稼働させるために必要な作業員の数は一定であるため、実際の雇用人数は生産量の変動の影響を受けにくいことが認められた¹⁷⁸。

表 31 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
平均雇用人数（人）	【100】	【113】	【101】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-10 賃金

(146) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）は、「**表 32 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移**」のとおり、平成 30 年及び令和元年は、いずれも平成 29 年とほぼ同水準で推移しており、調査対象期間を通じて大きな変化はなかった。

表 32 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【99】	【101】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注 1) 一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円／月）／平均雇用人数（人）

(注 2) 平均雇用人数は、「**表 31 本邦の産業の平均雇用人数の推移**」を使用した。

(注 3) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-11 生産性

(147) 本邦の産業の生産性は、「**表 33 本邦の産業の生産性の推移**」のとおりであった。雇用者一人当たりの生産量を示す物的生産性については、平成 30 年に対前年比 5 ポイント、令和元年に対前年比 9 ポイント低下、調査対象期間中に 14 ポイントの低下となり、調査対象期

¹⁷⁷ 本邦生産者現地調査提出資料（通番 7 及び 44）

¹⁷⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 B-1-2）及び本邦生産者現地調査結果報告書

間全体を通じて低下していた。

上記「3-4-1 生産高（生産量）」及び「3-4-9 雇用」で述べたとおり、平成30年に生産量が増加したものの、【原因】により平均雇用人数がそれ以上の割合で増加したことを受け、物的生産性は低下した。令和元年に平均雇用人数を平成29年の水準にまで戻したものの、生産量がそれ以上の割合で減少したことを反映して、物的生産性はさらに低下した。

表33 本邦の産業の生産性の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
物的生産性（固形MT／人）	【100】	【95】	【86】
価値生産性（千円／人）	【100】	【92】	【90】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番6（様式B-1-①関係））

(注1) 物的生産性（固形MT／人）＝本邦産同種の貨物の生産量（固形MT）／平均雇用人数（人）

(注2) 価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の国内販売額（千円）+本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇用人数（人）

(注3) 平均雇用人数は、「表31 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注4) 各欄の【】は、平成29年の数値を100とする指標である。

3-4-12 成長

(148) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するために、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、研究開発費用は調査対象期間を通じて減少した¹⁷⁹。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-4-6 投資及び投資収益」で分析したとおり、生産を維持して事業を継続するために最低限必要な投資に限られており¹⁸⁰、総じて低調であった。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因

(149) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

¹⁷⁹ 本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式G-5）

¹⁸⁰ 本邦生産者当初質問状回答書及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式G-4）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番9及び28）

(150) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格¹⁸¹は、「**表 34 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移**」のとおりであった。

製造原価の【数値】を占める原材料費は調査対象期間を通じて 15 ポイントの増加となった。労務費及び経費についても同様に調査対象期間を通じて増加し、調査対象期間中、労務費は 15 ポイント、経費は 36 ポイントの増加となった。経費の増加については、老朽化した設備の更新による減価償却費の上昇など、事業の継続に必要な費用が増加していたことを確認した¹⁸²。

以上の結果、製造原価は、平成 30 年に対前年比 4 ポイント、令和元年に対前年比 18 ポイント上昇、調査対象期間中に 22 ポイント上昇し、一貫して上昇した。

本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 30 年は対前年比 2 ポイント下落、令和元年は対前年比 5 ポイント上昇し、調査対象期間中 3 ポイント上昇した。

(151) 上記「**3－3－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な当該輸入貨物の価格を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請された本邦の産業は、販売先の維持又は確保のために対応を余儀なくされており、調査対象期間を通して製造原価が上昇したにもかかわらず、国内販売価格はほぼ横ばいで推移し、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかつたことが確認された。

¹⁸¹ 本節「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」及び次節「**4 因果関係**」において、「国内販売価格」とは、本邦における炭酸カリウム（当該輸入貨物、本邦産同種の貨物、又は第三国産同種の貨物であるかを問わない。）の販売価格をいう。

¹⁸² 本邦生産者現地調査提出資料（通番 9 及び 28）

表 34 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
製造原価合計 (円／固形kg)	【100】	【104】	【122】
原材料費 (円／固形kg)	【100】	【104】	【115】
労務費 (円／固形kg)	【100】	【100】	【115】
経費 (円／固形kg)	【100】	【106】	【136】
国内販売価格 (円／固形kg)	【100】	【98】	【103】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 C-1)、本邦生産者当初質問状不備改め版回答書(様式 G-2-2 及び様式 G-2-4) 及び本邦生産者現地調査提出資料(通番 27(様式 G-2-2 関係) 及び通番 45(様式 C-1 関係))

- (注 1) 1kg 当たりの原材料費 (円／固形 kg) = 原材料費 (円) / 国内向け生産量 (固形 kg)
 (注 2) 1kg 当たりの労務費 (円／固形 kg) = 労務費 (円) / 国内向け生産量 (固形 kg)
 (注 3) 1kg 当たりの経費 (円／固形 kg) = 経費 (円) / 国内向け生産量 (固形 kg)
 (注 4) 各欄の【】は平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

3-4-14 不当廉売価格差の大きさ

(152) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格との差について、上記「**2-2-4 不当廉売差額率**」に示した不当廉売差額率と国内販売価格差率を比較した。令和元年の不当廉売差額率は 33.29% であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【25.45】% で推移した。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであると判断した。

3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(153) 供給者である UNID から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関して、次の内容の証拠及び意見が提出された¹⁸³。

- (ア) 炭酸カリウムの需要は減少傾向にありながらも消費者の消費パターンが変容しているのであり、それに本邦の産業は対応をしていなかったことから、日本国内市場シェアが調査対象貨物に奪われ、生産高が下落したものである。期末在庫量の増加は、日本国内の顧客から求められる炭酸カリウム製品ではないため在庫となつたか、そもそも国内需要が減少しているために余剰生産された炭酸カリウムであり、調査対象製品の輸入とは

¹⁸³ 証拠の提出 (UNID、令和 2 年 9 月 29 日) 及び意見の表明 (UNID、令和 2 年 10 月 29 日)

無関係である。

- (イ) 操業度の2019年の下落は、申請者が述べるところの、2018年における巨額の設備投資により生産能力が上昇した結果、操業度が低下しただけであって、調査対象產品の輸入とは無関係である。
- (ウ) 炭酸カリウムの主要原材料である塩化カリウムの価格は、調査対象期間を通じて上昇していた。そのような中で、調査対象企業である韓国生産者は、上記のとおり長期の原材料調達契約を締結するなどして原材料調達価格の安定を図ったが、本邦の産業は直接的に原材料価格の高騰を受けて、収益が悪化したものであって、調査対象產品の輸入とは無関係の事情により、損害指標を悪化させたものである。それは、営業利益、経常利益、キャッシュフロー、投資収益にも如実に表れている。
- (エ) 本邦の産業は、2018年に多額の設備投資を行っている。その結果、操業度や投資収益率が悪化し、また、設備投資額や投資率が2019年に減少しているが、これは2018年に多額の投資をしたことの反動であって、損害とは無関係である。さらに、設備投資により発生する減価償却額が収益をさらに悪化させていることは明白である。これもまた調査対象產品の輸入とは無関係である。
- (オ) 本邦の産業は、会計書類の作成において減損会計を適用している。減損会計の趣旨からすれば、申請者構成企業における収益等の悪化は、損害調査対象期間における損害を反映したものではなく、将来のキャッシュフローの推測から導かれたものであり、損害調査対象期間における損害指標としては妥当ではない。減損会計が適用された項目については、損害調査対象期間における指標を正確に反映しているものではない。したがって、このような減損会計を適用した数値に基づいて国内産業の損害を測ることは妥当ではない。

(154) 上記(153)のUNIDからの意見に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 調査対象期間における消費態様の変化については、下記「**4-2-2 需要又は消費態様の変化**」で述べるとおり、UNIDはその主張を裏付ける証拠を何ら提出しておらず、産業上の使用者の質問状回答書及びその他の書面より、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。よって、消費者の消費パターンが変容したことにより生産高や在庫量に影響を及ぼしたとの主張は認められない。
- (イ) 生産能力及び稼働率については、「**表24 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおり、令和元年の生産能力は平成29年に比べて減少しており、上記(153)(イ)にてUNIDが主張するような生産能力の増加の事実は認められなかった。

(ウ) 収益の悪化については、上記「3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」で述べたとおり、本邦の産業は製造原価が上昇する中、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、販売先を維持又は確保するために対応を余儀なくされた¹⁸⁴。その結果、一部の販売は奪われ、さらに原材料価格の高騰による製造原価の上昇を販売価格に十分に転嫁できなかつたことから、営業利益等の損害指標が悪化していることが認められた。

(エ) 本邦の産業が調査対象期間中に行った投資は、上記「3-4-6 投資及び投資収益」で述べたとおり、平成30年に【要因】、製造設備の取得を行ったことから設備投資額が増加し、その他の設備投資は既存設備の更新等、生産を維持して事業を継続するために最低限必要な投資に限られていた。また、設備投資により減価償却費が発生するのは当然であるところ、本邦産業の減価償却額が通常見込まれる炭酸カリウム事業の減価償却額を上回っていることの証拠は示されていない。

(オ) 損害指標の妥当性について、本邦生産者質問状回答は炭酸カリウム事業のみを集計したものであり、UNIDの主張¹⁸⁵は炭酸カリウム事業とは無関係であり、主張を裏付ける証拠にはあたらない。また、本調査で集計している営業利益に減損損失は含まれていない。このため、損害調査対象期間における損害指標として妥当である。

(カ) 以上により、UNIDから提出された当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての意見は認められないと判断した。

3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(155) 当該輸入貨物の輸入量は、需要量の減少が見られる中増加した。一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少し、その減少率は需要量の減少率を上回った。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。本邦の産業は販売先の維持又は確保のため、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じたことにより、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかつたことから、売上高、売上総利益は著しく減少し、営業利益は赤字に転落した。

(156) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率は概ね国内販売量と同様の推移となつた。しかし、当該輸入貨物の輸入増の影響により国内販売量が予想を下回り、生産量の調整が間に合わず、本邦産同種の貨物の在庫量は増加し、在庫率も増

¹⁸⁴ 申請書（別紙10-1から別紙10-3まで）及び本邦生産者当初質問状回答書（添付資料F-1-3）

¹⁸⁵ 証拠の提出（UNID、令和2年9月29日）及び意見の表明（UNID、令和2年10月29日）

加した。本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は、生産量及び売上高の減少を反映して低下した。雇用及び賃金は、生産量の減少の影響を受けにくいために調査対象期間全体として大きな変化はなかったが、改善も見られなかった。キャッシュフローの悪化は、利潤の低下を反映しており、当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、主に生産維持のために必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

(157) 当該輸入貨物の不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであることが認められた。

(158) 以上のとおり、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

3－5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(159) 本邦における炭酸カリウムの需要が調査対象期間を通じて減少した中、当該輸入貨物の輸入量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

(160) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物は上記「3－1－6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、購入の際、産業上の使用者が価格を重要視している¹⁸⁶中、上記「3－3－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されていた。当該輸入貨物の影響により、安価な当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められ、対応を余儀なくされていた事実が認められた¹⁸⁷。

かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを行ってきた結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の大幅な低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。

したがって、当該輸入貨物の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

¹⁸⁶ 産業上の使用者質問状回答書（様式 D-6-1）

¹⁸⁷ 申請書（別紙 10-1 から別紙 10-3 まで）、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び添付資料 F-1-3）

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(161) 上記「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」で述べたとおり、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

(162) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩並びに本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析¹⁸⁸した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

4-2-1-1 第三国からの輸入量

(163) 第三国産同種の貨物については、次のとおり、その全てが固形品であると推測できる。

(ア) 液体品の輸入は 1,000 トン程度の船による輸送でないと採算が悪く現実的ではないと思われる¹⁸⁹ところ、第三国からの輸入量は調査対象期間を通じ、月別で最大 100 トン程度の輸入にとどまっており、1,000 トン規模の大量輸送は行われていなかった¹⁹⁰。

(イ) 調査対象貨物全体に占める液体品の輸入量は、令和元年で約 0.3%（固形換算数量比）と非常に少量であり¹⁹¹、これは、液体品の輸入品が一般的に非常に限定されていることを示すもので、第三国産同種の貨物は全て固形品であるとの推測を裏付けるものである。実際にも、第三国産同種の貨物を輸入している輸入者及び産業上の使用者が輸入しているのは全て固形品であって、液体品を輸入している者は確認できなかった¹⁹²。

188 協定 3.5

189 申請書（2-3. (3)）

190 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

191 供給者当初質問状回答書（様式 B-1-2）

192 輸入者当初質問状回答書（様式 B-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 B-3）

(164) これらを踏まえ、第三国産同種の貨物の輸入については、上記のとおり、その全てが固形品であると推測でき、これを前提として以下の分析を行った。

(165) 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、「**表 17 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**」のとおりであった。

第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 29 年に 1,349 固形 MT だったが、平成 30 年に 1,363 固形 MT となりやや増加、その後、令和元年に 1,272 固形 MT となってやや減少したものであり、調査対象期間全体としてはやや減少していた。第三国産同種の貨物が総輸入量に占める割合は 20% 前後で、平成 29 年から平成 30 年に 1.7 ポイント増加後、翌令和元年には前年比で 3.9 ポイント減少しており、調査対象期間全体でみると 2.2 ポイント減少していたことが認められた。

表 17 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

		平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の輸入量	輸入量（固形MT）	4,898	4,481	5,272
	対総輸入量	78.4%	76.7%	80.6%
第三国の輸入量	輸入量（固形MT）	1,349	1,363	1,272
	対総輸入量	21.6%	23.3%	19.4%
総輸入量（固形MT）		6,247	5,844	6,544

(出所) 財務省貿易統計及び供給者当初質問状回答書（様式 B-1-2）

(注 1) 第三国の数字は、米国、中国、台湾、ドイツ等、調査対象国以外の国・地域の合計値である。

(注 2) 上記(126)のとおり固形換算を行っているため、財務省貿易統計の数値とは異なる。

(166) 第三国産同種の貨物の市場占拠率は、「**表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**」のとおり、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで、常に【数値】% 程度の低い値にとどまっていた。

表 19 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移
(再掲)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の市場占拠率	【100】	【91】	【120】
本邦産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【102】	【95】
第三国産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【101】	【106】
需要量（固形MT）	【100】	【100】	【89】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注 1) 需要量（固形 MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+自家消費量（固形 MT）+総輸入量（固形 MT）

(注 2) 当該輸入貨物の占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（固形 MT）／需要量（固形 MT）
×100

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+自家消費量（固形 MT））／需要量（固形 MT）×100

(注 4) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指数である。

4-2-1-2 第三国からの輸入価格

(167) 第三国産同種の貨物の輸入価格については、「表 35 当該輸入貨物及び第三国同種の貨物の販売価格（工場渡し¹⁹³）」のとおりであり、平成 29 年から平成 30 年にかけて 9 ポイント増加し、平成 30 年から令和元年にかけては 5 ポイント減少しており、調査対象期間全体で見ると 4 ポイント増加していた。第三国産同種の貨物の輸入価格は、本邦産同種の貨物の国内販売価格（固形品）を【数値】% 下回り、当該輸入貨物の国内販売価格（固形品）を【数値】% 上回っていた。

¹⁹³ 「工場渡し」とは、販売者の工場（又は倉庫等）で購入者に貨物を受け渡し、購入者が受渡し後の運賃等を負担する場合をいう。

表 35 当該輸入貨物及び第三国同種の貨物の販売価格（工場渡し）

	品種	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格（円 ／固形kg）	固形品	【100】	【98】	【103】
	液体品	【100】	【100】	【100】
	合計	【100】	【98】	【102】
当該輸入貨物の国内 販売価格（円／固 形kg）	固形品	【100】	【101】	【100】
	液体品	【100】	【109】	【95】
	合計	【100】	【102】	【100】
第三国産同種の貨物の輸入価格 (円／固形kg)		【100】	【109】	【104】
第三国産同種の貨物と本邦産同種（固 形品）の貨物との価格比		【85-100】	【85-100】	【85-100】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物 (固形品)との価格比		【105-120】	【105-120】	【105-120】

(出所) 財務省貿易統計、輸入者当初質問状回答書及び輸入者当初質問状不備改め版回答書（様式 C-1）

(注) 各欄の【 】は平成 29 年の数値を 100 とする指標である。ただし、「第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物（固形品）との価格比（%）」及び「第三国産同種の貨物と当該輸入貨物（固形品）との価格比（%）」については、【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(168) 上記「3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」で述べたとおり、本邦における炭酸カリウムの需要は調査対象期間全体でみると減少しており、そのような中で炭酸カリウムの総輸入量は増加していた。同総輸入量に占める第三国産同種の貨物の輸入量の割合は概ね 20%程度となっているが、調査

対象期間全体でみると減少しており、本邦における市場占拠率は、調査対象期間中常に【数値】%程度という低い値にとどまっていた。

(169) また、上記(163)のとおり全て固形品であると推測される第三国産同種の貨物の輸入価格は、調査対象期間において当該輸入貨物（固形品）の国内販売価格（工場渡し）より常に高値であった。本邦産同種の貨物（固形品）よりは安価ではあるものの、営業の現場において本邦産同種の貨物が販売先を奪われているのは常に当該輸入貨物であり¹⁹⁴、上記で述べたような本邦産同種の貨物の国内販売量の減少傾向、及び当該輸入貨物の輸入量の増加はこれを裏付けるものといえる。他方、第三国産同種の貨物の価格が本邦産同種の貨物の取引において引き合いに出されたり、本邦産同種の貨物から第三国産同種の貨物に販売先の切替えが行われたりした事実は確認できなかった。

4-2-1-4 第三国からの輸入の量及び価格についての結論

(170) 以上の検討に加え、産業上の使用者が購入先を選定する上で価格を最も重視していること¹⁹⁵を併せて考慮すると、本邦産同種の貨物と市場において競合しているのは第三国産同種の貨物よりも安価かつ市場占拠率も高い当該輸入貨物であり、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物と競合していた事実は認められない。したがって、第三国からの輸入については、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと判断した。

4-2-2 需要又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

(171) 本邦における炭酸カリウムの需要量は、「表 36 需要量の変化」のとおり、平成 30 年から令和元年にかけて 11 ポイント減少していた。

「表 26 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量は、調査対象期間中に【数値】固形 MT 減少しているところ、もし本邦の産業の令和元年における市場占拠率が平成 29 年と同様に【数値】%に留まっていたとすれば、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量の減少は、実際の減少量の約【数値】割である【数値】固形 MT にとどまっていたと考えられる。したがって、国内販売量及び自家消費の減少のうち【数値】割に相当する部分については、国内需要の減少による影響を排除した後でも、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されない。

¹⁹⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 F-1-3-⑤、F-2-3-③）、産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-2）

¹⁹⁵ 産業上の使用者質問状回答書（様式 D-6-1）

表 36 需要量の変化

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
需要量 (MT)	【100】	【100】	【89】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注) 需要量（固形 MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+自家消費量（固形 MT）+総輸入量（固形 MT）

表 26 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移（再掲）

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
国内販売量（固形MT）	【100】	【102】	【86】
自家消費量（固形MT）	【100】	【105】	【50】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【102】	【95】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 6（様式 B-1-①関係））

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（固形 MT））／需要量（固形 MT）×100

(注 2) 需要量（固形 MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（固形 MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（固形 MT）+総輸入量（固形 MT）

(注 3) 各欄の【】は、平成 29 年の数値を 100 とする指標である。

(172) さらに、上記「3-4-1-3 国内価格に影響を及ぼす要因」及び「4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討」で述べたとおり、本邦生産者は当該輸入貨物の輸入量が増加し、当該輸入貨物の市場占拠率が上昇する中で、当該輸入貨物の価格を引き合いに出され、調査対象期間を通じて 20 ポイント以上も上昇した製造原価に応じた価格を設定することができなかった。その一方で、当該輸入貨物の価格は調査対象期間中常に本邦産同種の貨物を下回り、横ばいで推移したことから、本邦生産者は当該輸入貨物との価格競争に対抗できずに失注を繰り返した。

(173) 上記(171)及び(172)によれば、本邦における炭酸カリウムの需要減少による影響を排除しても認められる販売量の減少、及び製造原価の上昇に見合うような販売価格の設定を妨げられたことについては、いずれも安価な当該輸入貨物によって生じたものであることが確認できた。

以上より、本邦における炭酸カリウムの需要減少を考慮しても、当該輸入貨物の不当廉売

によって本邦の産業に損害が生じたことは否定されない。

4-2-2-2 消費態様の変化

(174) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者の質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」¹⁹⁶、「購入パターンの変更の有無」¹⁹⁷及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」¹⁹⁸に係る回答を確認した。

(ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 9 者のうち 6 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 3 者については「有」と回答したもの、「購入に係る変動の理由」は、回答者の製品需要の増加に関するもの、調査対象貨物の品質不安に関するもの、【購入に係る変動の理由】であり、いずれも当該変動それ自体が当該輸入貨物の不当廉売から独立して本邦の産業に損害を与える要因となるようなものではなかった。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 9 者のうち 6 者が、調査対象貨物、第三国同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 3 者については「有」と回答したもの、回答者の製品需要の増加に関するもの、卸売業者の顧客対応（品質保証）に問題があったことに関するものであり、いずれも本邦の産業に損害を与える要因となるようなものではなかった。

(ウ) 「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 9 者全てが、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した。

(エ) 以上の回答のほかに、消費態様の変化を示す証拠等は確認できなかった。

(175) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

¹⁹⁶ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-1）

¹⁹⁷ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-3）

¹⁹⁸ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-4-1）

4-2-2-3 需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討

- (176) 供給者である UNID より、需要又は消費態様の変化に関して以下の証拠の提出¹⁹⁹及び意見の表明²⁰⁰があった。

申請者も申請書において認めているとおり、本邦における炭酸カリウムの需要量は減少の一途であり、かかる需要減少傾向の中で本邦生産者は消費者のニーズに対応せず、高価な価格設定を続けていた。当社は、市場が需要減少の傾向にありながらも、消費者の消費パターンの変容に対応し、顧客の希望する製品の生産や販売を行っていた。このような本邦生産者の顧客への対応の在り方が本邦の産業の損害をもたらしたものというべきである。

- (177) 上記(176)の意見について検討すると、本邦における炭酸カリウムの需要減少については、上記「4-2-2-1 需要の変化」のとおり、調査対象期間における需要減少が認められるものの、需要減少の影響を排除してもなお当該輸入貨物の影響による販売量の減少が認められ、かつ、当該輸入貨物による製造原価の上昇に見合うような販売価格の設定を妨げられたことによる損害の事実も確認できている。

また、消費パターンの変化について述べる点についても、上記「4-2-2-2 消費態様の変化」のとおり、産業上の使用者の質問状回答書を含む一切の証拠から、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。そのため、UNID の上記意見は、消費態様の変化を裏付ける証拠等を何ら提出しておらず、単なる主張にすぎない。

以上より、UNID の上記意見は認められない。

4-2-2-4 需要又は消費態様の変化についての結論

- (178) 以上のとおり、需要の変化については、本邦において炭酸カリウムに係る需要減少が見られるものの、当該需要減少による影響を排除してもなお当該輸入貨物の不当廉売によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、そのような変化の事実が認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化についてはいずれも当該輸入貨物の不当廉売によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

- (179) 調査対象期間における炭酸カリウムの取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制

¹⁹⁹ 証拠の提出 (UNID、令和2年9月29日)

²⁰⁰ 意見の表明 (UNID、令和2年10月29日)

限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書²⁰¹から、回答内容が確認できる14者全てで「有」と回答した者は存在しなかった。

その他、調査対象期間における炭酸カリウムの取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

4-2-4 技術の進歩

(180) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、炭酸カリウムの生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の炭酸カリウムの需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず²⁰²、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(181) 本邦生産者の質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-6 本邦の産業の生産性

(182) 本邦の産業の生産性は、「3-4-11 生産性」のとおり、物的生産性、価値生産性のいずれについても、調査対象期間全体で低下していた。

なお、令和元年9月頃に一部の本邦生産者の工場近くに大型台風が接近した影響により、工場が一時操業を停止するということがあったが、当該本邦生産者は【大型台風による影響の具体的な内容】²⁰³ことから、その影響は軽微であり、当該事象が本邦産業の生産性低下の要因となったとは認められなかった。

4-2-7 その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

²⁰¹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目E-7-1）、輸入者当初質問状回答書（調査項目E-7-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目D-7-1）

²⁰² 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目B-3）及び海外供給者当初質問状回答書（調査項目A-9-7）

²⁰³ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目B-1-①）、本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（別記1・項目番号8）及び本邦生産者現地調査結果報告書((2)(オ)(調査項目B関係))

4-2-7-1 供給安定性に関する意見等の検討

(183) 輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアより、炭酸カリウムの産業上の使用者は、炭酸カリウムの安定調達、事業継続性といった観点から UNID 社のような世界トップシェアの企業による供給を受けており、このような供給先を維持することが、大震災等の災害時の調達リスクを低減することに寄与する旨の意見の表明²⁰⁴があった。

同社は、質問状回答書²⁰⁵においても、BCP（事業継続計画）として調査対象貨物を含めた輸入品に対する期待が高まっている旨回答しており、その他、輸入者 1 者及び産業上の使用者 1 者も質問状回答書²⁰⁶において、それぞれ、BCP の観点から複数購買を考慮する顧客が増え、物流及び在庫の安定性が重視されるようになったこと、BCP 及び安定供給の観点から調査対象貨物の供給が非常に重要であること等を回答している。

これらの意見及び回答は、輸入者又は産業上の使用者が調査対象貨物を購入しているのは、供給安定性ないし事業継続性を重視した結果によるものであって、本邦の産業に生じている実質的損害と調査対象貨物の不当廉売輸入は因果関係を有するものではないことを示すものとして理解することができる。

(184) しかし、上記(170)のとおり、産業上の使用者が購入先を選定する上で最も重視しているのは価格であって、実際に、本邦生産者が製造原価の上昇に合わせて本邦産同種の貨物の販売価格を値上げしたことによって調査対象貨物に購入先を切り替えた産業上の使用者も存在する²⁰⁷。これらの点も踏まえると、BCP の観点から本邦生産者以外の調達先を確保することが重要であるという事情があることを前提としても、本邦生産者による失注ないし販売量の減少は、安価な当該輸入貨物の存在によってもたらされたものであることが認められる。したがって、上記の意見等は、当該輸入貨物の不当廉売と本邦の産業に生じた実質的な損害との間の因果関係を否定するものとはいえない。

4-2-7-2 その他の意見等の検討

(185) これまでに検討した意見の表明に加え、利害関係者から次のような意見の表明がなされたことから、調査当局は以下のとおり検討した。

(186) 輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアは、本邦生産者のうちの 1 者が炭酸カリウムの製造事業から撤退すると記載された書面のとおり、本邦生産者に生じた損害は設備の老

²⁰⁴ 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア、令和 2 年 10 月 29 日）

²⁰⁵ 輸入者当初質問状回答書（伊藤忠ケミカルフロンティア）（様式 E-6-2-3）

²⁰⁶ 輸入者当初質問状回答書（マル一）（様式 E-6-2）、産業上の使用者回答書（【産業上の使用者 C 社】）（調査項目 D-8）

²⁰⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-2-2、添付資料 C-1-2、F-2-3）、本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（調査項目 F-2-2）、産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者 E 社】）（調査項目 B-2-1）

朽化にあるのであって、当該輸入貨物の不当廉売輸入によって生じたものではないとの意見の表明²⁰⁸を行った。また、供給者である UNID も、炭酸カリウム事業から撤退した本邦生産者 1 者は、老朽化した設備、設備の維持更新費用等の諸点を撤退の要因として掲げており、これらが本邦の産業に損害をもたらした要因となっている旨の意見の表明²⁰⁹を行った。

(187) 上記の各意見について検討すると、そもそも炭酸カリウム事業において設備の維持更新費等が定期的に発生するのは当然であって、この種の費用の支出が本邦の産業に実質的な損害を生じさせたというためには、当該費用が通常の炭酸カリウム事業に見込まれる額を超えて支出されており、当該支出が本邦の産業に実質的な損害をもたらす要因となっていると評価が必要であるところ、平成 30 年、令和元年に定期修理引当金及び施設の減価償却費用が平成 29 年比で増加していることが認められる²¹⁰。

このうち、定期修理引当金については、【定期修理引当金の増額理由】ものであった²¹¹。

また、施設の減価償却費用の増加は、本邦生産者が安価な当該輸入貨物の存在により十分な利益を確保できなかったために、最低限の設備投資しか行うことができない中で、数年間にわたる熟慮の末に実施した設備整備の結果であり、そもそもそのような最低限の設備投資しかできなかつたのは、上記のとおり当該輸入貨物の存在が原因である。さらに、当該設備整備費用については固定資産化することにより一括した経費処理はしていない²¹²。

これらの事実から、いずれの経費も生産を維持継続するために必要な費用であると認められ、本邦の産業の損害は、当該経費を含め製造原価の増加を販売価格に反映させることができなかつたことにある。

以上より、伊藤忠ケミカルフロンティア及び UNID の上記各意見は認められない。

(188) 供給者である UNID より、証拠が提出²¹³され、本邦生産者に生じた損害は、調査対象貨物の輸入以外の以下の要因によって生じたものであるとの意見が表明²¹⁴された。

(ア) 2019 年において、本邦生産者のうちの 1 社は、2014 年に既に操業を停止していた韓国国内の工場を閉鎖し、北米において自動車ガラス工場で減損損失を計上し、新規設備の立ち上げに苦戦したうえに生産効率が悪化した。

(イ) 本邦生産者のうちの 1 社は、2019 年に発生した台風の影響を受け、ガラス工場における災害対策費用が追加的に発生した。

208 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア、令和 2 年 10 月 29 日）

209 意見の表明（UNID、令和 2 年 10 月 29 日）

210 本邦生産者現地調査結果報告書（2. (6)(オ)（調査項目 G 関係））及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 9（調査項目 G 関係））

211 本邦生産者現地調査結果報告書（2. (6)(オ)（調査項目 G 関係））

212 本邦生産者現地調査結果報告書（2. (6)(オ)（調査項目 G 関係））

213 証拠の提出（UNID、令和 2 年 9 月 29 日）

214 意見の表明（UNID、令和 2 年 10 月 29 日）

- (ウ) 本邦生産者のうちの1社は、環境配慮型の様々な施策を打ち出しており、そのような環境対策施策に要する費用が収益面におけるマイナス要素となった。
- (189) なお、UNID による上記(188)の意見の表明及び証拠の提出に関連し、申請者より、当該海外供給者が提出した意見及び証拠は、いずれも本邦の産業の炭酸カリウム事業とは無関係であるとの意見の表明²¹⁵がなされた。
- (190) UNID の上記意見について検討すると、UNID が指摘する上記(188)(ア)、(イ)及び(ウ)は、いずれも本邦における炭酸カリウム事業以外の事業に関する事情であって、本邦における炭酸カリウム事業における実質的損害等の発生及び当該輸入貨物の輸入と損害等の発生との因果関係を検討する上で無関係である。したがって、上記「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び「4 因果関係」における検討結果に影響を与えるものではない。
- 以上より、UNID の上記(188)の意見は認められない。

4-3 因果関係に関する結論

- (191) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

²¹⁵ 意見の表明（カリ電解工業会、令和2年10月29日）

5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

5-1 調査の経緯に関する事項

(192) 調査開始告示で告示した法第8条第5項の調査において、法第8条第8項及び第9項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

(193) 令和3年2月25日、本調査に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示²¹⁶した（令和3年2月25日付け財務省告示第45号）（以下「仮の決定告示」という。）。中間報告書は同日、財務省²¹⁷及び経済産業省²¹⁸のホームページに掲載した²¹⁹。また、韓国政府に対しても仮の決定告示の写し及び中間報告書を送付²²⁰した。

仮の決定告示において、調査により判明した事実に係る政令第10条第2項の規定による証拠の提出又は政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「仮の決定に係る反論等」という。）についてのそれぞれの期限を令和3年3月11日とし、仮の決定に係る反論等に対する更なる反論及び反証（以下「仮の決定に係る再反論等」という。）（以下「仮の決定に係る反論等」及び「仮の決定に係る再反論等」を総称して「仮の決定に係る反論・再反論等」という。）についての期限を令和3年3月25日とし、その旨を記載した書面を、令和3年2月25日、利害関係者に対して通知した。

なお、当該書面において、上記期限までに提出された仮の決定に係る反論等については、令和3年3月18日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、仮の決定に係る反論・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」では無いことを明示した。

(194) 令和3年2月25日、仮の決定に際して、供給者であるUNIDに対してのみ、仮の決定の基礎となった事実として、中間報告書に加えて、「表13 不当廉売差額率（UNID）」に記載した不当廉売差額率の算定方法を記した「不当廉売差額率の算定について」を書面により送付した。なお、UNID以外の利害関係者に対しては、当該書面の開示版を閲覧に供した。

²¹⁶ 政令第13条の2

²¹⁷ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20210225.htm

²¹⁸ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/tansankari/index.html

²¹⁹ ガイドライン12.(1)三

²²⁰ 協定12.2

5－1－2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等

(195) 仮の決定に係る反論等は、その期限である令和3年3月11日までに、利害関係者2者から提出があり²²¹、仮の決定に係る再反論等は、その期限である令和3年3月25日までに、利害関係者1者から提出があった²²²。

利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記「5－7 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論」のとおりである。

5－1－3 秘密の情報

(196) 上記(195)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するため、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

5－1－4 証拠等の閲覧

(197) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

5－1－5 暫定措置

(198) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、関税・外国為替等審議会への諮問（令和3年2月25日）及び同審議会からの答申（令和3年3月11日）を経て、令和3年3月19日、暫定的な不当廉売関税を課すこと²²³が閣議決定され、令和3年3月24日に、炭酸二カリウム²²⁴に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和3年政令第65号）が公布され、その旨を直接の利害関係人及び韓国政府に対し書面で通知するとともに、政令が公布された旨を官報で告示²²⁵し（令和3年3月24日付

²²¹ カリ電解工業会（令和3年3月10日提出）、UNID（令和3年3月11日提出）

²²² カリ電解工業会（令和3年3月25日提出）

²²³ 法第8条第9項

²²⁴ 法別表における2836.40号の「カリウムの炭酸塩」には、上記「1－1－1 品名」のとおり、「炭酸二カリウム（K₂CO₃）」以外に「炭酸水素カリウム（KHCO₃）」が含まれるところ、課税物品を明確化するため、調査対象貨物である「炭酸二カリウム（K₂CO₃）」とした。

²²⁵ 政令第16条第1項

け財務省告示第 73 号)、令和 3 年 3 月 25 日から、税率を 30.8% として、暫定的な不当廉売関税が課税された。

5-2 「1 総論」に係る反論等の検討

(199) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「1 総論」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-2-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討

5-2-1-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等

(200) 供給者である UNID から、上記「1-7-4-3-1-1 特定の製品に係る除外要請」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²²⁶が提出された。

(ア) Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品には粉碎装置の差のほかにも、用途上の差、粒度の大きさなどの物理的な特性の差、及びそれによる価格の差があることが明確に立証されている。

(イ) したがって、調査当局は Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品との差を認め、調査対象製品に対する除外申請を再考すべきである。

(201) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「1-7-4-3-1-1 特定の製品に係る除外要請」に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²²⁷があった。

(ア) UNID が生産する炭酸カリウムの固体における区分において、Super Fine Powder 製品は、他の Powder (粉) 製品と品名、銘柄・型式、化学的・物理的特徴、流通経路、製造工程、使用者等が基本的に同一であり、粉碎工程における粉碎の程度の違いは、あくまでバリエーションの 1 つにすぎない。

(イ) したがって、仮の決定の結論どおり、Super Fine Powder 製品を調査対象貨物から除外するべきではない。

5-2-1-2 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等に対する再反論等

²²⁶ 仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面（以下「仮の決定反論書」という。）（UNID、令和 3 年 3 月 11 日）

²²⁷ 仮の決定反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 10 日）

(202) 申請者であるカリ電解工業会から、上記(200)の UNID からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の再反論等²²⁸が提出された。

Powder (粉) 製品に使用する粉碎装置と Super Fine Powder 製品に使用する粉碎装置は、それぞれ顧客の要請に応じて粒度分布や粒子の細かさを調整することができ、同じ粉碎装置を使用しても必ずしも同じ粒度分布や粒子の細かさ等にはならず、粉碎装置の違いのみで別品種と扱うべきでないとの調査当局の判断（上記(92)(ア)）は妥当である。

UNID は、いわゆる Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品の間で粉碎装置の違い以外にも用途上の差異からくる粒度の大きさの差異があり、Granule (粒状) 製品と Powder (粉) 製品の違いを認めるのであれば、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品の違いを認めるべきであるなどと主張している。

しかしながら、Granule (粒状) 製品と Powder (粉) 製品（Super Fine Powder 製品含む）では粉碎工程の有無という違いがある一方、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品は、様々な粒度が混在する粉碎品のうちのバリエーションの一種に過ぎず、Granule (粒状) 製品と Powder (粉) 製品の違いとは一線を画している。また、個別の顧客のニーズすなわち用途の差異に応じ製品の粒度分布等を個別に調整することが炭酸カリウムの業界で極めて一般的な対応であり、Super Fine Powder 製品の粒度に何ら特別の意味はないことは、まさに本邦生産者が提出した意見の表明の上記「1-7-4-3-1-1 特定の製品に係る除外要請」(51)に記載のとおりである。

したがって、仮に粒度の大きさ及び用途に差異があるとしても両者の間で公正な比較可能性を喪失させるような性質の差異は何ら認められず、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品を別品種として扱う根拠にはならないため、UNID の主張は排除されるべきである。

5-2-1-3 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討

(203) 上記(200)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(200)の反論は、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品には粉碎装置の差のほかにも、用途上の差、粒度の大きさなどの物理的な特性の差、及びそれによる価格の差があることから、調査当局はこの差を認め、調査対象製品に対する除外申請を再考すべきであるとの主張である。

(イ) まず、粉碎装置の差については、上記(52)(イ)及び(92)(ア)で述べたとおり、【粉碎装置の名称】の違いだけをもって、つまり、【営業上の秘密】のいずれを使用した製品であるかだけをもって、Super Fine Powder を他の微粉から切り分けて別の品種として扱う根拠とはならない。

²²⁸ 仮の決定の内容に関する再反論及び再反証に係る書面（以下「仮の決定再反論書」という。）（カリ電解工業会、令和3年3月25日）

(ウ) 次に UNID が主張する Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品との用途の違いは顧客が生産する製品の製造条件によるものである。しかしながら、UNID 自身が主張しているように、「S」社と「B」社が競合する Engineering plastic の原材料として Super Fine Powder 製品または Powder (粉) 製品のいずれかが用いられることから²²⁹、両製品の差異が顧客の用途に現れているわけではなく、顧客の要望に応じて粒度等を調整した結果にすぎない。このことは、上記(52)(ウ)でも述べたとおり、Super Fine Powder 製品は特定の顧客の要望に応じて最適な調整の上に顧客へ販売されていることからも明らかである。さらに、UNID は上記(200)の反論において、用途の差を主張しているが、それを示す証拠は何ら提出されていない。

(エ) また、上記(52)(イ)で述べたとおり、調査当局は、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品とに、粒度の大きさや粒度分布等に差が生じていることを認識している。ただし、この粒度の大きさ等の差は、上記(92)(ア)で述べたとおり、UNID が粒度の大きさや粒度分布等を調整することができる【粉碎装置の名称】を顧客の要望に応じて調整していることから生じているものであり、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品とを別の品種として扱うべき物理的特性の差があるとまでは言えない。

(オ) そして、上記(52)(エ)及び(92)(エ)のとおり、調査当局は Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品との間の価格差について、Super Fine Powder 製品が顧客の要望に応じた調整の上販売されることから高値になることが自然であるにもかかわらず、UNID の実際の取引において、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品がほぼ同じ価格で販売されているものも存在し、その価格差を認めることができなかった。

(カ) また、調査当局は、上記(52)で述べたとおり、Super Fine Powder が調査対象貨物に該当することを確認しており、UNID からは、当該調査対象貨物の定義に Super Fine Powder が含まれないことを示す証拠は何ら提出されていない。

(キ) 以上のことから、Super Fine Powder 製品と Powder (粉) 製品との差を認め、調査対象貨物から除外すべきとの意見は認められない。

(204) したがって、上記(200)の UNID の反論は認められない。

5-3 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(205) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

²²⁹ 供給者現地調査結果報告書 C)(3) [調査内容]

に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-3-1 「正常価格等」に係る反論等の検討

5-3-1-1 「正常価格等」に係る反論等

(206) 供給者である UNID から、令和 2 年 6 月 29 日、UNID へ送付された「質問状」²³⁰における「第三国向け輸出価格」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²³¹が提出された。

(ア) UNID は調査当局の要求に応じて、質問状を通じて日本向け輸出価格に係る情報と同水準の、UNID の第三国（上位 5 か国）向けに販売した同種の貨物の輸出価格に係る情報を提出した。

(イ) このような要求は、他国の調査において一般的に要求されない水準かつ時期であったため、UNID はその提出に相当な労力と費用を要した。

(ウ) しかし、令和 3 年 2 月 25 日に調査当局から通知された中間報告書において上記(ア)で提出した第三国向けに販売した同種の貨物の輸出価格に係る情報が見当たらない。

(エ) よって、調査当局は UNID が提出した第三国向けに販売した同種の貨物の輸出価格に係る情報の入手目的を説明すべきである。

(207) また、供給者である UNID から、上記「2-2-1-1 正常価格」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²³²が提出された。

(ア) 調査当局は、UNID が調査当局に回答した様式 B²³³及び C²³⁴における品種コード④(用途)に係る区分を考慮せずに不当廉売差額率を算定しているが、以下の理由により当算定は不当である。

(イ) 協定 2.4 が輸出価格と正常の価額との比較に影響を与える要因を適切に考慮すべきと規定しているところ、調査当局は品種コード④(用途)の区分が価格の比較に影響を与える要因であることを認めるべきである。

²³⁰ 「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査のための質問状等の送付について」（令和 2 年 6 月 29 日付け財関第 627 号）

²³¹ 仮の決定反論書（UNID、令和 3 年 3 月 11 日）

²³² 仮の決定反論書（UNID、令和 3 年 3 月 11 日）

²³³ 供給者現地調査提出資料（UNID）（様式 B）

²³⁴ 供給者現地調査提出資料（UNID）（様式 C）

(ウ) UNID の販売先をみても、一部の代理店である顧客を除いて、取引先別に用途が分かれて販売されており、販売単価についてもその差があり、食品添加用が工業用より高い価格で販売されている。

(エ) UNID がこれまでに調査当局に対して提出した書面のうち、製品試験成績書 (Certificate of Analysis)²³⁵において用途によって Pb (鉛) 含有量の差が明らかになっており、販売の際、顧客先に渡す同製品試験成績書の情報から、品種コード④ (用途) に工業用と食品添加用の差が存在し、これを UNID が管理していることが確認できるところ、調査当局は品種コード④ (用途) によって区分されている製品に明らかな差が存在していることを認めるべきである。

(オ) UNID が効率的に区分するため、全ての製品を食品添加用として生産していることは UNID の原価管理を目的とした選択事項であるところ、調査当局は製品の製造原価の区分管理の有無をもって品種コード④ (用途) に係る区分をしないという判断をすべきでない。

(カ) UNID へ回覧された「不当廉売差額率の算定について」において品種コード④ (用途) を区分せずに判定されているところ、調査当局は品種コード④ (用途) を適用し区分した上で判定すべきである。

(208) さらに、供給者である UNID から、上記「**2-2-1-2 正常価格算出における品種区分**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²³⁶が提出された。

(ア) 調査当局は、Super Fine Powder の固体における区分 (品種コード③ (形状) (固体のみ)) を微粉として区分して不当廉売差額率を算定しているが、以下の理由により当算定は不当である。

(イ) 協定 2.4 が輸出価格と正常の価額との比較に影響を与える要因を適切に考慮すべきと規定しているところ、調査当局は品種コード③ ((形状) (固体のみ)) の区分が価格の比較に影響を与える要因であることを認めるべきである。

(ウ) 調査当局は、UNID の顧客であるアメリカ所在の「S」社と韓国所在の「B」社が競争会社にも関わらず、「S」社が品種コード③ ((形状) (固体のみ)) の Powder (粉) 製品を、「B」社が品種コード③ ((形状) (固体のみ)) の Super Fine Powder を購買しているため、これら Powder (粉) 製品と Super Fine Powder の差を認めていない。しかし、調査当局は、競争会社であったとしても競争会社が生産する製品に使用する

²³⁵ 供給者現地調査提出資料 (10.B-(2)様式 B 通番 165、19.B-(5)様式 B 通番 113)

²³⁶ 仮の決定反論書 (UNID、令和 3 年 3 月 11 日)

UNID 製品が異なることもあり得ることを認識し、これら Powder (粉) 製品と Super Fine Powder との差を認めるべきである。

(エ) 調査当局は、UNID がスポット性（非常に少ない数量）で高い価格で Powder (粉) 製品を販売したという非常に例外的な事例をもって Powder (粉) 製品と Super Fine Powder との価格差が存在しないと判断している。

しかし、調査当局は、Powder (粉) 製品より Super Fine Powder 製品の販売価格が高く形成されていることを認めるべきである。

(オ) UNID の原価管理が調査当局の不当廉売調査に対応すべく管理されていないところ、UNID が原価管理を目的として品種コード③ ((形状) (固体のみ)) による管理をしていないことをもって、調査当局は Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品には差が存在しないと判断している。

しかし、調査当局は、製品の製造原価区分の管理有無をもって品種コード③ ((形状) (固体のみ)) に係る区分をしないという判断をすべきでない。

(209) そして、供給者である UNID から、上記「**2-2-2 正常価格に対する意見の表明に係る検討**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²³⁷が提出された。

(ア) UNID の韓国の内需市場は独占的な地位が存在する市場で、特別な状況である。

(イ) UNID はこの証拠として、2020 年 10 月 29 日に提出した意見の表明における「正常価格の適用に対する意見」において、外部マーケットリサーチ機関である The Bell の韓国市場分析に関する内容を提出している。

(ウ) また、UNID はこの証拠として、現地調査の際に提出した資料²³⁸において、UNID の韓国国内における市場占有率と独占的地位に係る情報を提出している。

(エ) これらのことから、UNID の韓国の内需市場が独占的な地位が存在する市場かつ特別な状況であるため、調査当局は、正常価格の算定にあって既に提出した第三国販売情報、又は原価情報を代替的な情報として使用すべきである。

(210) 続いて、供給者である UNID から、「不当廉売差額率の算定について」の間接販売費に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²³⁹が提出された。

²³⁷ 仮の決定反論書（UNID、令和 3 年 3 月 11 日）

²³⁸ 供給者現地調査提出資料（3.UNID_Introduction_2019(JP)）

²³⁹ 仮の決定反論書（UNID、令和 3 年 3 月 11 日）

(ア) 調査当局が作成した「不当廉売差額率の算定について」の「その他の間接販売費・一般管理費」に係る検討について、調査当局は様式 B の項目 (B-3-29) 「その他の間接販売費・一般管理費」、様式 C の項目 (C-3-20) 「その他の間接販売費・一般管理費」及び様式 E の項目 「間接販売費・一般管理費」に差がなければ間接販売費として認められることについて再考すべきである。

(イ) UNID が各様式の項目である間接販売費について「不当廉売差額率の算定について」のとおり回答した理由は、「質問状」²⁴⁰において、各様式の項目が同一の名称であり、調査当局が「その他間接販売費」と「一般管理費」について各様式の記載場所について説明を行わなかつたことによる。

(ウ) UNID は調査当局の要請に応じて「その他間接販売費」と「一般管理費」を区分し、追加で提出²⁴¹している。

(エ) よって、調査当局は UNID が提出した「その他間接販売費」と「一般管理費」に応じ、間接販売費の算定について再度検討すべきである。

(211) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「**2-2-1-2 正常価格算出における品種区分**」に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²⁴²があった。

(ア) UNID が生産する炭酸カリウムの固体における区分において、Super Fine Powder 製品は、他の Powder (粉) 製品と品名、銘柄・型式、化学的・物理的特徴、流通経路、製造工程、使用者等が基本的に同一である。

(イ) また、調査当局の現地調査において、Super Fine Powder 製品は、他の Powder (粉) 製品との差異が生産に使用する粉碎装置の違いのみであること、粉碎装置の差異による製造原価への影響はほぼないに等しいこと等が確認されている。

(ウ) このほか Super Fine Powder 製品を他の製品と区別取り扱いする本質的な差異は一切見当たらない。

(エ) したがって、Super Fine Powder 製品を他の Powder (粉) 製品と同様に微粉として算出するという仮の決定の結論に賛成する。

²⁴⁰ 「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査のための質問状等の送付について」
(令和 2 年 6 月 29 日付け財関第 627 号)

²⁴¹ 供給者現地調査提出資料 (17.B-(2)-2)

²⁴² 仮の決定反論書 (カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 10 日)

(212) また、申請者であるカリ電解工業会から、上記「**2－2－2 正常価格に対する意見の表明に係る検討**」に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²⁴³があった。

(ア) UNID は韓国国内の炭酸カリウム市場が特殊な状況にあると主張するが、韓国市場は UNID 以外の権力機構により取引価格が制御されているような非市場経済に基づく市場ではなく、仮の決定の結論どおり、営業利益率の違いのみを以て市場の特殊性を認定することはできない。

(イ) また、韓国と日本の市場での販売形態と価格の決定方法等は共通し、通常のものである。実際に、類似の状況にあったと思われる大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売調査（平成 27 年財務省告示第 184 号）においても市場の特殊性は認定されていない。

(ウ) さらに、周知のとおり、我が国において米国の法令及び先例は法源として認められておらず、本件との間で何らの関連性もなく、UNID の主張は主張自体失当である。

(エ) したがって、仮の決定の結論どおり、UNID のダンピング・マージン算定においては国内販売価格を正常価格として用いるべきである。

5－3－1－2 「正常価格等」に係る反論等に対する再反論等

(213) 申請者であるカリ電解工業会から、上記(207)、(208)及び(209)の UNID からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の再反論等が提出²⁴⁴された。

(ア) 上記(207)(ア)及び(イ)の反論は、「不当廉売差額率の算定について」 I.(3)に記載のとおり、品種コード④(用途)による差異が UNID 製品において本質的差異ではないため、失当であり、区分しないとの調査当局の判断は正当である。

これは、何よりも UNID が提出した仮の決定反論書 1)c) において「全ての製品が食品添加物用として使えるよう生産しています」としているとおり、両者の間で物理的・化学的特性の違いが何ら無いことを認めていることから明らかである。

(イ) 上記(207)(ウ)の反論は、UNID で製造している炭酸カリウム製品がいざれにせよ食品添加用に使える同一の製品であり、市場の違いが UNID 製品に何ら反映されていないことは UNID 自身が認めるところ、すなわち、UNID が主張するのは、同一の製品をある顧客には高く販売し、ある顧客には安価で販売しているという行為にすぎず、この価格の違いのみで公正な比較可能性を喪失させるような性質の差異は何ら認められない。

²⁴³ 仮の決定反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 10 日）

²⁴⁴ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 25 日）

(ウ) なお、UNID はより細かい品質基準を満たしている食品添加用製品が工業用より高い価格で販売されていると主張しているが、公開版における両者の販売価格は、全く同一のレンジが用いられている。これは、協定 6.5.1 に照らして、利害関係人による正確な理解を前提とした再反論の機会を奪うものである。

(エ) 上記(207)(エ)の反論は、UNID は、用途により製品試験成績書上の Pb (鉛) 含有量が異なるとするが、本件において Pb (鉛) 含有量の違いが公正な比較可能性を失わせるほど重大な差異をもたらす旨について何ら立証されておらず、品種を区分する根拠になり得ず、失当である。UNID の公開版資料から詳細は明らかではないものの、工業用製品と食品添加用製品には同一の製造ラインが用いられていることから、用途により製品試験成績書上の Pb (鉛) 含有量が異なる理由は、単に検品基準等の差異によることが推測される。

(オ) 上記(208)(ア)及び(イ)の反論は、Super Fine Powder を含む粉碎品は、あくまで炭酸カリウム製品のバリエーションに過ぎないため失当であり、調査当局の判断は妥当である。

これは、製品ラインナップの中に一般品に加えて粉碎品も用意すること、個別の顧客のニーズに応じて製品の粒度分布等を調整することは、本邦生産者が提出した意見の表明の上記「**1－7－4－3－1－1 特定の製品に係る除外要請**」(51)に記載のとおり、通常のものである。

また、現地調査結果報告書 A)(4)によれば、UNID 自身も、炭酸カリウム製品は顧客によりカスタマイズされ、同じ粒子サイズでも顧客の製品により違う反応があるため、粒度分布や密度等が異なる製品が多くあること、炭酸カリウムの製品においては、粒子サイズ、密度、粉碎方式等いずれも重要であり、カスタマイズするためにそれぞれの設備を必要としていること等から、失当である。

(カ) 上記(208)(ウ)の反論は、調査当局が代替可能性という限りで論じている点を同一製品の議論と誤解しているため、失当である。

調査当局が上記(92)(ウ)で述べているのは、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品が代替可能な製品、すなわち「同等品」であるということのみであり、決して同一製品であるとの認定をした訳ではない。調査当局は、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品を別品種として扱うべきではないことの総合考慮の一要素として、代替可能性を挙げたものと考える。

(キ) 上記(208)(エ)の反論は、Super Fine Powder 製品の価格が必ずしも Powder (粉) 製品より高く形成されている訳ではなく、少なくとも一部の Powder (粉) 製品は Super Fine Powder 製品より高額であって販売価格の差異が決定的な違いとはならないため、

失当である。

高額で取引された Powder (粉) 製品取引を例外的なスポット取引として検討の基礎から外すかについては、少量のスポット取引ではない旨の認定に対し UNID から何ら有効な反論がないこと等から、上記「**2－2－1－2 正常価格算出における品種区分**」に記載のとおり、少量のスポット取引と認定すべきではない。

なお、上記(92)(イ)によれば UNID が Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品の製造原価差を意識していなかったこと、粉碎装置の減価償却費に有意な差がなかったことが認められるところ、価格形成に対し製造原価は大きな一要素であることから、これらの点からも Super Fine Powder 製品の価格水準が Powder (粉) 製品より高いとはいえないことが裏付けられている。

(ク) 上記(208)(オ)の反論は、上記(92)(ア)ないし(オ)の認定のとおり、調査当局が原価管理目的上製品が区別されていないことを唯一の判断基準として用いておらず、様々な要素を総合考慮のうえ、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品を別品種であるとする UNID の主張を不適当と判断していたため、失当である。

(ケ) 上記(209)(ウ)の反論は、UNID が当該要件に該当すること自体の証拠を何ら提出していないことから、上記(94)の認定のとおり、失当である。

(コ) 上記(209)(エ)の反論は、UNID から第三国向け輸出価格の適用について、当該上位 5 か国の輸出価格を使用するべき説得的理屈は依然として何ら示されておらず、協定 2.2 の「適正な比較」ができない場合には該当していないことから、失当である。

5－3－1－3 「正常価格等」に係る反論等の検討

(214) 上記(206)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(206)の反論は、質問状における調査当局から UNID に対する第三国（上位 5 か国）向け輸出価格に係る情報の要求は、他国の調査では一般的に要請されない水準と時期の要求であったにもかかわらず、UNID は相当な労力をかけて資料を作成し、回答を提出した。それにもかかわらず、当該回答に係る記載は中間報告書には見当たらない。このため、調査当局は UNID に対し、当該回答を要求した目的を説明すべきであるとの主張である。

(イ) まず、上記(81)で述べたとおり、調査当局は、正常価格の算出の基本的な考え方として、政令第 2 条第 2 項に基づき、正常価格を国内販売価格とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量

が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合に、正常価格を第三国向け輸出価格、又は構成価格とすることとした。

(ウ) このため、調査当局は、上記(イ)のとおり、正常価格として国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合に第三国向け輸出価格を正常価格とする可能性も踏まえ、第三国向け輸出価格を把握するため、質問状において、第三国向け輸出価格に係る回答を求めたものである。

(エ) なお、UNID は調査当局が求めたこの第三国向け輸出価格について他国の調査において一般的に要請されない水準と主張しているが、調査当局は本調査を協定及び関係国内法令に基づき実施しており、調査当局による本調査が他国の調査と別な調査であることは言うまでもない。そのため、調査当局が要請する水準は他国のものと必ずしも一致しない。

また、UNID は調査当局が求めたこの第三国向け輸出価格について他国の調査において一般的に要請されない時期と主張しているが、調査当局は協定²⁴⁵及び関係国内法令²⁴⁶に基づき調査期間を設定しているところ、当該調査期間内に調査を終結する観点から、調査により国内販売価格を正常価格として使用できないことが判明することを待たずに、あらかじめ当初質問状において第三国向け輸出価格に係る情報を求めているものであり、この取扱いは協定の趣旨を踏まえたものである。なお、生産者及び輸出者向けの当初質問状において第三国向け輸出価格に係る情報の回答も求められることは、質問状の標準様式を財務省及び経済産業省のホームページに掲載することにより、あらかじめ周知を図っている。その他、調査当局は、当初より財務省ホームページや告示等において、本調査の期間や証拠の提出等の期限を UNID へ提示し、調査の過程において、UNID から提出期限の延長の申出があった場合には、調査に支障のない範囲で延長を認めており、UNID に自己の利益を擁護するための十分な時間を与えている。

そして、調査当局は第三国向け輸出価格について上位 5 か国に限定して回答を求め、むだに全ての第三国向け輸出価格を求めていないことから、調査当局が UNID に対して過度の負担を課したとはいえない。

以上により、調査期間が限られている中、調査当局が UNID に対し当初質問状において第三国向け輸出価格を要求したことは調査手続上何ら問題はなく、UNID に対して過度の負担を課したともいえない。

(オ) 検討の結果、正常価格について、上記(96)で述べたとおり、調査当局は UNID の国内販売価格を使用することとした。このため、結果として、中間報告書において第三国向け輸出価格に係る記載はない。

²⁴⁵ 協定 5.10

²⁴⁶ 法第 8 条第 6 項

(215) したがって、上記(206)の UNID の反論は認められない。

(216) 上記(207)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(207)の反論は、UNID が回答した品種コード④（用途）における工業用と食品添加用に明らかな差が存在するところ、この差は、これまでに UNID が調査当局に回答した書面等から明らかであることから、調査当局が品種コード④（用途）に係る区分を考慮せずに不当廉売差額率を算定したことが不当であるとの主張である。

(イ) まず、上記(207)(イ)について、調査当局は当然、協定に基づき本調査を実施している。このことは、上記「1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、「お願い紙」において本調査が協定に基づいて実施することを明示しており、財務省及び経済産業省のホームページにおいても同様に明示している。調査当局は、協定及びその趣旨に鑑み、上記「2-2-1-1 正常価格」及び「2-2-2-1 本邦向け輸出価格」並びに「不当廉売差額率の算定について」I.(3)に記載のとおり、品種コード④（用途）における工業用と食品添加用について区別しないとしたものである。

(ウ) 次に、上記(207)(ウ)について、食品添加用と工業用の販売価格の差については、顧客との交渉の結果として販売価格の差が生じるのは当然のことであり、UNID が主張する食品添加用と工業用の販売価格差は、製品の物理的特性の差に由来するものではなく、販売価格差だけをもって異なる区分と認めることはできない。

(エ) 次に、上記(207)(エ)及び(オ)について、販売時に渡す製品試験成績書(Certificate of Analysis)に表示される「Pb (鉛) 含有量」に差異があったことは認められるとしても、UNID は全ての製品を食品添加用として使用できるように生産していると主張していることから、UNID が工業用と食品添加用との仕様を区別して生産しているとは認められない。また、UNID は Pb (鉛) 含有量の差異による原価差異を認識していない。

さらに、「不当廉売差額率の算定について」I.(3)において述べたとおり、UNID は同じ製品型番の場合食品添加物に使用可能で、顧客の用途により品種コード④（用途）における工業用と食品添加物用との区分を行う旨回答している²⁴⁷。

このため、調査当局は、食品添加用または工業用としての用途の区分が、顧客の用途に起因しており、生産された製品に正常価格と輸出価格の比較に影響を及ぼすほどの物理的特性に差がないことから、品種コード④（用途）における工業用と食品添加用との区分を認めることができない。

(217) したがって、上記(207)の UNID の反論は認められない。

²⁴⁷ 供給者当初質問状不備改め版回答書（質問項目 10.④）

(218) 上記(208)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 上記(208)の反論は、調査当局が Super Fine Powder の固体における区分（品種コード③（形状）（固体のみ））を微粉として区分して不当廉売差額率を算定していることについて、微粉としての区分（01：粉、02：微粉、03：その他①、04：その他②、05：その他③）を見直すべきであるとの主張である。
- (イ) まず、上記(208)(イ)について、調査当局は当然、協定に基づき本調査を実施している。このことは、上記「1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、「お願い紙」において本調査が協定に基づいて実施されていることを明示しており、財務省及び経済産業省のホームページにおいても同様に明示している。調査当局は、協定及びその趣旨に鑑み、上記「2-2-1-1 正常価格」(90)及び(91)に記載のとおり、正常価格の算定の基礎とした各取引について、物理的特性を考慮し、状態（液体又は固体）・濃度・用途・形状・製造工程の組み分けを行い、Super Fine Powder の固体における区分（品種コード③（形状）（固体のみ））について Powder（粉）製品と同じ微粉にすべきとしたものである。
- (ウ) 次に、上記(208)(ウ)について、調査当局は、勿論、競争会社であったとしてもその競争会社が生産する製品に使用する原料が異なる場合もあり得ることを前提として、韓国所在の「B」社とアメリカ所在の「S」社が同様の Engineering plastic を生産している競争会社であるにもかかわらず、「B」社に Super Fine Powder 製品を、「S」社に Powder（粉）製品を出荷していることから、Super Fine Powder 製品と Powder（粉）製品とが同等品であると指摘しているものである。UNID は、「B」社と「S」社に関連して用途の違いを明確に示しておらず、同様の Engineering plastic を生産するために Super Fine Powder 製品と Powder（粉）製品を選ぶ産業上の使用者がいるということは、両製品に用途の差異がないことを示している。粒度の大きさの違いはまさに顧客の要望に応じたものであり、正常価格と輸出価格の比較に影響を及ぼすほどの物理的な特性の差があるとは言えない。
- (エ) 続いて、上記(208)(エ)について、調査当局は、スポット性（非常に少ない数量）があるため、高い価格で Powder（粉）製品を販売したという非常に例外的な事例をもって Powder（粉）製品と Super Fine Powder 製品との価格差が存在しないと主張している訳ではない。むしろ、上記「2-2-1-2 正常価格算出における品種区分」(92)(エ)に記載のとおり、UNID と取引先との取引を精査した結果、スポット性（非常に少ない数量）があるため高い価格で Powder（粉）製品を販売したという主張に対して、当該社とは頻繁に取引を行っているためスポット取引とはみなせず、Powder（粉）製品の取引数量と比較してもやや少ない量の取引である Super Fine Powder 製品をほぼ同じ価

格で取引していることを確認したため、Powder（粉）製品と Super Fine Powder 製品との価格差が存在しないと判断したものである。また、調査当局は、Powder（粉）製品の価格が一定のものではなく、多様な価格を形成していることも確認している。

(オ) さらに、上記(208)(オ)について、調査当局は、UNID が原価管理を目的とした品種コード③ ((形状) (固体のみ)) による管理をしていないことをもって、Powder（粉）製品と Super Fine Powder 製品との差異がないと判断している訳ではない。むしろ、上記のとおり、協定に基づき、協定の趣旨を尊重すべく、原価管理以外の要因も考慮した上で Powder（粉）製品と Super Fine Powder 製品との差異がないと判断している。

(219) したがって、UNID の反論が Super Fine Powder を微粉として区分した不当廉売差額率の算定に影響を与えるものではないことから、上記(208)の UNID の反論は認められない。

(220) 上記(209)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(209)の反論は、上記(209)(イ)の外部マーケットリサーチ機関である The Bell の韓国市場分析及び上記(209)(ウ)の UNID の会社案内情報等を理由として、UNID は韓国国内の市場において独占的な地位にあることから、同市場が特別な状況であるため、調査当局に対し不当廉売差額率を算定する際の正常価格を、国内販売価格ではなく、第三国向け輸出価格又は原価情報を代替的な情報として使用することを求める主張である。

(イ) まず、UNID が提出した意見の表明（令和 2 年 10 月 29 日）における The Bell の韓国市場分析は韓国語で記載されたものであり、同意見の表明における脚注でも「ユニードは苛性カリと炭酸カリ、塩素製品などを主に生産している。国内独占生産であって、グローバル市場でも占有率 30% で 1 位を占めている。」と述べているにすぎない。しかし、上記(14)で述べたとおり、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」としているところ、同分析の日本語の翻訳文が適切に添付されていなかったことから、調査当局は、同分析内容を確認できていない。

仮に、The Bell の分析内容が UNID の主張するとおり、UNID の韓国国内市場における独占的な地位を示すものであり、その内容のとおり UNID が韓国国内において独占的な地位を占めているとしても、これまでの調査において韓国炭酸カリウム市場が通常の取引と異なる何らかの要因により、民間事業者が通常の取引を行い得ない状況があることを示す証拠は提出されておらず、また、上記「**2-2-2 正常価格に対する意見の表明に係る検討**」(94)(イ)のとおり、UNID の韓国国内における価格交渉及び販

売形態が本邦生産者のそれらと同様に行われており通常のものと認められていることから、上記(81)で述べたとおり、特別な状況として国内販売価格ではなく、第三国向け輸出価格又は原価情報を代替的な情報として使用することを認めるまでには至らず、UNID から回答のあった韓国国内における販売価格を正常価格としたものである。

これは、UNID が提出した会社案内情報による独占的な地位との主張に対しても、同様であり、UNID の反論をもって、正常価格の算出に影響を与えるものではない。

(221) したがって、上記(209)の UNID の反論は認められない。

(222) 上記(210)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(210)の反論は、調査当局が「質問状」の各様式において「その他間接販売費」と「一般管理費」のように同一の名称であるにもかかわらず、各様式の記載場所及び記載方法等について説明しなかったため、結果として UNID が様式 B の項目 (B-3-29) 「その他の間接販売費・一般管理費」、様式 C の項目 (C-3-20) 「その他の間接販売費・一般管理費」及び様式 E の項目「間接販売費・一般管理費」に同じ金額を記載したという主張である。

(イ) また、「不当廉売差額率の算定について」 II.A. の「その他の間接販売費・一般管理費」に係る検討について、上記(ア)の各様式に同じ金額が記載されているため、間接販売費が「調整が必要な費用項目として認められない」との調査当局の判断の再考を求めるという主張である。

(ウ) さらに、UNID は上記(61)の現地調査において「その他間接販売費」と「一般管理費」を区分した資料を調査当局へ提出しているため、調査当局は、当資料をもって間接販売費を再検討すべきという主張である。

(エ) 同一の名称であるにもかかわらず各様式の記載場所及び記載方法等について説明しなかったとの指摘に関しては、質問状 B 及び質問状 C において「調査対象期間に貴社が行った日本向け販売取引に関連して、その他間接的に要した販売費用・一般管理費用」、「調査対象期間に貴社が行った国内向け販売取引に関連して、その他間接的に要した販売費用や一般管理費用」との説明をそれぞれ行っている。また、調査当局は、送付した供給者質問状において、記載要領を明示しているほか、上記「**1-7-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、「お願い紙」を送付し、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した上で「質問状」の内容等に係る問い合わせ先を明示しているところ、UNID は各様式の記載場所や内容等について必要に応じて調査当局へ問い合わせることが可能であった。

(オ) 次に、間接販売費・一般管理費について、調査当局は、「不当廉売差額率の算定について」Ⅱ.A.に記載のとおり、「その他の間接販売費・一般管理費」の金額の算出根拠資料である様式Bの項目(B-3-29)「その他の間接販売費・一般管理費」の合計金額と様式Eの生産費用に含まれる「間接販売費・一般管理費」の合計金額が同額であるところ、これが様式Bの本邦向け輸出価格を求めるための「調整が必要な費用項目」と、様式E「間接販売費・一般管理費」のどちらに該当するのかを明確にするため、「不当廉売差額率の算定について」Ⅱ.A.(2)で述べたとおり、様式Bの金額と様式Eの金額が一致することの不備を通知書面に明記し、UNIDへ再度確認したものの、UNIDからの回答は、日本事務所に係る費用から対象產品に直課・配賦すべき費用がないため、様式B「その他の間接販売費・一般管理費」と様式E「間接販売費・一般管理費」が同一であるというものであった。さらに、部署別勘定科目別実績資料である添付資料C-3-20-4(追加質問)についてもUNIDへ確認したところ、その回答内容²⁴⁸から様式Bの項目(B-3-29)「その他の間接販売費・一般管理費」でUNIDが回答した金額は、様式E「間接販売費・一般管理費」と同じであることを確認できたため、様式Bの項目(B-3-29)「その他の間接販売費・一般管理費」については、「対象產品に直課・配賦すべき費用」ではなく、「調整が必要な費用項目」と認められなかった。なお、これは様式C「その他の間接販売費・一般管理費」においても同様であった。

一方、UNIDは、その供給者当初質問状回答において、輸出販売から控除すべき費用(B-1-7-2)及び国内販売から控除すべき費用(C-1-7-2)に間接販売費を挙げていない。また、国内向け同種の貨物の販売に関連して間接的に要した販売費用・一般管理費用(C-3-20-2)では「該当なし」と回答している。

よって、UNIDの主張はかかる回答と矛盾している。

(カ) 続いて、調査当局は、UNIDが主張する「その他間接販売費」と「一般管理費」を区分した資料B-(2)-2²⁴⁹を確認したところ、これまでの質問状に対する回答B-3-29と何ら変更がなかった。よって、UNIDが既に提出した資料をもって、UNIDが要請する調整項目の再算定は不可能である。

(キ) 以上のことから、当該UNIDの主張は、不当廉売差額率の算定における間接販売費の算出に影響を与えるものではない。

(223) したがって、上記(210)のUNIDの反論は認められない。

5-4 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

²⁴⁸ 「直接追跡できない販売及び管理に関する費用であり、本社の当該部署の給与を含めた各種管理費用が該当する。当該費用の特性上、販売と関連した全般的な活動のために発生した費用である。」供給者第2回目不備改め版回答書(質問項目24.①)(令和2年9月18日)

²⁴⁹ 供給者現地調査提出資料(17. B-(2)-2)

に関する事項」に係る反論等の検討

(224) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-4-1 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討

5-4-1-1 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等

(225) UNID から、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等が提出された。

(ア) 調査当局は、上記(128)及び(129)で、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の販売価格を比較しているが、調査対象期間の間に、当該輸入貨物の販売価格について当該輸入貨物の液体品だけを対象とする表 21 の販売価格と固形品だけを対象とする表 22 の販売価格は落ちていないが、同期間で液体品と固形品の両方を含めた表 20 の販売価格は 1 ポイント落ちたと表現されており、数値が合わない。

(イ) 上記(128)表 20、上記(129)表 21 及び表 22 の資料の出所を見ると、UNID が調査項目 A で提出した実際の販売価格が使われておらず、推定値を使って比較することは非合理的である。

(ウ) もし当該輸入貨物が輸入統計の CIF 平均単価を使っており、本邦産同種の貨物は工場出荷価格を使っているのであれば公正な比較にはならない。公正に比較するためには、当該輸入貨物の CIF 平均単価に輸入者の間接販売費と利益を足したものと、本邦産同種の貨物の工場出荷価格とすべきである。

(226) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」等に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²⁵⁰があった。

(ア) UNID は、申請書別紙 20-3 を根拠の 1 つとして、塩化カリウムの調達以外の費用が日本国内生産者には発生していたため、日本国内販売価格の値上げが受容されないのは

²⁵⁰ 仮の決定反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 10 日）

UNID の販売価格によるものではないと主張している。

(イ) しかしながら、そもそも申請書別紙 20-3 は、あくまで申請者の原材料調達について年間ベースでまとめた資料にすぎず、当該資料から申請者がどのような期間の区切りでどのような条件で原材料を調達していたかという点までは読み取れない。

むしろ、UNID は、仮の決定が指摘しているとおり、申請書別紙 20-3 が塩化カリウムの年間合計費用であり、年間生産量の増減に応じて増減するものであることを正確に理解しないまま誤った解釈に基づいて主張を展開している。したがって仮の決定の結論どおり、UNID の主張は失当である。

5-4-1-2 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る再反論等

(227) 申請者であるカリ電解工業会から、上記(225)の UNID からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の再反論等が提出²⁵¹された。

(ア) 上記(128)及び(129)の販売価格に関する表 20 は液体品及び固形品、表 21 は液体品、表 22 は固形品の、それぞれ固形換算数量であるが、液体品の価格が固形品の価格を大きく上回ることに加え、それぞれの表は価格変動が 2017 年を 100 とした指数で表記されているにすぎないため、数値に矛盾はなく、UNID の主張は失当である。

(イ) 上記(128)及び(129)の販売価格に関する表 20 ないし表 22 の(出所)に記載のとおり、輸入貨物の販売価格の算定には、輸入者に対する質問状の回答による販売価格が用いられており、適切である。また表 20 ないし表 22 タイトルに記載のとおり、いずれも既に庭先渡し段階に調整され、公正な比較がなされている。したがって UNID の主張は失当である。

5-4-1-3 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討

(228) 上記(225)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(128)表 20 の液体品と固形品の両方を含む販売価格は、液体品と固形品の販売金額の合計を販売数量の合計で割って単価を算出したものである。液体品と固形品の販売価格は異なるところ、液体品と固形品の各年の数量の割合によって、表 20 の販売価格の推移が液体品のみ又は固形品のみをそれぞれ対象とした上記(129)表 21 及び表 22 の販

²⁵¹ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 25 日）

売価格の推移と異なる結果になることは何ら不自然なことではない。表 20 の当該輸入貨物の販売価格が調査対象期間を通じて 1 ポイント下落したのは、固形品よりも販売価格の高い液体品の割合が減少したことによるものであり、数値の整合性に何ら問題はない。

(イ) 当該輸入貨物の販売価格については、上記(128)表 20、(129)表 21 及び表 22 の出所にも記載のとおり、輸入者当初質問状回答書及び輸入者質問状不備改め版回答書を基に算出しており、推定値ではない。なお、UNID の販売価格は輸入者に対する販売価格であり、本邦における国内販売価格を比較するため、輸入者の産業上の使用者に対する販売価格を用いている。

(ウ) 上記のとおり、輸入貨物の販売価格は CIF 平均単価ではなく、輸入者の回答を使っており、間接販売費及び利益も価格の中に含まれている。本邦産同種の貨物については、工場出荷価格ではなく庭先渡し価格を用いており、公正な比較にならないとの指摘はあたらない。

(229) 以上の理由から、上記(225)の UNID の意見は失当である。

5-5 「4 因果関係」に係る反論等の検討

(230) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「4 因果関係」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-5-1 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等の検討

5-5-1-1 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等

(231) UNID から、上記「4-2-2-2 消費態様の変化」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁵²が提出された。

調査当局は、消費者の消費パターンの変化について証拠が明確に提示されていなかったと判断しているが、証拠目録 13-1²⁵³で日本曹達が述べている今後の需要減少が間接的な証拠として提示されている。

(232) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「4-2-2-3 需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討」等に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²⁵⁴があった。

²⁵² 仮の決定反論書（UNID、令和 3 年 3 月 11 日）

²⁵³ 令和 2 年 9 月 29 日、UNID から提出された証拠 別添 13-1

²⁵⁴ 仮の決定反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 10 日）

調査対象期間中において日本国内における消費者の消費パターンは特に変化しておらず、むしろ UNID による不当な廉価による輸出販売により、日本国内市場における価格に歪みが生じている。したがって、UNID の主張には根拠がなく失当である。

5-5-1-2 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等の検討

(233) 上記(231)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、消費パターンの変化について、上記「4-2-2-2 消費態様の変化」において、産業上の使用者質問状回答書に基づき分析を行っており、同回答書を含む一切の証拠から、消費態様の変化は認められなかったとの結論に至った。UNID から提出のあった証拠目録 13-1²⁵⁵では、本邦生産者の 1 者がカセイカリ事業の生産停止を含めた抜本的な事業構造改革の実施の決定に至る過程で、今後の需要見通しや設備の維持更新に必要なコスト等を検討したことが記載されているにすぎず、証拠目録 13-1 は消費パターンの変化に関する証拠には該当しない。

(イ) したがって、上記(231)の UNID の反論は認められない。

5-5-2 「その他の意見等」に係る反論等の検討

5-5-2-1 「その他の意見等」に係る反論等

(234) UNID から、上記「4-2-7-2 その他の意見等の検討」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁵⁶が提出された。

(ア) 調査当局は、上記(187)で本邦生産者の老朽化された施設の維持・更新などの費用が通常の炭酸カリウム事業で見込める金額を超ないと判断しているが、当該判断の明確な根拠を提示していない。通常の炭酸カリウム事業に見込める金額が、本邦生産者が自ら主張した水準なのか、他国産業の平均設備の維持費水準であるかなど、明確な判断の根拠を要請したい。

(イ) 調査当局は、UNID が 2020 年 9 月 29 日に提出した「証拠目録 13-1²⁵⁷」及び「13-2」の内容に対する再検討が必要である。本邦生産者 1 社が自ら言及した事業撤退の理由として、UNID 及び輸入製品の不当廉売を主張していなかったことに関しては、調査

²⁵⁵ 令和 2 年 9 月 29 日、UNID から提出された証拠 別添 13-1

²⁵⁶ 仮の決定反論書 (UNID、令和 3 年 3 月 11 日)

²⁵⁷ 令和 2 年 9 月 29 日、UNID から提出された証拠 別添 13-1

当局の検討が特になかった。

(235) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「4-2-7-2 その他の意見等の検討」に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²⁵⁸があった。

(ア) 輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアが意見書において主張する、本邦生産者の1社が炭酸カリウム製造事業から撤退することが設備の維持更新費が原因であることを示す証拠は、仮の決定の結論どおり、何らない。

(イ) 一方、仮の決定の結論にて UNID の炭酸カリウムの不当廉売の事実及びこれによる撤退生産者を含む本邦生産者に対する損害の事実が明らかになっており、撤退に UNID による不当廉売が影響していることは明らかである。

5-5-2-2 「その他の意見等」に係る反論等に対する再反論等

(236) 申請者であるカリ電解工業会から、上記(234)の UNID からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の再反論等が提出²⁵⁹された。

(ア) 協定 6.5 の要件を満たす秘密情報は、申請者やその加盟企業の営業秘密を侵害することになるため、開示されるべきではない。また、開示範囲又は秘密情報の要約についての意見は閲覧開始の翌日から 1 週間以内に提出されなければならず²⁶⁰、当該期限後の要請による開示が認められるべきではない。

(イ) 申請者の加盟企業の 1 者がカリ事業から撤退する理由として UNID 及び輸入製品の不当廉売を明示的に挙げなかったことは、損害との因果関係に何ら関係せず、主張自体失当である。

5-5-2-3 「その他の意見等」に係る反論等の検討

(237) 上記(234)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、本邦生産者に対する現地調査において、平成 30 年、令和元年の定期修理引当金及び施設の減価償却費用の増加の要因について確認をし、定期引当金の増加が

²⁵⁸ 仮の決定反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 10 日）

²⁵⁹ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 3 月 25 日）

²⁶⁰ 「開示範囲又は秘密情報の要約についての意見は閲覧開始の翌日から 1 週間以内に提出されなければならず」の記載は、カリ電解工業会から提出された仮の決定再反論書の記載のとおり。なお、「お願い紙」IX.2.(1)では、開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に関する意見の提出期限について「政府から閲覧の開始の連絡があった日の翌日から 1 週間（期限となる日の 17 時（日本時間）（必着））までに、～（以下省略）」としている。

【定期修理引当金の増額理由】ものであること、施設の減価償却費用の増加については、数年間にわたる熟慮の末に実施した設備整備の結果行ったものであり、その費用についても固定資産化することにより一括した経費処理はしていないことを確認している。これらのことから、調査当局は、本設備投資が通常見込まれる、すなわち生産水準を維持するために必要とされる定期的な設備の維持更新の範囲内であると判断しており、明確な根拠を提示していないとの指摘は当たらない。

- (イ) 調査当局は、上記(186)及び(187)において、炭酸カリウム事業から撤退した本邦生産者1者が、老朽化した設備及び設備の維持更新費用等の諸点を撤退の要因として掲げており、これらが本邦産業に損害をもたらした要因となっている旨のUNIDの意見を検討している。上記のとおり、本設備更新費用は、通常の事業に見込まれる支出であり、本費用が本邦産業に損害をもたらした要因となっているとは言えない。また、本邦生産者が事業撤退の理由の中で、厳しい事業環境下にあることを前提としての判断であることを指摘しているのであって、特に輸入製品の不当廉売について述べていなかつたことだけをもって損害の因果関係を否定したものではない。
- (ウ) したがって、上記(234)のUNIDの反論は認められない。

5－6 仮の決定を支持する意見

(238) 申請者であるカリ電解工業会から、上記のほか、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²⁶¹があった。

仮の決定の結論どおり、UNIDがその意見において表明した減損関係の適用に関し引用されている証拠は、本調査とは無関係であり、UNIDの主張は失当である。なお、その他の点についても仮の決定の結論に賛成する。

5－7 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論

(239) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

²⁶¹ 仮の決定反論書（カリ電解工業会、令和3年3月10日）

6 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

6-1 調査の経緯に関する事項

- (240) 調査開始告示で告示した法第8条第5項の調査において、政令第15条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

6-1-1 重要事実の開示

- (241) 令和3年4月8日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知²⁶²するとともに、重要事実に係る政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を令和3年4月22日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、令和3年4月26日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を令和3年5月10日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。

この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」では無いことを明示した。

また、韓国政府に対しても重要事実を書面で送付²⁶³するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付²⁶⁴した。

- (242) 上記(241)の重要事実の通知に際して、重要事実に係る「不当廉売差額率の算定について」を供給者であるUNIDに対して書面で送付するとともに、UNID以外の利害関係者に対しては、当該書面の開示版を閲覧に供した。

6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

- (243) 重要事実に係る反論は、その期限である令和3年4月22日までに、利害関係者2者から

262 政令第15条

263 協定6.9

264 協定6.2

提出があり²⁶⁵、重要事実に係る再反論は、その期限である令和3年5月10日までに、利害関係者1者から提出があった²⁶⁶。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

6-1-3 秘密の情報

(244) 上記(243)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

6-1-4 証拠等の閲覧

(245) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

6-2 「1 総論」に係る反論等の検討

(246) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「1 総論」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

6-2-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討

6-2-1-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論

(247) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「5-2-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討」に関して、次の内容の重要事実を支持する意見の表明²⁶⁷があった。

Powder（粉）製品と Super Fine Powder 製品には別の品種として扱うべき物理的特性の差がないため、調査対象貨物からの除外要請は認められるべきではない。

(248) 供給者である UNID から、上記「5-2-1-3 「特定の製品に係る除外要請」に係る

²⁶⁵ カリ電解工業会（令和3年4月22日提出）、UNID（令和3年4月22日提出）

²⁶⁶ カリ電解工業会（令和3年5月10日提出）

²⁶⁷ 重要事実の内容に関する反論に係る書面（以下「重要事実反論書」という。）（カリ電解工業会、令和3年4月22日）

「反論等の検討」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁶⁸が提出された。

- (ア) UNID は調査当局に対して、「S」社と「B」社が Engineering plastic 製品を生産する競争会社であることを説明したが、両社の Engineering plastic 製品が同類の製品と説明していなかった。Engineering plastic 製品に様々な製品が存在しているにもかかわらず、調査当局は、一方的に両社が同じ製品を生産していると仮定して全ての判断をしている。
- (イ) 実際、Engineering plastic 製品は、多様な材料と結合して車のトリムといったインテリアから二輪自動車の安全ヘルメット、おもちゃまで幅広い用途がある。
- (ウ) 2021 年 3 月に提出した意見書²⁶⁹に記載したとおり、競争会社であっても、各企業は、UNID が生産した炭酸カリウム製品の中から異なる炭酸カリウム製品を使用し各企業の製品を製造するところ、調査当局はまず、これを認め明示すべきである。
- (エ) また、両社の製品を比べれば、外観、用途及び物理的特性が完全に異なるため、調査当局はこれを認識すべきである。
- (オ) よって、調査当局は、調査対象製品に対する除外申請を再考すべきである。
- (カ) なお、両社の最終製品の明確な区分は両社の営業にかかる事項であるため詳細情報を入手することは困難である。

6-2-1-2 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論に対する再反論

(249) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「6-2-1-1 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論」(248)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²⁷⁰が提出された。

- (ア) 調査当局は、現地調査結果報告書 C)(3)等を根拠に、「S」社と「B」社が競合する Engineering plastic 製品の原材料として Super Fine Powder 製品又は Powder (粉) 製品のいずれかが使用されているため、両製品の差異が顧客の用途に現れていないことを認定したにすぎない。また、UNID は最終製品の明確な区分について、依然として何ら証拠を示していない。

²⁶⁸ 重要事実反論書 (UNID、令和 3 年 4 月 22 日)

²⁶⁹ 仮の決定反論書 (UNID、令和 3 年 3 月 11 日)

²⁷⁰ 重要事実の内容に関する再反論に係る書面 (以下「重要事実再反論書」という。) (カリ電解工業会、令和 3 年 5 月 10 日)

(イ) したがって、Super Fine Powder 製品を調査対象貨物から除外すべきではなく、重要事実の内容を支持する。

6-2-1-3 「特定の製品に係る除外要請」に係る反論等の検討

(250) 上記(248)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(248)の反論は、Engineering plastic 製品に様々な製品が存在しており、競争会社である「S」社と「B」社が、UNID が生産した炭酸カリウム製品の中から異なる炭酸カリウム製品を使用して製造する Engineering plastic 製品は、外観、用途及び物理的特性が完全に異なるところ、調査当局はこれを認めること、また、調査対象製品に係る除外申請を再考することを求める主張である。

(イ) まず、上記(248)(ア)及び(イ)について、調査当局は、一方的に「S」社と「B」社が同一製品を生産していると仮定して全ての判断を行ったわけではない。

調査当局は、協定及び関係国内法令等に基づき、本調査を実施した結果、上記(203)(イ)から(カ)のとおり、Super Fine Powder 製品と Powder (粉) 製品との差が、顧客の要望に応じて粒度等を調整した結果にすぎず、提出された証拠等により両製品の差を認めることができない、つまり、両製品の差が顧客の用途に現れているわけではないと判断したのである。そして、調査当局は、Super Fine Powder 製品を調査対象貨物から除外すべきでないとの結論に至ったものである。

また、Engineering plastic 製品に様々な製品があることのみをもって、Super Fine Powder 製品と Powder (粉) 製品の差を証明するものにはならない。

UNID は、Super Fine Powder 製品の調査対象貨物からの除外を再度要請しているが、上記(203)(カ)でも述べたとおり、これまでに UNID から Super Fine Powder 製品が調査対象貨物の定義に含まれないことを示す証拠は提出されていない。

よって、UNID の主張は失当である。

(ウ) 次に、上記(248)(ウ)について、調査当局は、上記(218)(ウ)のとおり、競争会社であったとしてもその競争会社が生産する製品に使用する原料が異なる場合もあり得ることを当然、認識している。調査当局は、これを前提としても、Super Fine Powder 製品と Powder (粉) 製品との差が、顧客の要望に応じて粒度等を調整しているにすぎず、同等品であると指摘しているものである。

(エ) さらに、上記(248)(エ)について、調査当局は、「S」社と「B」社の製品を比較すれば、外観、用途及び物理的特性が完全に異なるものとの UNID の主張について、UNID から証拠資料を受理しておらず、UNID 以外の利害関係者から提出された資料からも当該主張の証拠となるものは確認できなかった。

よって、UNID の主張は単なる意見にすぎない。

(オ) 加えて、上記(248)(カ)について、両社の最終製品の明確な区分について営業に係る事項のため、詳細情報の入手が困難との UNID の主張は、UNID の主張が何ら裏付けのないものであり、Super Fine Powder 製品に対する除外申請の再考へ至るものではない。よって、UNID の主張は失当である。

(カ) したがって、上記(248)の UNID の反論は認められない。

6-3 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

6-3-1 「正常価格等」に係る反論等の検討

6-3-1-1 「正常価格等」に係る反論

(251) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「5-3-1-1 「正常価格等」に係る反論等」に関して、次の内容の重要な事実を支持する意見の表明²⁷¹があった。

(ア) 上記(207)について、食品添加用と工業用の用途の区分は顧客の用途に起因し、物理的特性に有意な差がないことから、品種コード④（用途）において当該区分を考慮すべきでない。

(イ) 上記(208)について、Powder（粉）製品と Super Fine Powder 製品には物理的特性に有意な差がないことから、Super Fine Powder 製品は Powder（粉）製品と同じ微粉として区分すべきである。

(ウ) 上記(209)について、国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には当たらず、また、調査当局の調査手続にも何ら瑕疵はない。仮に UNID が韓国国内で独占的な地位を占めているとしても、国内販売価格ではなく第三国向け輸出価格又は構成価格を代替的情報として使用することを認めるべき特別な状況はない。

(エ) 上記(210)について、UNID の主張は、いずれも不当廉売差額率の算定における間接販売費の算出に影響を与えるものではない。

(252) 供給者である UNID から、上記「5-3-1-3 「正常価格等」に係る反論等の検討」

²⁷¹ 重要な事実反論書（カリ電解工業会、令和3年4月22日）

(214)に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁷²が提出された。

- (ア) UNID が提出した確認票回答²⁷³の X. 1.(2)は、供給国内での販売量（韓国内の内需量）、日本向けの輸出量及び第三国向けの輸出量に係る情報を含んでおり、これは供給者当初質問状回答書が提出される 1 か月以上前のことであった。この期間は、韓国国内の販売価格が正常価格として使える十分な数量だったということを確認するための十分な時間といえる。
- (イ) このような状況にもかかわらず、調査当局が UNID に対して、個別取引毎の第三国向け輸出価格について回答を要求したことは協定の趣旨に準じたことではなく、むしろ海外生産者である調査対象企業に過重な資料を求めたことは協定の趣旨に反する要求といえる。
- (ウ) また、このような状況にもかかわらず、UNID に重い負担はかけていなかったという調査当局の説明は、自身に調査能力がなく、無能と認めているようなものである。
- (エ) 調査当局は、上記(214)(エ)の「調査当局が要請する水準は他国のものと必ずしも一致しない」との説明に関し、現在、不当廉売関税に関する制度を多く利用しているアメリカやインド等の第三国向け輸出価格の利用を参考にすべきである。
- (オ) なお、仮に、調査当局が UNID の韓国国内の販売価格を正常価格として使用しないことを確定した後に、全ての国家の輸出価格情報を求めてきた場合、UNID は調査当局へ全ての第三国向け輸出価格を提供しただろう。

(253) 供給者である UNID から、上記「5－3－1－3 「正常価格等」に係る反論等の検討」

(216)(エ)に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁷⁴が提出された。

- (ア) まず、調査当局は、UNID が従事している炭酸カリウム産業について十分に理解をすべきであり、その上で品種コード④（用途）の工業用と食品添加用に係る区分を検討すべきである。
- (イ) UNID は調査当局に対して、これまで、品種コード④（用途）の工業用と食品添加用に明らかな差が存在し、UNID の原価管理上の選択から製造原価で両製品を区分していないことを説明してきた。

²⁷² 重要事実反論書（UNID、令和 3 年 4 月 22 日）

²⁷³ 確認票回答書（UNID、令和 2 年 7 月 14 日）

²⁷⁴ 重要事実反論書（UNID、令和 3 年 4 月 22 日）

(ウ) UNID は、食品添加用の製品の規格基準が工業用の基準よりも厳しいため、食品添加用の基準に合わせて生産しているが、販売段階においては、明確に分かれている顧客を対象に、製品試験成績書(Certificate of Analysis)の管理により、工業用と食品添加用の販売を区別して管理している。

(エ) 調査当局は、用途による販売市場の区分が明確になっていること、管理・追跡ができる証拠が明らかになっていることを考慮し、日本における販売価格と韓国における販売価格を比較する際、調査当局が設定した品種コード④(用途)を考慮して比較する方が合理的な判断であることを説明すべきである。

(オ) 調査当局は、UNID が回答した品種コード④(用途)における工業用と食品添加用に明らかな差が存在することを認めないのであれば、この区分を求めた理由及び調査手続きにおいて利害関係者へこの区分の説明をしなかった理由を、さらに、品種コード④(用途)を認めないことが、単に不当廉売関税率を引き上げるためのものではないことを説明すべきである。

(254) 供給者である UNID から、上記「5-3-1-3 「正常価格等」に係る反論等の検討」

(218)(エ)に係る UNID と取引先との取引におけるスポット性(非常に少ない数量)に関して、次の内容の重要な事実に係る反論²⁷⁵が提出された。

UNID の Powder (粉) 製品の製品型番【営業上の秘密】の取引は既存顧客との 1 件のみであり、また、その取引における数量の割合が【営業上の秘密】%であるため、調査当局はこのスポット性の取引に鑑み、Powder (粉) 製品より Super Fine Powder 製品の販売価格が高く形成されていることを認めるべきである。

(255) 供給者である UNID から、上記「5-3-1-3 「正常価格等」に係る反論等の検討」

(220)に係る UNID の韓国の内需市場は独占的な地位が存在する市場で、特別な状況であることに関して、次の内容の重要な事実に係る反論²⁷⁶が提出された。

(ア) UNID は、韓国語で記載された The Bell のレポートの日本語の翻訳を意見の表明の脚注において提出しているところ、調査当局は同翻訳が一部しかないという理由で、UNID が提出した UNID の韓国の内需市場は独占的な地位が存在する市場で、特別な状況であるという資料を上記(14)のとおりではないとして、否定すべきではない。

(イ) 調査当局は仮の決定において、UNID の韓国の内需市場は独占的な地位が存在する市場で、特別な状況に関する証拠の不備を指摘しているが、UNID に対し仮の決定の前に当該証拠を要求すべきである。

²⁷⁵ 重要事実反論書 (UNID、令和3年4月22日)

²⁷⁶ 重要事実反論書 (UNID、令和3年4月22日)

(ウ) UNID は、上記(ア)及び(イ)について調査当局の判断過程及び根拠規定並びに法令に関する情報を要求する。

(256) 供給者である UNID から、上記「5－3－1－3 「正常価格等」に係る反論等の検討」

(222)(エ)に係る「不当廉売差額率の算定について」に係る質問状の各様式における「その他間接販売費」や「一般管理費」等の名称に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁷⁷が提出された。

UNIDは「質問状」の各様式における「その他間接販売費」と「一般管理費」の記載場所及び記載方法等について調査当局へ問い合わせたが、調査当局から記載方法の明確な説明はなかった。そのため、最大限の理解に基づき、質問状の回答を作成し、計算方法のワークシートを調査当局に提出した。さらに調査当局からの指摘に応じて、販売費と管理費を販売国別に算定して提出した。したがって、調査当局は「間接費」及び「販売費」を再算定すべきである。

(257) 供給者である UNID から、上記「5－3－1－3 「正常価格等」に係る反論等の検討」

(222)(カ)に係る「不当廉売差額率の算定について」の間接販売費に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁷⁸が提出された。

UNID は調査当局の要請に応じて、追加質問状回答²⁷⁹及び現地調査²⁸⁰において、「間接費」及び「販売費」を区分し、提出しているところ、調査当局は間接販売費について再度検討すべきである。

6－3－1－2 「正常価格等」に係る反論に対する再反論

(258) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「6－3－1－1 「正常価格等」に係る反論」

(252)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²⁸¹が提出された。

(ア) 調査当局が供給者当初質問状において第三国向け輸出価格に係る回答を求めたことは、協定及び関係国内法令に合致する適切な調査である。

(イ) UNID の反論は、調査当局が UNID の確認票回答を通じて韓国国内市場における販売量を把握し、供給者当初質問状回答書よりも早期に国内販売価格を正常価格として利用可能だと決定できたはずであるというものである。

しかし、協定 2.2 の規定のとおり、国内販売価格の利用の可否については、国内販売量

²⁷⁷ 重要事実反論書（UNID、令和3年4月22日）

²⁷⁸ 重要事実反論書（UNID、令和3年4月22日）

²⁷⁹ 供給者追加質問状回答書（I-6）

²⁸⁰ 供給者現地調査提出資料（17.B-(2)-2）

²⁸¹ 重要事実再反論書（カリ電解工業会、令和3年5月10日）

以外の様々な条件も考慮して調査過程のいずれかの時期において決定されるものである。実際、UNID 自身も、意見の表明の段階において、韓国国内市場が協定 2.2 の「市場が特殊な状況にある」ことを理由に、国内販売価格の代わりに第三国向け輸出価格を使用することを調査当局に求めている。

- (ウ) 仮に調査当局が国内販売価格を利用しないことを決定した後に、第三国向け輸出価格に係る回答を UNID に求めていた場合には、逆に UNID に対し過大な負担を強いいると共に、調査期間を明確に規定する協定 5.10 に反する結果となつたおそれもある。
- (エ) したがつて、上記(252)の UNID の反論は失当であり、重要事実の内容を支持する。

(259) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「**6-3-1-1 「正常価格等」に係る反論**」(253)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²⁸²が提出された。

- (ア) UNID は、仮の決定に係る反論の上記(207)(オ)のとおり、UNID が生産する全ての炭酸カリウム製品が、食品添加用の基準に合わせて生産されていることを認めており、工業用と食品添加用との相違が製品試験成績書(Certificate of Analysis)の管理のみとみられることから、生産された炭酸カリウム製品には、正常価格と輸出価格の比較に影響を及ぼすほどの物理的特性の差がない。
- (イ) したがつて、品種コード④(用途)を考慮すべきではなく、上記(253)の UNID の反論は認められない。

(260) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「**6-3-1-1 「正常価格等」に係る反論**」(254)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²⁸³が提出された。

- (ア) UNID は、上記(218)(エ)のとおり、Powder(粉) 製品のスポット取引を行つた企業と、当該スポット取引よりやや少ない取引量の Super Fine Powder 製品をほぼ同じ価格で取引している。しかし、UNID は、その理由を依然として説明していない。
- (イ) したがつて、Powder(粉) 製品と Super Fine Powder 製品の販売価格に実質的な差異は無く、Super Fine Powder 製品を微粉として区分するとした重要事実の認定を支持する。

(261) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「**6-3-1-1 「正常価格等」に係る反論**」

²⁸² 重要事実再反論書(カリ電解工業会、令和3年5月10日)

²⁸³ 重要事実再反論書(カリ電解工業会、令和3年5月10日)

(255)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²⁸⁴が提出された。

(ア) 調査当局は、上記(220)の重要事実における調査当局の検討のとおり、UNID の意見の表明における脚注の日本語翻訳部分のみから、UNID が韓国国内で独占的な地位を占めているとの UNID の主張の当否を分析・判断することは不可能である。

また、仮に UNID が韓国国内で独占的な地位を占めていたとしても、当該事実のみでは協定 2.2 が規定する「市場が特殊な状況にある」とはいえず、韓国の内需市場において民間事業者が通常の取引を行い得ない状況等があることが必要である。

(イ) 上記(ア)は、正常価格として韓国国内販売価格を適用しないことを主張する UNID 側で主張立証を要する事項である。そのため、調査当局は、証拠の充足の有無について証明を求める義務を負わない。

(ウ) したがって、上記(255)の UNID の反論は認められるべきではない。

(262) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「6-3-1-1 「正常価格等」に係る反論」

(256)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²⁸⁵が提出された。

(ア) 「その他間接販売費」及び「一般管理費」の算定について、仮に UNID が提出した質問状回答書等により再算定が可能であったとしても、上記(222)(オ)の重要事実における調査当局の認定のとおり、UNID の主張は、UNID が供給者当初質問状回答において、輸出販売及び国内販売から控除すべき費用に間接販売費を挙げていないことと、国内向け同種の貨物の販売に関連して間接的に要した販売費用・一般管理費用では「該当なし」と回答したことが矛盾している。このため、「その他間接販売費」及び「一般管理費」の認定は変更されるべきではない。

(イ) したがって、上記(256)の UNID の反論は認められない。

6-3-1-3 「正常価格等」に係る反論等に係る検討

(263) 上記(252)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(252)の反論は、UNID が調査当局から UNID に対する第三国（上位 5 か国）向け輸出価格に係る情報の要求を受けて対応した質問状回答の 1 か月前に、既に UNID から調査当局へ提供した確認票回答等から韓国国内の販売価格が正常価格として使える十分な数量であることを確認するための時間的余裕があったにもかかわらず、調査当局が

²⁸⁴ 重要事実再反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 5 月 10 日）

²⁸⁵ 重要事実再反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 5 月 10 日）

UNID に対して、質問状において個別取引毎の第三国向け輸出価格について回答を要求したことは協定の趣旨に準じたことではなく、むしろ海外生産者である調査対象企業に過重な資料を求めたことは協定の趣旨に反するとの主張である。

さらに、調査当局は不当廉売関税に関する制度を多く利用しているアメリカやインド等の第三国向け輸出価格の利用を参考にすべきであるとの主張である。

(イ) まず、上記(252)(ア)で述べられている回答書の回答期限及び回答日については、上記「1-7 調査開始後の経緯」で述べたとおりである。

繰り返しになるが、確認票回答は、上記(20)及び(23)で述べたとおり、回答期限を令和2年7月13日としていたところ、UNID から期限後である令和2年7月14日に同回答が提出された。

次に、供給者質問状回答書のうち調査項目 A については、上記(22)及び(23)で述べたとおり、回答期限を令和2年8月5日としていたところ、UNID から令和2年8月5日に回答書が提出された。

また、供給者質問状回答書のうち調査項目 B から E については、上記(21)、(22)及び(23)で述べたとおり、UNID から要請のあった提出期限の延長を調査当局が認め、その延長後の回答期限を令和2年8月19日としていたところ、UNID から令和2年8月19日に回答書が提出された。

(ウ) 上記(252)(ア)について、上記(イ)のとおり、供給者当初質問状回答書 (B から E) が提出される1か月以上前に UNID から確認票回答が提出され、当回答書X.1.(2)に、調査対象貨物と同種の貨物の供給国内での販売量が回答されていたが、その数字の根拠となる証拠書類については質問状の回答とともに提出することになっており、確認票の数字のみをもってはその数字の正確性の検証はできない。

このように、UNID が回答した韓国国内の販売価格が正常価格として使用することができるか否かは、UNID からの確認票回答だけでは判断できず、UNID に対するその後の質問状における回答や添付資料等を基に判断する必要があった。

よって、上記(252)(ア)の UNID の主張は、失当である。

(エ) さらに、上記(252)(ア)及び(イ)について、仮に調査当局が上記(252)(ア)の UNID の主張のとおり、確認票回答から韓国国内の販売価格を正常価格として使用することを検討していたとしても、その後、国内販売価格を検証した結果、国内販売価格が正常価格に使えないとなった場合に、調査当局は急遽 UNID へ第三国向け輸出価格又は原価情報を要求し、至急検討しなければならなくなる。UNID は、上記(252)(オ)のとおり、調査当局からの要請があったならば、全ての第三国向け輸出価格を提供しただろうと主張するものの、この作業には UNID が自ら認めたとおり、相当な労力をかけて資料を作成し、回答を提出することになる、つまり、提出までに一定期間を要することは確実である。

そして、調査当局は、協定²⁸⁶及び関係国内法令²⁸⁷に基づき調査期間を設定しているところ、上記(214)(エ)のとおり、当該調査期間内に調査を終結させる観点から、調査により国内販売価格を正常価格として使用できないことが判明することを待たずに、あらかじめ当初質問状において第三国向け輸出価格に係る情報を求めているものであり、この取扱いは協定に整合的である。

よって、上記(252)(イ)の UNID の主張は、失当である。

(オ) その他、上記(252)(イ)について、繰り返しになるが、調査当局は、UNID を含む利害関係者から提出された、質問状等に係る回答の提出期限の延長要望について、協定 6.13 の趣旨に鑑み、迅速な調査進行の観点から可能な範囲でこれを認めている。

実際、上記(21)に記載のとおり、UNID が過重な資料を求められたと主張している供給者質問状調査項目 D (第三国向け輸出価格) を含む調査項目 B から E までの回答の提出期限について、14 日間の延長を求める要望が令和 2 年 7 月 29 日に UNID から調査当局に提出され、調査当局は当該要望を認めた。

このように、調査当局は、利害関係者が要請された情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払っている。よって、調査当局が UNID に対し当初質問状において第三国向け輸出価格を要求したことは、調査手続き上何ら問題がない。

(カ) 最後に、上記(252)(エ)について、調査当局は、不当廉売関税に関する制度全般について、当然、アメリカやインド等の他国の制度についても幅広く参照している。

このように幅広く参照しつつ、上記(214)(エ)のとおり、調査当局は本調査を協定及び関係国内法令に基づき実施しているところ、本調査は、協定及び関係国内法令と整合的な形で実施されている。また、本調査は、他国の調査と別な調査であり、調査手続きが他国と必ずしも一致しないことは言うまでもない。

(キ) したがって、上記(252)の UNID の反論は認められない。

(264) 上記(253)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(253)の反論は、UNID の調査当局への説明を踏まえ、日本における販売価格と韓国における販売価格を比較する際、調査当局が設定した品種コード④ (用途) を考慮して比較する方が合理的な判断であることを説明すべきであり、UNID が回答した品種コード④ (用途) における食品添加用と工業用に明らかな差が存在することを調査当局が認めないのであれば、この区分を求めた理由及び調査手続きにおいて利害関係者にこの区分の説明をしなかった理由を、さらに、単に不当廉売関税率を引き上げるためのものではないことを説明すべきとの主張である。

²⁸⁶ 協定 5.10

²⁸⁷ 法第 8 条第 6 項

(イ) まず、上記(253)(ア)について、調査当局は、協定及び関係国内法令等に基づき、本調査において調査当局の求めに応じて利害関係者等から提出された書面等の証拠書類を全て確認し、炭酸カリウム産業について理解した上で UNID が回答した品種コード④(用途)の食品添加用と工業用に係る区分を検討している。

(ウ) 続いて、上記(253)(イ)及び(ウ)について、調査当局は、上記(216)のとおり、UNID が原価管理上の選択から製造原価で食品添加用と工業用を区分していない旨、また、食品添加用の基準に合わせて工業用を生産している旨主張していることから、食品添加用と工業用の仕様が同一であり、食品添加用及び工業用として生産された製品に、正常価格と輸出価格の比較に影響を及ぼすほどの物理的特性に差があるとはいはず、品種コード④(用途)における食品添加用と工業用との区分を認めることはできない。

調査当局は、UNID が販売段階において明確に分かれている顧客を対象に、製品試験成績書(Certificate of Analysis)の管理により、食品添加用と工業用の販売を区別して管理しているとの主張について、前述のとおり、食品添加用と工業用の仕様は同一であることから、同一仕様の製品を単に顧客の用途に応じて区別しているに過ぎないことを確認している。

(エ) 次に、上記(253)(エ)について、調査当局は、協定²⁸⁸及び関係国内法令等²⁸⁹に基づいて、品種コード④(用途)の区分を検討した結果、品種コード④(用途)が販売先の使用用途によって区分しているのみで、それ以外の物理的特性等に差異が無いと認めたことから、品種コード④(用途)における食品添加用と工業用について区別しないとの結論に至ったものである。この結論は、上記「**2-2-1-1 正常価格**」及び「**2-2-2-1 本邦向け輸出価格**」並びに「不当廉売差額率の算定について」I.(3)に記載のとおり、合理的である。

なお、上記(253)(オ)について、調査当局が利害関係者に対して、品種コード④(用途)の他、同コード①(状態)、同コード②(濃度)、同コード③(形状(固体のみ))、同コード⑤(製造工程)に係る回答を求めた理由は、協定 2.4 が規定する「価格の比較に影響を及ぼす差異」を考慮するためである。そのため、調査当局が当初質問状で必要な情報を求め、それらの情報に基づいて調査を行い、最終的に品種コード④(用途)に価格の比較に影響を及ぼす差異がないと判断したことは調査手続上何ら問題ない。

(オ) さらに、上記(253)(オ)について、調査当局は上記(216)(イ)で述べたとおり、本調査を協定に基づいて実施したところ、品種コード④(用途)における食品添加用と工業用との区分を認めることができない理由について、調査当局は UNID に対して、上記(194)に記

²⁸⁸ 協定 2.4

²⁸⁹ 法第 8 条第 1 項、ガイドライン 7.

載のとおり、仮の決定に際して UNID へ送付した「不当廉売差額率の算定について」I.(3)で明示している。また、調査当局は、仮の決定までの間に、第 1 回目不備指摘通知²⁹⁰において、当コードに係る調査当局の疑問点を UNID へ伝え、UNID の確認を経ていることから、「この区分を説明しなかった」との UNID の主張は失当である。そして、上記(エ)のとおり、調査当局が、調査の結果、最終的な決定において、当初質問状における品種区分を変更して不当廉売差額率の決定を行ったことは協定に整合的である。

(カ) 最後に、上記(253)(オ)について、UNID が主張する品種コード④（用途）における食品添加用と工業用との区分を調査当局が認めなかつたのは、上記(イ)で述べたとおり、調査当局が本調査を協定及び関係国内法令等に基づき実施した結果、価格の比較に影響を及ぼす差異があつたとは認められなかつたからであり、その詳細は重要事実及び「不当廉売差額率の算定について」に記載されているとおりである。決して、単に不当廉売関税率を引き上げるためのものでないことは明白である。

(キ) したがつて、上記(253)の UNID の反論は認められない。

(265) 上記(254)の UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(254)の反論は、UNID の Powder (粉) 製品の製品型番【営業上の秘密】の取引は既存顧客との 1 件のみであり、また、その取引における数量の割合が【営業上の秘密】% であるところ、調査当局はこのスポット性の取引に鑑み、Powder (粉) 製品より Super Fine Powder 製品の販売価格が高く形成されていることを認めるべきであるとの主張である。

(イ) 上記(254)について、調査当局は、上記(92)(エ)及び(218)(エ)のとおり、UNID と取引先との取引を精査した結果、UNID が当該取引先と頻繁に取引を行っていることを確認している。また、調査当局は、販売価格が顧客との交渉による結果であり、当該取引に関しても他の販売価格と比較してその異常性を認めることができなかつた。そのため、調査当局は、スポット性（非常に少ない数量）があるため高い価格で Powder (粉) 製品を販売したという UNID の主張を認めることができない。

(ウ) また、製品型番【営業上の秘密】の取引がスポット性の取引であり、取引数量の割合が小さいため Powder (粉) 製品の販売価格が高く形成されているとの UNID の主張に対し、調査当局は、上記(92)(エ)及び(218)(エ)で述べたとおり、Powder (粉) 製品の取引数量と比較してもやや少ない量の取引である Super Fine Powder 製品をほぼ同じ価格で取引していることを確認したため、Powder (粉) 製品と Super Fine Powder 製品

²⁹⁰ 令和 2 年 8 月 24 日付け供給者に対する第 1 回目不備指摘（整理番号 10）

との価格差が存在しないと判断したものである。

そして、調査当局は、Powder (粉) 製品の価格が一定のものではなく、多様な価格を形成していることも確認している。

(エ) したがって、上記(254)の UNID の反論は認められない。

(266) 上記(255)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(255)の反論は、UNID が調査当局へ提出した韓国語で記載された The Bell のレポートに係る日本語の翻訳が一部しかないという理由で証拠として認められないという調査当局の見解について、調査当局へ再検討を求める主張である。

(イ) また、調査当局は、真に UNID の韓国の内需市場は独占的な地位が存在する市場で、特別な状況に関する証拠が必要であれば、仮の決定の前に、UNID に対し追加で要求すべきとの主張である。

(ウ) まず、上記(255)(ア)について、調査当局は、上記(14)で述べたとおり、調査開始告示において「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」旨を告示した。

これに加えて、「お願い紙」、「不備指摘²⁹¹」、「供給者追加質問状」及び「現地調査項目等の通知²⁹²」でも同様の趣旨を明示している。

さらに、「お願い紙」においては「なお、質問状回答等その他政府への提出書面等が日本語以外の言語で作成されている場合又は日本語以外の言語によるもので日本語の翻訳文が提出されない場合には、当該情報を証拠の認定に際し不採用とすることがありますのでご注意ください。」ということも明示している。

このような前提が明確であったにもかかわらず、UNID が調査当局へ提出した証拠には、日本語への翻訳が一部のみであった。

(エ) また、調査当局は、上記(220)(イ)前段のとおり、同レポートの日本語の翻訳文が適切に添付されていなかったことから、同分析内容を確認できていない。

なお、仮に、同レポートの日本語の翻訳文が適切に添付されていたとしても、調査当局は、上記(220)(イ)後段のとおり、韓国国内における取引が通常の取引であると認めて

²⁹¹ 令和 2 年 8 月 24 日付け供給者に対する第 1 回目不備指摘及び令和 2 年 9 月 4 日付け供給者に対する第 2 回目不備指摘

²⁹² 令和 2 年 11 月 20 日付け「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査（以下「現地調査」という。）の実施について」

いるため、UNID から回答のあった韓国国内における販売価格を正常価格として使用するとの結論に変わりはない。

(オ) 次に、上記(255)(イ)について、調査当局は、提出された証拠書類を確認した結果、韓国における取引が通常のものと認められたため、追加の証拠を求める必要もなかった。

また、UNID は政令第 10 条第 1 項に基づく「証拠」の提出の機会があるにもかかわらず、韓国内の内需市場が独占的な地位が存在する市場で、特別な状況であるという証拠を証拠の提出期限までに提出してこなかった。このことから、調査当局は、UNID の韓国内の内需市場が特殊な状況であるという主張を単なる意見と判断した。

(カ) 当然のことであるが、調査当局は、協定及び関係国内法令等に基づいてこれまでの調査を実施している。この調査における、UNID が主張する UNID の韓国内の内需市場が独占的な地位が存在する市場で、特別な状況に関する証拠に係る検討過程や根拠規定等は、上記(94)及び(220)に記載のとおり、仮の決定及び重要事実において既に十分に記載されている。

(キ) したがって、上記(255)の UNID の反論は認められない。

(267) 上記(256)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(256)の反論は、UNID が調査当局からの「その他間接販売費」及び「一般管理費」に係る説明に基づき提出した「間接費」及び「販売費」について、調査当局に再検討を求める主張と解される。

(イ) まず、UNID が主張する調査当局への問合せについて、令和 2 年 9 月 10 日、UNID の代理人から調査当局（財務省）へ電話にて「その他間接販売費」及び「一般管理費」に係る問合せがあったことは事実であるが、調査当局は、この問合せに対し、上記(222)(オ)前段のとおり、様式 B の項目 (B-3-29) 「その他の間接販売費・一般管理費」と様式 E の「間接販売費・一般管理費」が一致している旨の不備について説明をし、回答を求めたものである。

(ウ) その後も、調査当局は、上記(222)(オ)及び(カ)前段並びに「不当廉売差額率の算定について」 II.A.のとおり、当初質問状回答に係る第 2 回不備指摘及び供給者追加質問状を通じて、本邦向け輸出取引に係る販売部門と思われる日本事務所に係る費用から、対象產品に直課・配賦すべき費用（輸出販売から控除すべき費用）の算出を依頼し、日本事務所の経費の内容を質問したが、UNID から回答された「その他の間接販売費・一般管理費」の金額は、当初質問状の回答金額と変わらないものであった。

調査当局は、UNID から提出された部署別勘定科目別実績資料²⁹³を確認したところ、UNID が当初質問状回答で「その他の間接販売費・一般管理費」について「直接追跡できない販売及び管理に関する費用であり、本社の当該部署の給与を含めた各種管理費用が該当する。当該費用の特性上、販売と関連した全般的な活動のために発生した費用である。」²⁹⁴と回答したとおり、様式 E の生産費用に含まれる「間接販売費・一般管理費」であると判断した。

以上のとおり、調査当局は UNID から提出された資料をもって、UNID が回答した「その他の間接販売費・一般管理費」が「対象商品に直課・配賦すべき費用」ではなく、「調整が必要な費用項目」として認められないとの結論に至ったものである。

これは、様式 C 「その他の間接販売費・一般管理費」においても同様である。

(エ) また、UNID は調査当局の指摘に応じて「様式 E」に「発送地区分（内需、輸出・日本、輸出）」を追記した資料を提出しているが、当該資料は、様式 E に関する修正であり、上記(ウ)の「調整が必要な費用項目」に関する結論を変える根拠とはならない。

(オ) したがって、上記(256)の UNID の反論は認められない。

(268) 上記(257)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(257)の反論は、調査当局が UNID の提出資料によって間接販売費と一般管理費を区分することが可能であることを認め、不当廉売差額率の算定における間接販売費の算出を再検討すべきとの主張と解される。

(イ) 調査当局は、UNID が主張する「その他間接販売費」と「一般管理費」を区分した資料²⁹⁵及び UNID が重要事実に係る反論において主張した資料²⁹⁶を確認したところ、両資料は間接販売費に係る売上高並びに管理費及び販売費等であり、両資料において金額は一致していた。そして、調査当局は、この内容が、供給者当初質問状回答書の内容²⁹⁷と同様であることを確認した。

つまり、UNID は、様式 E の生産費用に含まれる「間接販売費・一般管理費」を間接販売費と一般管理費に区分して再算出を求めてきているが、それらの金額はこれまで UNID から回答があった金額と変わりなく、上記(267)で述べたとおり、「調整が必要な費用項目」として認められないため、UNID が要請する調整項目の再算定は認められない。

²⁹³ 供給者第2回目不備改め版回答書（質問項目 24.①）（添付資料 C-3-20-4(追加質問)）（令和2年9月18日）

²⁹⁴ 供給者当初質問状回答書（調査項目 B-3-29-1-1 及び B-3-29-2-1①）

²⁹⁵ 供給者現地調査提出資料（17. B-(2)-2）

²⁹⁶ 供給者追加質問状回答書（I-6）

²⁹⁷ 供給者質問状回答書（様式 B 項目 B-3-29）

(269) したがって、上記(257)の UNID の反論は認められない。

6-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討

6-4-1 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論等の検討

6-4-1-1 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論

(270) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「5-5-1-2 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等の検討」及び「5-5-2-3 「その他の意見等」に係る反論等の検討」に関して、次の内容の重要事実を支持する意見の表明²⁹⁸があった。

(ア) 調査対象期間中の日本国内の消費パターンは特に変化していないとする重要事実の内容を支持する。

(イ) 本邦生産者の設備投資が通常の生産水準を維持するための定期的な設備の維持更新の範囲内であることの根拠は既に明確に示されており、重要事実の内容を支持する。

(271) 供給者である UNID から、上記「5-5-1-2 「需要又は消費態様の変化」に係る反論等の検討」及び「5-5-2-3 「その他の意見等」に係る反論等の検討」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁹⁹が提出された。

(ア) 本邦生産者の 1 者は、証拠目録 13-1³⁰⁰において明確に今後の需要見込みが変化することを述べているが、申請者の回答と矛盾している。そのため、調査当局は、需要見込みにあたって、証拠目録 13-1 と申請者の回答との差に関して再検討すべきである。

(イ) 調査当局は、UNID が仮の決定反論書 4)b)において行った、本邦生産者の老朽化された施設の維持・更新などの費用が通常の炭酸カリウム事業に見込める金額と判断した根拠（申請者企業が自ら主張した水準であるか、他国産業の平均の設備維持費水準であるかなど）を提示すべきとの要請に明確に回答していないため、再度その根拠の提示を要請する。

(ウ) また、調査当局は、上記(237)における「定期的な設備の維持更新の範囲」について、具体的な基準を明示すべきである。

²⁹⁸ 重要事実反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 4 月 22 日）

²⁹⁹ 重要事実反論書（UNID、令和 3 年 4 月 22 日）

³⁰⁰ 令和 2 年 9 月 29 日、UNID から提出された証拠 別添 13-1

(エ) 調査当局は、協定 3.7 の実質的な損害のおそれについて、事実を基盤にすべきであり、単純に主張や推測、又は漠然とした可能性を基に判断をしてはならないという規定に反した判断をしている。調査当局は、申請者が認めている事業撤退の理由を漠然とした可能性として認めて判断しているにすぎないため、損害検討段階から明確な因果関係に依った判断をすべきである。

6-4-1-2 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る再反論

(272) 申請者であるカリ電解工業会から、上記「6-4-1-1 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論」(271)の UNID からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論³⁰¹が提出された。

(ア) 証拠目録 13-1³⁰²は、上記(233)(ア)のとおり、本邦生産者 1 社の事業構造改革の決定における検討要素が記載されているのであって、消費パターンの変化に関する証拠に該当しない。

(イ) 重要事実において、本邦生産者による設備投資が通常見込まれる、すなわち生産水準を維持するために必要な定期的な設備の維持更新の範囲内と判断した理由は既に十分示されている上、設備の維持更新費の水準等に関する回答は本邦生産者の営業秘密を侵害するおそれがある。

(ウ) 上記(237)(ア)のとおり、調査当局は、本邦生産者に対する現地調査において確認された事実等に基づいて損害の因果関係について判断したものである。これは協定にも整合的である。

(エ) したがって、UNID の主張は失当である。

6-4-1-3 「需要又は消費態様の変化」及び「その他の意見等」に係る反論等の検討

(273) 上記(271)の UNID からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(271)(ア)について、UNID は証拠目録 13-1³⁰³に明確に今後の需要見込みが変化する旨記載されていると主張しているが、UNID から提出のあった証拠目録 13-1 は、上記(233)に記載のとおり、本邦生産者の 1 者がカセイカリ事業の生産停止を含めた抜本的

³⁰¹ 重要事実再反論書（カリ電解工業会、令和 3 年 5 月 10 日）

³⁰² 令和 2 年 9 月 29 日、UNID から提出された証拠 別添 13-1

³⁰³ 令和 2 年 9 月 29 日、UNID から提出された証拠 別添 13-1

な事業構造改革の実施の決定に至る過程で、今後の需要見通しや設備の維持更新に必要なコスト等を検討したことが記載されているにすぎない。

確かに、「今後の需要見通し」との文言が記載されているが、あくまでも、抜本的な事業構造改革の実施の決定に至る過程で「今後の需要見通し」を検討したのであって、明確に今後の需要見込みが変化することを述べているわけではない。

(イ) また、本邦における炭酸カリウムの需要については、上記「4-2-2-1 需要の変化」とおり、調査対象期間における減少が認められるものの、需要減少の影響を排除してもなお当該輸入貨物の影響による販売量の減少が認められた。

(ウ) したがって、上記(271)(ア)の UNID の反論は認められない。

(エ) 上記(271)(イ)について、繰り返しになるが、調査当局は、上記(237)に記載のとおり、本邦生産者に対する現地調査を実施し、定期修理引当金の増額理由や減価償却費の増加の要因について確認をしている。そして、それらの費用が、本邦生産者において通常見込まれる、定期的な設備の維持更新の範囲内であることを確認している。そのため、明示的な根拠を示していないとの UNID の主張は失当である。

なお、設備の維持更新に必要とされる費用は企業毎に異なるところ、他国産業の平均設備維持水準と比較することによって本邦生産者の生産水準を維持するために必要な水準を判断することは適切ではないため、他国産業の平均設備維持水準と比較は行っていない。

(オ) また、上記(271)(ウ)について、調査当局は、上記(237)において、「定期的な設備の維持更新の範囲」を本邦生産者がその生産水準を維持するために必要とされるものと明示している。

(カ) 上記(271)(エ)について、協定 3.7 は、「実質的な損害のおそれの決定」に関するものである。しかし、本調査では本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められているため、協定 3.7 に係る UNID の主張は失当である。

調査当局は、協定に基づき、実証的な証拠に基づいて損害の決定を行っているところ、調査当局は、単なる主張や推測、可能性を基に判断を行っておらず、また、当該輸入貨物と本邦の産業の損害等の発生について因果関係が認められると判断をしている。

よって、UNID の主張は失当である。

(キ) したがって、上記(271)(イ)、(ウ)及び(エ)の UNID の反論は認められない。

6－5 重要事実を支持する意見

(274) 申請者であるカリ電解工業会から、上記(247)、(251)及び(270)に加えて、上記「5－4－1 「当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討」に関して、「UNID の各主張はいずれも失当であり、重要事実の内容を支持する。」との重要事実を支持する意見の表明³⁰⁴があった。

また、「不当廉売された炭酸カリウムが輸入されたことにより、本邦の産業に実質的な損害が発生しており、重要事実の内容を支持する。」との重要事実を支持する意見の表明³⁰⁵があった。

6－6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(275) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 結論

(276) 以上のとおり、不当廉売された炭酸カリウムの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

³⁰⁴ 重要事実反論書（カリ電解工業会、令和3年4月22日）

³⁰⁵ 重要事実反論書（カリ電解工業会、令和3年4月22日）

(別添)

主要証拠等目録

番号	標 目
1	大韓民国産の炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面（カリ電解工業会）
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書（UNID Co.,Ltd）
3	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書（伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社）
4	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書（日星産業株式会社）
5	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書（株式会社マルー）
6	本邦生産者に対する確認票及び質問状への回答書（AGC 株式会社）
7	本邦生産者に対する確認票及び質問状への回答書（日本曹達株式会社）
8	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 A 社】）
9	産業上の使用者に対する確認票への回答書（【産業上の使用者 B 社】）
10	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 C 社】）
11	産業上の使用者に対する確認票への回答書（【産業上の使用者 D 社】）
12	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 E 社】）
13	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 F 社】）
14	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 G 社】）
15	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 H 社】）
16	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 I 社】）

17	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 J 社】）
18	産業上の使用者に対する確認票への回答書（【産業上の使用者 K 社】）
19	産業上の使用者に対する確認票への回答書（【産業上の使用者 L 社】）
20	産業上の使用者に対する確認票への回答書（【産業上の使用者 M 社】）
21	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 N 社】）
22	産業上の使用者に対する確認票への回答書（【産業上の使用者 O 社】）
23	令和 2 年 8 月 24 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (UNID Co.,Ltd)
24	令和 2 年 8 月 24 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (株式会社マル一)
25	令和 2 年 8 月 24 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (日星産業株式会社)
26	令和 2 年 8 月 24 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (日本曹達株式会社)
27	令和 2 年 8 月 24 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (【産業上の使用者 F 社】)
28	令和 2 年 8 月 24 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (【産業上の使用者 H 社】)
29	令和 2 年 9 月 4 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (UNID Co.,Ltd)
30	令和 2 年 9 月 4 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (株式会社マル一)
31	令和 2 年 9 月 4 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社)
32	令和 2 年 9 月 4 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (AGC 株式会社)
33	令和 2 年 9 月 4 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (【産業上の使用者 I 社】)
34	令和 2 年 9 月 23 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (株式会社マル一)

35	令和 2 年 10 月 1 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (日本曹達株式会社)
36	令和 2 年 10 月 1 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (AGC 株式会社)
37	令和 2 年 10 月 5 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書 (株式会社マル一)
38	追加質問状に対する回答書 (UNID Co.,Ltd)
39	追加質問状に対する回答書 (伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社)
40	追加質問状に対する回答書 (日星産業株式会社)
41	追加質問状に対する回答書 (株式会社マル一)
42	追加質問状に対する回答書 (AGC 株式会社)
43	追加質問状に対する回答書 (日本曹達株式会社)
44	令和 2 年 9 月 29 日付け証拠の提出 (UNID Co.,Ltd)
45	令和 2 年 8 月 7 日付け意見の表明 (UNID Co.,Ltd)
46	令和 2 年 10 月 29 日付け意見の表明 (UNID Co.,Ltd)
47	令和 2 年 10 月 29 日付け意見の表明 (伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社)
48	令和 2 年 10 月 29 日付け意見の表明 (AGC 株式会社)
49	令和 2 年 10 月 29 日付け意見の表明 (日本曹達株式会社)
50	令和 2 年 10 月 29 日付け意見の表明 (カリ電解工業会)
51	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査に係る現地調査結果報告書及び提出資料 (UNID Co.,Ltd)
52	本邦生産者に対する現地調査に係る現地調査結果報告書及び提出資料 (AGC 株式会社)
53	令和 2 年 9 月 18 日付け秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見書 (カリ電解工業会)
54	仮の決定反論書 (仮の決定に係る意見の表明 (反論)) (カリ電解工業会)
55	仮の決定反論書 (仮の決定に係る意見の表明 (反論)) (UNID Co.,Ltd)

56	仮の決定再反論書（仮の決定に係る意見の表明（再反論））（カリ電解工業会）
57	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（UNID Co.,Ltd）
58	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（カリ電解工業会）
59	重要事実再反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（再反論））（カリ電解工業会）
60	調査当局が収集及び分析した関係証拠